

朝鮮開国の要因に関する研究：初期的開化論と国際環境の影響を中心として

孔，義植

<https://doi.org/10.11501/3180660>

出版情報：九州大学，2000，博士（法学），論文博士
バージョン：
権利関係：



第2節 明治維新による内部の矛盾と権略的征韓論¹⁾

1. 明治初期における制度改革

明治維新によって出現した新政府は、諸藩が依然として各々の兵力を保有していたことや、政府首脳部においての意見や行動の統一もなされていなかったため、その政治的な基盤は極めて不安定なものであった。そのため新政府は、天皇親政という建前を強調して国論の統一を図る一方、中央集権国家の体制整備のため早くから制度の改革に踏み切った。しかし、こうした急速な制度改革は、政府内部の分裂を招いたばかりでなく、士族・平民の広範な不満を買うことになり、新政府は新しい危機に直面することになった。²⁾

政府首脳部の分裂、士族・平民の不満は新政府の存立自体を脅かすものであったので、政府はこうした内部の矛盾の解消に必死の努力を重ねて行かなければならなかった。その努力の一つが、内政への不満を外政にそらすための海外膨張論であり、明治初年の権略的征韓論はまさにこうした内部矛盾を外に転ずる一つの具体策として提起されたものであったと言えよう。

ここでは、明治初期における権略的征韓論の台頭の原因を、明治維新によって生じた国内の矛盾に求め、まず、このような矛盾を生んだ制度改革について述べてみることにする。

明治新政府が中央集権国家体制の基礎を固めるためにまず着手したのは、諸行政組織の改編と同時に諸藩が持っていた人民と土地を朝廷に返すという版籍奉還であった。版籍奉還は、早くも1868年2月から木戸孝允によって主張されたが、その時は採用されなかった。

1869年1月薩・長・土・肥四藩士の間で再びこの問題が協議され、同月20日に薩・長・土・肥四藩主により版籍奉還の上表文が提出された。これに対して朝廷は、同年6月17日から25日にかけて諸藩の版籍奉還の上表を聴許し、まだ上表しなかった30余りの藩にも奉還を命じた。この版籍奉還により、中央及び地方制度は大きく改革されることになった。

続いて、同年9月の「藩制」改革によって全国261藩の版籍は返上され、藩は石高により大・中・小藩と分けられたし、藩主は知事に、重臣は大参事・小参事となった。藩庁が設けられ旧藩の職も廃止された。さらに、公卿・諸侯の称は廃止されて華族となり、中下大夫・上士以下の称号も廃止され、士族及び卒と定められた。

財政については、藩の実収石高の10分の1を知事の家禄とし、その残りの

10分の9の1割を中央政府の軍費として収めるようにした。士族の禄は、知事家禄を除く残りの10分の9から現米で藩という政治機構から支給されることになり、士族の禄は大削減を余儀なくされ、当然の事ながら藩とその家臣という主従関係は、制度的に廃止されることになったのである。

この版籍奉還の主旨は、「王土王民の大義名分論」によるものであったが、統一的中央集権国家の体制を確立することによって、諸藩割拠や藩体制の存続を打破し、軍事的・財政的に権力を集中させ、薩長中心の有司体制を構築しようとするものであった³⁾。

版籍奉還により政府は、中央集権国家体制の基礎作りに一応の成果はあげたが、藩を中心とする地方分権的体制は依然として残っており、この藩に残っている権力の解体が新政府における当面の課題となった。そこで薩・長・土の三藩出身の藩士を中心として廃藩置県が協議され、その実行のための政治的・軍事的準備が進められた。即ち、政府は諸藩の武力的抵抗に対応するための軍隊として、薩・長・土三藩の兵力を持って御親兵を組織し、この御親兵を新しく参議に就任した西郷隆盛に統率させる一方、長州の木戸孝允も参議に任命するなど、その準備を着々と進めていったのである。

そして1871年7月14日天皇は、在京の諸藩知事を招集し、「藩ヲ廃シ県ヲ置ク⁴⁾」との詔書を発表した。この廃藩置県の断行によって261藩が廃止され、新たに3府302県が置かれる⁵⁾事になり、府県知事は中央政府が任命することになった。さらに、全国の城郭・武器の管理権が兵部省に移され、藩兵の解散も行なわれた。諸藩の不換紙幣である藩札も全て政府が継承した。廃藩置県による諸措置により制度上では封建制の残滓は消滅した。これで政府は一応中央集権国家の体制の基礎を整えた。

廃藩置県を成功させたことで中央集権国家の基礎を構築した政府は、さらに官制の改革を通じて中央集権体制を固めた上、「四民平等」を掲げ身分制の改革をも図った。つまり、1871年から1872年にかけて士族の斬捨御免の特権が廃止され、穢多・非人制度も廃止された。また、華士族や農民の職業選択の自由が認められ、人身売買・人身拘束が厳禁された。

しかしながら、これらの四民平等政策は、名ばかりで華士族の特権は依然として残っていた。賤民制の廃止は、平民になった賤民に税金や兵役の義務が課せられただけのものであって、かえって負担を加重させる結果となった。

1872年には司法制度の改革と警察制度の中央集権化が試みられ、中央権力

をもって人民を直接掌握できる「戸籍法」が定められ、同年2月施行された。

これに基づいて政府は、内外からの武力的脅威から体制を守るための軍制の整備に着手した。1872年12月には「全国徴兵の詔」が発表され、それと同時に出版された太政官の告諭では従来の武士階級の特権的在り方を鋭く糾弾して「双刀ヲ帶ヒ武士ト称シ抗顔坐食シ、甚シキニ至テハ人ヲ殺シ、官其罪ヲ問ハサル」という実情を指摘し、士民と共に「均シク皇国一般ノ民ニシテ、国ニ報スルの道モ固ヨリ其別ナカルヘシ⁶⁾」と四民平等の社会が到来した事を強調した。

また、1873年1月には徴兵令を制定し、満20歳の男子を徴兵した。この徴兵令は「国民皆兵」をスローガンとしたが、現実には各種の免役規定があり、免役者の数は1876年において徴兵適齢人口の8割を越したのが実情であった。⁷⁾ 1872年8月には「学制」が公布され、士族以下の人民にも学問の機会が与えられた。

以上のような版籍奉還と廃藩置県を根幹とする一連の改革措置によって政府は、政治的藩権を解体し得たが、幕府体制下の封建的貢租收取制度の実体はそのまま継承された。しかし、政府にとってはその封建的貢租收取制度も撤廃しなければならない課題であった。

この旧租法の改革の構想は早くも廃藩置県の直後から大蔵省の案として登場していたが、経済的・社会的混乱を避けるため徐々に進められた。政府は1871年9月には、田畑勝手作の解禁・土地永代売買の解除(1872年2月)・地券交付(同年7月)・地所質入書入規則(1873年1月)等を定め、1873年7月に「地租改正法令」が公布された。

地租改正の主な内容は、①課税基準を土地の石高、即ち収穫高ではなく、土地の価格(地価)とし、②税率は豊凶に関係なく地価の3%を定率とし、③物納(米納)ではなく金納とし、④納税者は土地耕作者ではなく土地所有者とすること等であった。そして、地租改正は「旧来の歳入を減せざる」との方針の下に進められており、地価は農民の申告を越えた額で決定されることが多く、旧来より負担が重くなる場合が多かった。また、入会地や所有者が明確でない土地などは全て政府に収められ、農民の強い不満を引き起こし、各地で農民の激しい抵抗運動が起った。

以上のような改革を通じて政府は、中央集権的統治組織の整備に一定の成功を収めたが、国家歳入の4分の1から3分の1を占める華士族に対する家禄の

支給に苦しんでいた。華士族に対する家禄の支給は、四民平等の建前から、また政府の財政上の負担軽減のためにも、その整理処分が要請されたが、旧武士階層の反発を恐れ、なかなか手を出すことができなかった。⁸⁾

禄制の整備計画は、1872年から井上馨・大隈重信を中心に推進されたが、政府内の反対により中断された。ところが、1873年10月の征韓論争を切っ掛けに旧武士階層の特権維持勢力が政府から下野してから大久保・大隈・伊藤たちの新官僚勢力によって本格的に推進されることになった。

政府は、12月イギリスからの外債を資金として、「俸禄奉還」制度を実現し、華士族で奉還を申し出た者に対しては、産業資金として永世禄は6ヶ年、終身禄は4ヶ年分を、半額は現金、残りの半額は8分利付の「秩禄公債」をもって、一時下賜することにした。この奉還は、1875年7月に中止されたが、それまでの間に全士族の約3分の1、全俸禄の4分の1が奉還されたのみであった。

そこで翌1876年8月、政府は、金禄公債証書発行条例を公布し、ここに華士族をして、俸禄の数年分を額面とする公債証書の所有者とした。これ以後、士族層の解体は急速に進んだが、これは士族の政府に対する抵抗を一層激しくさせる契機になった。

2. 士族・農民の不満と権略的征韓論

新政府は、以上の改革を通じて封建的支配関係にあった士族層の社会・経済的基盤を崩壊させたが、これは必然的に彼らを政府に対する大きな抵抗勢力にしてしまう結果となった。さらに、そればかりでなく、政府が表看板にしていた「百事御一新」のスローガンは、一時は広範な農民層に一筋の希望を与え「錦の御旗」を謳歌させたが、それは農民の生活を改善するまでには至らなかった。新政府に裏切られたと思った農民層は、その反動として不満を爆発させ、農民一揆が各地で発生した。それと同時に政府は、旧藩兵や士族たちの不満から発生した反乱にも悩まされた。⁹⁾

農民一揆は、明治維新以降1882年まで、218件発生した。これを年度別にみると1868年に17件、1869年に43件、1870年に32件、1871年に24件、1872年に16件、1873年に37件、1874年に12件、1875年に2件、1876年に5件、1877年に5件、1878年に4件、1879年に8件、1880年に4件、1881年に7件、1882年に3件であった。¹⁰⁾ これを見ても農民一揆は、政府の改革が急速に進められた明治初期に集中して発生していることがわかる。

農民一揆は、1873年に特に激しかった。一揆発生地域はほとんど近畿以西、特に中国・四国・九州で起こった。これは、この地方が凶作で米価・諸物価が騰貴し、民衆の生活が苦しかったことと関係があった。¹¹⁾ 一揆の要求事項は、徴兵反対、小学校設置反対、地券発給取りやめ、年貢と諸税の軽減、米価引き下げ、賤民制廃止反対等、多くの事項に渡っていた。¹²⁾ 徴兵制は農民の労働力を賦役として徴集するのと同じであったし、また地租改正も農民の負担を軽減させなかったで、農民の苦しみは極限に達していた。その他、義務教育制度においても学校の建設から教師の給料まで全てが人民の負担になったため、新しい形態の税金に過ぎなかった。こうした政府の政策に反対して起った廃藩置県後の一揆や騒動で、参加者1万人以上のものだけでも、伊予大洲の4万人（1871年8月）、大分県では処刑者のみで2万8千人（1872年12月）を数えた。1873年に入って俄然激化し、3月越前大野で1万以上、5月美作で数万人が蜂起、特に6月には筑前の嘉麻穂波2郡では30万人の大騒動が起り、その近くの諸県及び鎮台の大兵を動員してようやく鎮圧したが、死刑にされた首謀者数名のほかにも処罰されたのは6万人に上った。¹³⁾

こうした農民一揆は、明治新政府の征韓意志に直接的な影響を及ぼしたのではないと思うが、士族層の動揺と絡み合って、内政の混乱を外患を以て解決しようとした政府の指導部に間接的な影響を及ぼしたと思うのである。

士族層の動揺や反乱も1872—1873年頃には家禄の償却計画着手や徴兵令発布を契機とし、だんだん顕著になった。

以下、士族反乱の具体的な例¹⁴⁾を通じて、当時の不穏な情勢について述べて見よう。

〔山口藩の脱隊騒動〕 1869年12月山口藩は、幕末維新期に活躍した諸隊を兵制改革により解散し、旧隊士からとった兵士で常備軍4個大隊を編成した。しかし、常備軍に編成されなかったことに不満を抱いた2千人余りは、翌月山口から脱走し、一部の不平士族も加わえられて、1870年1月山口を襲った。帰国していた木戸孝允・井上馨たちが鎮圧に当り、翌2月辛うじておさまった。

〔日田県の竹槍騒動〕 山口藩の脱隊騒動の扇動者と藩庁から注目された大楽源郎衛らは、1870年3月脱走して九州へ逃れ、久留米に潜伏した。同年12月、日田県の農民が竹槍騒動を起して県庁を襲ったが、大楽ら山口脱走の徒が県下に潜伏し、士民を扇動していると見た政府は、松方正義たちを派遣し鎮圧した。

〔淡路洲本の稲田騒動〕 徳島藩でも録制を改めたが、家老洲本1万4千石の稲田邦植は千石に削減され、その家臣は陪臣の統率とされたので、稲田は分藩独立を要請した。これに徳島藩兵は1870年5月洲本を攻めて、藩内では内分による戦闘が起きた。政府は弾正台の黒田清綱を徳島藩に派遣し、首謀者を処刑し、稲田らは北海道に入植させた。

1872年5月から7月にかけて天皇は士族の動揺を静めるために不平士族の根拠地であった四国・九州を巡回した。¹⁵⁾ そのおかげで士族の動揺もしばらくは鎮静されることになったが、それは一時的なことに過ぎなかった。天皇を拜んでも士族の空腹はおさまらなかつたし、それと共に不平も収まらなかつた。

西郷の軍隊とも言われた近衛兵も政府の士族軽視政策に猛烈に反発しており、その鬱憤と不満がいつ爆発してもおかしくない状態であった。そのため、西郷は山県に代って自ら近衛都督に就任し、士族の統制に一所懸命であった。

以上のような維新後の混乱と矛盾を解決しうる方策として政府首脳部の中では、征韓論が唱えられるようになったのである。

内政不安に対する危機克服の見地から征韓論が唱えられるようになったのは、明治新政府が成立して間もない1868年末であった。

1868年12月14日、木戸孝允は、岩倉具視に「速ニ天下ノ方向ヲ一定シ、使節ヲ朝鮮ニ遣シ、彼ノ無礼ヲ問ヒ、彼若不服時ハ鳴罪攻撃、其上大ニ神州ノ威ヲ伸張センコトヲ願フ¹⁶⁾」と建言した。

これを以て一般的には日本が新政府の成立後、朝鮮に新政府の成立を知らせる国書を送ったが、朝鮮が日本の国書の受理を断ったので、木戸が征韓論を主張したというふう言われている。しかし、木戸が朝鮮の「無礼」や「罪」を挙げて朝鮮への攻撃を主張していた1868年12月14日は、日本が新政府の成立を告げ、これを朝鮮に知らせるため対馬藩の家老樋口鉄四郎を朝鮮に向って出発させてからまだ3日しか経っていなかつたし、朝鮮からはなんの反応も出てこなかつた。当然朝鮮側が「無礼」を犯すこともなかつたし、鳴らすべき「罪」も生じなかつた。したがって、この時期の木戸の征韓論は、日本の国書に対する朝鮮側の反応とは何の関係もないことであった。

では、当時木戸が征韓を唱えた真の意図はどこにあったのか。木戸の征韓論の意図を明瞭に物語っているのが、1869年1月1日、当時の軍務官副知事大村益次郎に送った木戸の書簡である。

木戸はその書簡のなかでこう述べていた。「天下の諸侯其も其藩々に於ては功名之念勃々似て、諸藩挙而賞の事のみ外は議論も無之、其上藩幕之時よりも自然と驕気は相募り、藩力を以我侪等相應に朝廷へ申立て、名義とか名分とか喋々中候も、多くは声のみに成行き、宇内之大勢を察し、皇国を万世に維持仕候など中辺之所作ふりは、毫も相見不申、唯々己に利を引き候様之風習に相移り、却而人の非は深り…中略…依而益切迫に存込中候は、軍務に於て大方略御一決に相成、先箱館之一条御平定に至候はば、海陸之处於朝廷稍御被為立唯偏に朝廷之御力を以、主として兵力を以、韓地釜山を被為開度¹⁷⁾」。

そして2月1日にも、同じ主旨を岩倉に説いた。

なお、木戸は、後年、1873年西郷の征韓論に反対した際に、自分が前に征韓論を唱えたのは「一時事を朝鮮によせ、新たに新兵を編徴して以て武力試みんと欲する。蓋し其意専ら内患を圧倒するにあるのみ¹⁸⁾」と言って、自分の征韓の意図を明らかにした。即ち木戸は維新の際、天皇政権の味方をした諸藩が中央政府の威令に容易に従わなかったし、また、これを強制して従わせるだけの兵力と経済力とが中央政府にはないという状況の下で、急速に中央の軍備をつくり権威を打ち立て諸藩の力を弱めるために諸藩と一般人民の関心を対外の戦争に集中させようとしたのが彼の征韓論の真の狙いであった。¹⁹⁾

これに対して1873年、西郷により主張された征韓論²⁰⁾は、西郷中心の士族派が大久保中心の官僚派に対抗し、新政府の中央集権化過程において窮境に落ちた士族を救うことにより、士族中心の政権樹立を目指した西郷の権略的思惑から生じたものであった。当時、政府が推進した改革政策は、ことごとく士族層の解体を促進する内容のものであって、その政策方向は西郷が期待していた方向とはほど遠いものであった。西郷を頼りにしていた士族層は、前述したように各地で動揺し、それを抑制すれば、いつ政府に向って爆発するかわからない情勢であった。

そこで、西郷は、1873年7月29日、板垣退助参議に次のような手紙を出し、朝鮮征服を唱えた。

すなわち、「弥御評決相成り候ワバ、兵隊ヲ先ニ御遣シ相成り候儀ハ、如何ニ御座候ヤ。兵隊ヲ御繰リ込ミ相成り候ワバ、必ズ彼方ヨリハ引き揚げ候様中シ立テ候ニハ相違コレナク、其の節は此方ヨリ引き取ラザル旨答エ候ワバ、此ヨリ兵端ヲ開キ候ワン。左候ワバ初ヨリノ御趣意トハ大イニ相変ジ、

戦イヲ醸成候場ニ相当リ中スベキヤト愚考仕り候間、断然使節ヲ先ニ差立ラレ候方御宜敷キハコレアル間敷キヤ。左候得バ、決ッテ彼ヨリ暴挙ノ事ハ差シ見得候ニ付、討ツベキノ名モ慥ニ相立チ候事ト存ジ奉り候。兵隊ヲ先ニ繰リ込ミ候訳ニ相成り候ワバ、樺太の如キハ最早魯ヨリ兵隊ヲ以テ保護ヲ備へ、度々暴挙モコレアリ候事故、朝鮮ヨリハ先ニ保護ノ兵ヲ御繰リ込ミ相成ルベクト相考エ中シ候間、旁往キ先ノ処故障出来候ワン。夫ヨリハ公然ト使節ヲ差シ向ケラレ候ワバ、暴殺ハ致スベキ儀ト相察セラレ候ニ付キ、何卒私ヲ御遣シ下サレ候処、伏シテ願イ奉り候。副島君ノ如キ立派ノ使節ハ出来中サズ候エドモ、死スル位ノ事ハ相調イ申ベキカト存ジ奉り候間、宜敷ク希イ奉り候。此旨略儀ナガラ書中ヲ以テ御意ヲ得奉り候。²¹⁾」と。

さらに、西郷は、1873年8月16日、三条太政大臣が朝鮮出兵の上議を延期したことで朝鮮出兵中止の主張が漸次有力化していくと、板垣参議に書簡を送って「只使節の御帰リマデ御待チ成サルト申儀、何分安心イタシ兼ネ、此節ハ戦ヲ直様相始メ候訳ニテハ決シテコレナク、戦ハ二段ニ相成り居り候。只今ノ行掛リニテモ、公法上ヨリ押シ詰メ候エバ、討ツベキノ道理ハコレアルベキ事ニ候エドモ、是ハ全ク言訳ノコレアルマデニテ、天下ノ人ハ更ニ存知コレナク候エバ、今日ニ至り候テハ、全ク戦ノ意ヲ持タズ候テ、隣交ヲ薄スル義ヲ責、且是迄ノ不遜ヲ相正シ、往先隣交ヲ厚スル厚意ヲ被示賦ヲ以テ、使節被差向候へバ、必ズ彼ガ輕蔑ノ振舞相顯レ候而已ナラズ、使節ヲ暴殺ニ及候儀ハ決テ相違無之事ニ候間、其節ハ天下之人皆挙テ可討之罪ヲ知り可申候間、是非此処迄ニ不持参シテハ不相済場合ニ候段、内乱ヲ冀フ心ヲ外ニ移シテ、国ヲ興スノ遠略ハ勿論、旧政府ノ機会ヲ失シ、無事ヲ計ッテ、終ニ天下ヲ失ウ所以ノ確証ヲ以テ論ジ候処、能々腹ニ入り候間、今日ニ相決サレ候テハ如何ニ御座候ヤ御迫り申シ上ゲ候処、至極尤ニ思シ食サレ候間、今日ハ参議中へ御談ノ上、何分返答致ベキ旨承知仕り候ニ付キ、何卒今日御出仕成シ下サレ候テ、少弟差遣サレ候処御決シ下サレタク、左候エバ、弥戦ニ持チ込ミ中スベク候ニ付キ、此末ノ処ハ先生ニ御譲り申スベク候間、夫迄ノ手順ハ御任シ下サレタク合掌奉り候。²²⁾」と朝鮮出兵の上議を行なうよう促した。

ここで言った「内乱ヲ冀フ心ヲ外ニ移シテ、国ヲ興スノ遠略」と言うことは、彼の征韓の意図をよく示している。つまり、西郷は、新政府が遂行せざるを得なかった資本主義改革により、日に日に没落していく士族層の不満をなだめ、また岩倉・大久保・木戸らが作り上げていく官僚独裁に反対して、

士族中心の政権を打ち立てるため、征韓の実行を急いだと言えよう。

権略的征韓論と言える明治維新直後の木戸や西郷たちによって主張された征韓論は、維新政府の中央集権国家体制への整備過程において、改革の在り方や進め方に対する見解の対立、また公卿・旧大名・旧藩士の対立や薩長・土・肥その他の各藩によるそれぞれの派閥的対立が、立体的かつ交錯的に展開された複雑な対立と妥協が繰り返される中で、諸藩各派の抗争や士族対官僚派の対立とが、国内における政情不安を背景に露呈されたものであり、それらの内憂を外患除去的な武力行使によって解消しようとしたものであった。²³⁾

言換えれば木戸の征韓論では、名分は征韓でありながら、実際の攻撃対象は旧藩であったのに対して、西郷の征韓論における実際の攻撃対象は中央政府であった。

このように、維新直後の征韓論は、主張者たちの権略的見地から提起されたものであっただけに、政府首脳部の政治的見解が一致しなかったことから、また政治的見解や目標を異にする指導者たちが同じ政府の首脳部を成していたため、征韓を実行することまでは至らなかった。さらに、この時期の征韓論は、あくまでも武力を動員した戦争を前提に唱えられたものであったので、もしも実際に征韓が企図されたとしたら、朝鮮の鎖国を一層強める結果になったか、あるいは日朝戦争になり、条約の締結による朝鮮の開国をもたらすことはできなかったと思われる。

結局、権略的征韓論は、1873年の征韓論争で西郷隆盛が敗北すると消滅され、その後外務省の第一線外交官や一部の軍人による政策的征韓論に切り替えられたのである。

註

- 1) これは木戸や西郷が非征韓論者であったことを意味するのではない。ただ、兩人は、征韓の意は一貫して持っていたながら、自分たちの政治権力確保の手段として征韓論を巧みに利用しようとしていたのでこのような言い方をしたに過ぎない。
- 2) 制度の改革については、鵜沢義行『近代日本政治史Ⅰ』千代出版株式会社、1979年。大久保利謙編『政治史Ⅲ』山川出版社、1976年。岡義武『日本政治史Ⅰ』創文社、1967年。安岡昭男『日本近代史』芸林書房、1982年。升味準之輔

『日本政治史』1，東京大学出版社、1988年。原口清『日本近代国家の形成』岩波書店、1968年。韓培浩『日本近代史研究』ソウル，高麗大学校出版部，1975年。歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史』5 明治維新，東京大学出版会，1970年。遠山茂樹『明治維新』岩波書店，1973年。松岡八郎『明治政党史』駿河台出版社，1968年を参照すること。

- 3) 鵜沢義行，前掲書，118頁。
- 4) 太政官日誌，明治4年11月6日。
- 5) 同年11月までは3府72県に整理統合された。
- 6) 太政官日誌，明治5年12月朔日。
- 7) 免除の条件は、身長五尺一寸以下の者、病弱不具者をはじめ官吏・陸海軍学校の生徒・公立専門学校の生徒・洋行者・一家の主人・嗣子・嫡子・独子・独孫・養子・代人料金270円を納めた者などであった。大久保利謙「維新政府」大久保利謙編，前掲書，106頁。
- 8) 旧幕臣の禄制改革は、1967年9月に、旧諸侯・藩臣は藩籍奉還を機として削減が実行された。
- 9) 大久保利謙「維新政府」大久保利謙編，前掲書，106。
- 10) 木戸田四郎「維新期の農民一揆」岩波講座『日本歴史』近代2，岩波書店，1962年，187頁。
- 11) 原口清『日本近代国家の形成』岩波書店，1968，150—151頁。
- 12) 木戸田四郎，前掲書，186—192頁。
- 13) 井上清『日本の軍国主義Ⅱ』現代評論社，1975年，115—116頁。
- 14) 安岡昭男，前掲書，139—140頁。
- 15) 同上，101頁。
- 16) 『木戸孝允日記』1868年12月14日条。
- 17) 『木戸孝允文書』3。
- 18) 『木戸孝允文書』8。
- 19) 井上清『日本軍国主義の形成』岩波書店，1968年，9頁。
- 20) 西郷を征韓論者とみなすのが通説であるが、一部の研究者の間では、これまでの通説を否定して、西郷は征韓論者ではなかったと主張する論者もいる。筆者は、最初から西郷を征韓論者であると見ていたから、ここで、西郷は征韓論者ではなかったと主張する論者の主張の根拠を紹介して、その主張における問題点や限界を指摘して見る。
井上清氏は、彼の著書『日本の軍国主義Ⅱ』（現代評論社、1975年）で、1870年の当時は西郷は、征韓論に賛成でなかったらしいと書いている。すなわち、西郷の愛弟子横山安武が、1870年7月政府に「征韓論を主張する者は、畢竟皇国の萎靡振はざるを慨嘆せしより致す所なれども、兵を起すに名あり義あり、豈慎

まざるべけんや。今朝鮮の事はしばらくこれをおき、我邦の形勢を察し、維新の徳化を張らざるべからず徳化張る、朝鮮豈能く非礼を我に加へんや、今却て彼を小国と侮り、妄り無名の師をつくり、万一蹉跌する事あらば、天下の億兆何と云はん」との強力な征韓反対を内容とする時弊十条を出して自殺したことに対して、西郷がその志を賞して碑文をつくった事を取り上げ、西郷は最初から征韓論者ではないらしいと言っている。

また、吉留路樹氏は、彼の著書『日韓併合の真相』（世論時報社、1988）で、正式に朝鮮出兵を上議したのは、太政大臣三条実美で、三条の兵力派遣に対して西郷は、「今、俄かに陸海軍を朝鮮国に派遣し、吾が臣民の彼地に居留する者を保護せば、朝鮮の臣民はこれを見て疑懼の心を懷き、必ず言はん、日本国は朝鮮国を併呑せんことを謀り、已に其端を啓くと。此れ吾が朝廷当初より朝鮮国に対する徳意に違ふ。宜く陸海軍をはけんすることを停め、まず全権の使節を派遣し、公理公道を以て、朝鮮国政府を曉諭し、彼の政府をして自ら悔悟せしむるに如かず」と兵力派遣の代りに使節派遣を主張した事をあげ西郷を征韓論者ではなく、遣韓論者であると言っている。しかし、この説は、西郷に関する一部の資料のみを取り上げて出した結論であると思う。

西郷は、征韓論者ではないという説を論理的に論証している研究者は、毛利敏彦氏である。彼は、『明治六年政変の研究』（有斐閣、1978年）と『明治6年政変』（中公新書、1979年）で、通説を否定し、西郷の主張は「平和的・道義的交渉による朝鮮国との修好論であり、征韓論とは正反対の主張」だったという。

この説に対して、山田昭次氏は、『征韓論』『日本と朝鮮』（東京書籍、1991年）で、毛利氏の説に反対して、その根拠や問題点を詳しく指摘した。山田氏の反論は、次のようである。

“毛利氏の判断の最大の根拠は、「遣韓使節決定始末」である。これは朝鮮に対し武力示威になるような事に反対し、「是非交誼を厚く成され候御趣意貫徹いたし候様これありたく」と言っている。毛利氏のこの指摘は確かに、西郷を征韓論者と認定する研究者がこの文書を取上げて来なかった弱点をついている。ところで、1873年7月29日の板垣あての西郷の手紙及び同年8月17日の板垣あての西郷の手紙では、使節を送れば朝鮮側は使節を暴殺するだろう、そうすれば天下の人が挙って討つべき罪を知るようになる、つまり戦いは2段になると言うのである。この二つの手紙は、西郷を征韓論者として認定する根拠となったものである。しかし、毛利氏は、この二つの手紙は、西郷の真意を語るものではないと見る。つまり、使節に就任しようとする西郷は「対朝鮮強硬論者板垣の支持を獲得するテクニクとして、真意ないにもかかわらず敢えて使節暴殺云々を持ち出した」と推定する。さらに、毛利氏は、この推定を補強するために、公館在勤の広津弘信が釜山から報告を送った1873年5月21日から西郷の朝鮮派遣を閣議で内定

した8月17日までに書かれた西郷の手紙のうち、朝鮮への使節派遣が開戦のきっかけとなる旨の文言のあるのは板垣あての手紙のみだと言う。しかし、この判断には、二つの疑問が残る。第一に、1873年8月17日の西郷の手紙は板垣宛だが、この手紙では西郷が三条を訪問して、使節を派遣すれば朝鮮側は使節を暴殺するに違いなく、それで戦争のきっかけをつくれると言ったと言っている。西郷がそのような話を、日本の軍事力の不足のために使節派遣が開戦のきっかけとなる事をひどく不安に思っていた三条にも話した事を示している。従って、板垣宛に書いた事が対朝鮮強硬論者の板垣を味方に引きこむための西郷の戦術とは言えない。また、大久保は、『征韓論に関する意見書』（1873年10月）で、『今般遣使の議の由って起る所を察すれば、今特命の使節を送り、其の接待若し傲慢無礼以て兵端を開くに確然たる名義を与うる事あれば、即ち、征討の師を出だし其の罪を問わんとするの意に似たり』といい、西郷が板垣宛に書いた主張を知っていた事を示している。これは、大久保は、三条経由か、西郷から直接にか、西郷の主張を聞いていた事を証明している。ここにも西郷は板垣以外にも板垣に語ったと同様な事を語ったと推定出来るものがある。第2には、板垣宛の手紙には戦術的表現がありはしないかと疑う毛利氏は、なぜ閣議に提出した「遣韓使節決定始末」にも戦術的配慮はないか、疑って見ないのだろうか。また方法論が片手落ちではないか。毛利氏はこの文書は「私信や非公式な覚書類ではなく、太政大臣宛の公的意志表明であり、その史料的価値は高いと言わねばならない」と言う。だが、公表を予定しない私信の方が考えが率直に書かれ、公表される文書の方が諸方面からおこる反作用を配慮した思惑が働くと言う事は、いくらでもある事である。大久保のように使節派遣の延期を主張する者もいる閣議を通過させる戦術的配慮が働いて、この文書では平和的主張を強く表に押し出したと言う解釈も十分成立するのではないか。もう一つ考えなければならないのは、この時期の征韓の概念の検討である。全面的な武力侵略論だけが征韓論なのであろうか、書生論とか、無責任な放言ならいざ知らず、当時の日本の軍事力を現実的にみた場合、朝鮮に対する全面的な戦争が可能だったのか。否であらう。三条が海軍大輔勝海舟に海軍力について質問すると、勝は「戦決して整わず、万一政府戦いを命ぜば職を辞するの外なし」と答えたと言う。1869年10月に書かれた外務少丞宮本小一郎の「朝鮮論」は、このままおけば朝鮮はロシアに蚕食されるだろうが、「方今日本の兵力金穀とも足らざるを苦しむ。未だ朝鮮を併呑する力なし。徒に手を下し初め半途にして廃する時は天下の笑いとならん」と言い、武力示威と説得工作を結合させて朝鮮を日本に結びつけるよう提唱している。陸軍大将であった西郷は、当然日本の軍事力の程度は知っているはずである。従って、西郷が一挙に武力侵略を行おうとしなかったからと言って、それが思想的裏付けのある平和主義だったとは言えないだろう。むしろ板垣宛の手紙で「公法上より押し詰め候え

ば、討つべきの道理はこれあるべき事」と言っていることが、思想史的に言えば重要なことではないか。つまり、当時の日本の軍事力に制約されて西郷は武力即時征韓は差し控えたが、原理的思想的にはやはり征韓論者ではなかったのか。少なくとも言える事は、西郷は、原理的には朝鮮との戦争は否定していないのである。もっとも毛利氏も「西郷隆盛は、たとえ広義に征韓論者の範疇に入れうとしても」と言うのだから、この点は毛利氏も認めているかも知れない。その後の日本の朝鮮侵略の歴史との関連で言えば、政治史的観点から見て、西郷が1873年の段階で即時武力征韓を意図したかどうかと言う事だけが重要なのではなく、思想としての征韓論者であったかどうかとも極めて重要な論点であろう。”

毛利氏も認め、山田氏が指摘したように、西郷隆盛は、朝鮮に対して最初から全面的な武力攻撃を控えようとしたかも知れないが、征韓の意を持って、それを主張した点で、少なくとも広い意味での征韓論であることは間違いなくと思う。

当時、西郷隆盛が朝鮮問題に対してどんな考えを持っていたのかを知るため次の『大西郷全集』第2巻から資料を紹介する。

〈遣韓使節決定始末〉

朝鮮御交際の儀

御一新ノ涯ヨリ数度ニ及ビ使節差シ立テラレ、百方御手ヲ尽サレ候エドモ、悉ク水泡ト相成リ候ノミナラズ、数々無礼ヲ働キ候儀コレアリ、近來ハ人民互イノ商道モ相塞儀、倭館詰居リノ者モ甚困難ノ場合ニ立チ至リ候故、御掟ナク護兵一大隊差シ出サルベキ御評議ノ趣承知イタシ候ニ付キ、護兵ノ儀ハ決シテ宜シカラズ、是ヨリシテ鬭争ニ及ビ候テハ最初ノ御趣意ニ相反シ候間、此節ハ公然ト使節差シ立テラルル相当ノ事ニコレアルベク、若シ彼ヨリ交ヲ破リ戦ヲ以テ拒絶致スベクや、其意底慥ニ相顕レ候処迄ハ尽サセラレズ候ワデハ、人事ニ於イテモ残ル処コレアルベク、自然暴挙モ計ラレズ忤トノ御疑念ヲ以テ非常ノ備ヲ設ケ差遣ワサレ候テハ、又礼ヲ失セラレ候得バ、是非交誼ヲ厚ク成サレ候御趣意貫徹イタシ候様コレアリタク、其上暴挙ノ時機ニ至リ候テ、初メテ彼ノ曲直分明ニ天下ニ鳴ラシ、其ノ罪ヲ問ウベキ訳ニ御座候。イマだ十分尽クサザルモノヲ以テ、彼ノ非ヲノミ責メ候テハ、其罪ヲ真ニ知ル所コレナク、彼我トモ疑惑致シ候故、討ツ人モ怒ラズ、討タルモノモ服セズ候ニ付キ、是非曲直判然ト相定メ候儀肝要ノ事ト見据エ、建言イタシ候処、御採用相成リ、御伺ノ上使節私ヘ仰セ付ラレ候筋、御内定相成リ居リ候次第第二御座候。此段形行申シ上ゲ候。

以上。

10月17日

西郷隆盛

21) 大西郷全集刊行会、前掲書、第2巻。

22) 大西郷全集刊行会、前掲書、第3巻、753頁。

23) 鷗沢義行、前掲書、148頁。

第3節 書契受理を巡る日朝交渉

1. 西洋に対する危機意識と朝鮮進出問題

第2節で述べた国内の矛盾の解消のために唱えられた征韓論を権略的征韓論とするならば、日本がロシアや西洋勢力の侵略に直面した際、それに対処するため江華島事件を切っ掛けに形作られ、実行された日本の朝鮮進出・侵略を政策的征韓と規定したい。

この政策的征韓は、西洋の侵略に対抗して日本の自立を保つという観点から朝鮮への進出・侵略を試みた征韓論であった。

外務省の朝鮮進出の意図は、主にロシアの南下政策に対する危機意識からなされた。

樺太南部沿岸地帯及び千島には、既に徳川幕府の中期から日本人が進出して漁業基地を設けていた。一方、ロシアは、17世紀末に、カムチャッカを占領し、18世紀から南進の態勢を取ってきたので、この時期から樺太・千島地域での日・露両国人との間には紛争事件が頻発するようになった。¹⁾

この問題を解決するため、1855年2月、日露通商条約が結ばれ、千島列島のエトロフ島以南は日本領に、ウルップ島以北はロシア領にする国境が定められたが、樺太については従来通り日露両国民混住地としたため依然紛争の余地が残されていた。

ロシアはクリミア戦争以後、極東への進出を積極的に行い、1860年1月14日清国と北京条約²⁾を結んで沿海州を完全に領有する³⁾と、樺太の戦略的な重要性が益々高くなり、この地域に軍隊と移民を送って日本の漁民を威圧した。⁴⁾

このようなロシアの南下政策に危機意識を感じた新政府の外務官吏は、ロシアの樺太進出以後に予想される朝鮮への進出を警戒していた。日本の大陸進出は、秀吉の朝鮮侵略以来の念願で、その戦略上の観点から朝鮮への進出を企図していた外務官僚にとって、ロシアの朝鮮支配は日本の朝鮮進出、また、日本領土の防衛にも深刻な脅威をもたらすものと認識された。

維新直後、対馬藩の大島友之允は、政府に対して、従来朝鮮との関係において外藩のような屈辱的外交関係であったことを告白し、それを改めるべく政府の対朝鮮政策を樹立するを説いた。これに対して、外国官(後に外務省)判事小松帯刀は「外国官も決して朝鮮をおろそかにするに非ず、ロシアが朝鮮に進出しない以前に御手を着けるつもりであるが、国内一定までは何

とも余裕がない⁵⁾」と答え、外国官としても朝鮮の問題を疎かには考えていないことを明らかにした。

さらに、外務大丞柳原前光は、1870年7月「対朝鮮策決断ヲ促スノ件」と言う建議文を政府に提出した。

彼は、この中で、「皇国ハ絶海ノ一大独島ニ候得ハ此後仮令相応ノ御兵備相立候共周回環海ノ地万世終始ヲ全フシテ各国ト並立シ、国威ヲ皇張致シ候儀最大難事存候然ル処朝鮮国の儀ハ北満州ニ連リ西韃清ニ接シ候地ニシテ之ヲ綏服スレハ実ニ、皇国保全ノ基礎ニシテ後來万国経略進取ノ基本ト相成若他ニ先セラルレハ、国事妥ニ休スルニ至リ可申且近年各国モ彼地ノ国情ヲ探リ知リテ頻ニ之ヲ窺フ者不少既ニ魯西亞ノ如キハ満洲東北ヲ蚕食シ其勢往々朝鮮ヲ吞ントス是レ、皇国ノ一日モ輕忽ニ見ルヘカラサル時存候況ンヤ、列聖御垂念ノ地ニ候ヲヤ…⁶⁾」と述べ、朝鮮への進出が日本の安全と万国経略の基礎であることを説き、西洋、特にロシアの朝鮮進出を憂慮して、ロシアの進出に先立って日本が朝鮮へ進出することを促した。

また、ロシアに駐在していた榎本武揚は、ロシアが朝鮮への南下を始める前に、日本が朝鮮に地歩を占めておく必要を感じ⁷⁾、江華島事件が起きると、1876年2月、寺島外務卿にロシアが武力干渉を実行できない間に、朝鮮に全力をあげて出兵し、対馬島の対岸なる一嶋又は一地方を保障占領し、日本の大陸進出の立脚点を確立し、同時にロシアの南下に具えよと具申した。⁸⁾

こうしたロシアの南下政策と関連して日本の朝鮮進出論は、日本政府の外交顧問であったフランス人のモンブラン(Mont Blanc)や英・米公使によっても唱えられ、日本の朝鮮進出を促した。すなわち、モンブランは、1869年10月10日、外務卿沢宣嘉に樺太におけるロシアの軍備やその経営状況を報告し、その対応策を建議した。彼は、その建議文の中で「ロシアは樺太に進出し、兵隊をもって嚴重にその地を固め、また、炭鉱や鉄鉱も開いている。ロシアは樺太を軍事基地化したのちは、朝鮮に進出するだろう。もしそうなれば、ロシア東方の海岸樺太から長崎まで陸地で繋ぐような形勢になり、日本の自立は危うい⁹⁾」と述べた。

さらに、イギリス公使パークス(Parkes)も同年10月25日、樺太についての意見を求めた日本政府に対し、成算の乏しい樺太の経営を放棄して北海道の開拓に全力を注ぐのが得策であると勧告した。¹⁰⁾ パークスは日本が樺太に執着して万一日露の開戦ともなれば、日本の敗戦によって樺太・北海道から

或は朝鮮までもロシアに領有されることを憂慮して日本政府に対し、何回も樺太を放棄して北海道の開拓に力を入れることを説いた。¹¹⁾

アメリカ公使デ・ロング(de Long)も同じ立場から同様の見解を示した。

明治初期の日本における焦眉の問題は、樺太と朝鮮の問題であった。¹²⁾ 樺太問題についての交渉の過程で見せたロシア側の頑固な態度や、英・米からの樺太放棄の勧告で、日本政府は樺太を諦め、朝鮮への進出、すなわち、征韓を積極的に考え始めたのである。実際、日本政府は、1874年3月、開拓使樺太支庁を通じて樺太在留日本人の内地引き上げを布告し、660人の住民のうち458人を北海道に移住させ、樺太経営を事実上放棄した。¹³⁾ その後日本政府は、一層朝鮮問題に関心を集中した。

このように朝鮮進出問題は、現実的に西洋やロシアに対する危機に敏感に反応せざるを得なかった外交担当者によって提起されたのである。その後、朝鮮政策は、日本政府の重要な懸案となり、主に外務省と陸・海軍を中心に推進されていった。

2. 日朝交流の伝統と明治維新以後の日朝交渉過程

日本と韓国との交流関係は、日本の歴史と共に開始されたとと言えるほど長い歴史を持っている。日本は、常に朝鮮半島の国々を通じて先進の中国文明を受容してきた。そして日韓両国は、その地理上の隣接性により古代以来殆どどの期間にわたり公式的・非公式的な交流を続けてきた。

古代史における日韓両国との交流関係については、日韓両国の見解、また諸学者の見解が一致していない。¹⁴⁾

ここでは、中世以後の日韓関係について簡単にその流れを述べることにする。¹⁵⁾

日韓交流が活発になったのは、中国宋朝の商人を中心とする東亜の海上交通が発達した平安時代の末期からであった。宋の商人の高麗・日本に対する商業活動の展開と共に、高麗の商人が日本に往来し、日本の商人も高麗に進出した。しかし、その後2回にわたる元・高麗軍による日本遠征と、日・高麗両国による私貿易の統制¹⁶⁾は、私貿易商を武装商船団化させ、14～15世紀には、所謂倭寇の時代となった。この倭寇は、高麗の沿岸に頻繁に現れ、時には平和な商人として時には海賊として高麗を苦しめた。そこで日本商人の自由な活動を禁制しようとした室町幕府と、倭寇の猖獗に悩んでいた高麗との間に倭寇禁制を協議するための交渉が行なわれた。高麗は1366年、1375

年、1377年、1378年の4回にわたって日本に使者を派遣し、倭寇の討伐について協議した。室町幕府および対馬国守護宗経茂は1368年、それぞれ高麗に使者を送って倭寇取締りに関して協議した。その際、宗氏は、高麗王から米1千石をもらった。

朝鮮の建国(1392年)後、一部の倭寇(投降倭人)や商人が朝鮮から官職を授けられ(受職倭人)、朝鮮に永住する者も多くなり、1410年には慶尚道だけでもその数が2千人に達した。しかし倭寇禁制は漸次日朝貿易や通交の制限へと進み、私貿易は次第に抑圧された。朝鮮国王は、図書(勘合印)・通信符等の制度を設け、それが与えられていない者の朝鮮来航を制限した。朝鮮は幕府と交隣之道の名分で交流を持続し、倭寇禁制のため、対馬国や九州西国の勢力家や豪族たちを重視し、彼らに図書を与えた。その図書を受けた幕府ないし宗氏、大内氏ら九州西国の勢力家や豪商たちは、その制度によって独占的に対朝鮮貿易権を確保し得たので、むしろそれを歓迎した。

この際、朝鮮国王は対馬島の地理的位置を利用して、宗氏にいろいろな特権を与えると同時に、宗氏を朝鮮の役人のように待遇し、朝鮮のための日朝交流の中心機関とした。

朝鮮は、1435年、その3年後の1438年、さらに3年後の1443年、対馬藩との約定により次のような特権を対馬藩に与えた。

(1)日本より朝鮮への渡航者は、将軍官領等の使者を除くほかは、ことごとく宗氏の渡航証明書(文引)を要し、これを持たないものは、海賊をもって律す。

(2)①朝鮮は特に宗氏の歳遣船50隻を許し、②米・豆合わせて毎年2百石を給、③緊急の際は臨時に「特送」として、船数を限らず来航する権利を与える。

(1)により対馬藩主宗氏は文引発行の手数料徴収と貿易の独占権を掌握し、莫大な利益を納めた。また(2)により宗氏は朝鮮の恩恵に依存するところとなり、対馬藩は朝鮮の属国のようになった。朝鮮は1407年、富山浦(釜山)及び乃而浦を倭人接待処と定め¹⁷⁾、日本人の来往と貿易を許可したが、年々永住の日本人(恒居倭人)の数が増え、彼らの統制のため倭館を設置した。15世紀の末、朝鮮が財政の窮乏により貿易統制を強化すると、1510年三浦の日本商人が兵変(三浦の乱)を起した。これを機に朝鮮政府は、1512年には対馬藩主の歳遣船を半減し、特送船を廃して齋浦一港のみに倭館を置いた。しかし、1521年には釜山浦、齋浦の二港に倭館を置いたが、1544年には

齋浦の倭館を廃して釜山倭館のみを残した。これが1876年日朝修好条規までの唯一の日朝交渉の場であった草梁倭館であった。その後、対馬藩主に対する歳遣船の隻数等には変化があったが、秀吉の朝鮮侵略以来の両国の貿易と通交は続いた。

1592年、秀吉の朝鮮侵略後日朝交流は一時中断された。1607年になって、徳川幕府と朝鮮との修交が成立し通交は回復された。1609年には、両国間に己酉条約¹⁸⁾が成立した。この条約により対馬藩は幕府から朝鮮外交の担当者に委任され、その権益の独占も認められた。さらに朝鮮からは、新しく歳遣船や歳賜米の数量が定められた¹⁹⁾。1635年には、朝鮮と徳川幕府及び宗氏との間の図書文書の形式が一定になった。これによると使者には、定期的に来往する年例八送使と、臨時に派遣する参判使とが定められた。

朝鮮は、1607年幕府に使節を派遣したことを始め、1811年まで12回の使節(通信使)を派遣した。²⁰⁾ 朝鮮の通信使は、江戸に参府して、徳川将軍にも謁することができた。しかし、幕府は直接には朝鮮に使者を出さず、対馬藩が幕府の慶弔・藩主の吉凶・朝鮮の慶弔・信使の迎送等の際に、定例の使者を派遣した。

日本からの使者は決して上京を許さず、わずかに東来と釜山の間で、朝鮮の中央政府から派遣された接慰官に会えるだけだった。すなわち、日本の使節は朝鮮の国王や政府の高官はおろか、幕府の外国奉行に相当する程度の役人すら会うことができなかったのである。このようなことから朝鮮政府は、対日交流における朝鮮の優越的地位を信じていたが²¹⁾、一方、日本政府も朝鮮からの通信使の来日をもって、対朝鮮交流における日本の優位を信じていた。このような両国の外交関係は、明治維新以後日本の国書受理問題で両国との間に大きな対立を生じさせた原因となった。

250年にわたる日朝両国の平穏な交流関係が破局を迎え、対立するようになったのは、日本が明治維新を朝鮮政府に知らせる過程において起きた。

日本政府は、1868年1月15日、王政復古を各国公使に正式通告した後、同年3月には、対馬藩に日朝との外交権を認め、王政復古を朝鮮政府に通告せよと命じた。²²⁾

これに従って、同年11月、対馬藩は、川本九左衛門を幹事官に任じ、大修大差使の派遣を告知する先問書契をもたせ朝鮮へ派遣した。

同年12月釜山東萊にある草梁倭館に到着した川本は、12月18日、朝鮮の倭学訓導²³⁾安東峻、別差李周鉉に先問書契を提示して、日本における王政復古

の概要を説明し、これを通告するため日本政府が大修大差使を派遣する予定であることを伝えた。²⁴⁾

川本が提示した先問書契の内容は次のようである。

「日本国左近衛少将対馬守平朝臣義達

奉書朝鮮国礼曹大人閣下、季秋遙惟、文候介寧、胆依良深、告者本邦頃時勢一変、政權帰一皇室、在貴国隣誼固厚、豈不欣然哉、近差別使、且陳顛末、不贅于茲、不佞嚮奉勅朝京師、朝廷特褒旧勲、加爵進官左近衛少将、更命交隣職、永伝不朽、又賜証明印記、要之両国交際益厚、誠信永遠岡渝、叡慮所在感佩曷極、今般別使書簡押新印、以表朝廷誠意、貴国亦宜領可、旧来受図書事、其原由全出厚誼所在、則有不可容易改者、雖然即是係朝廷特命、豈有以私害公之理耶、不佞情実在此、貴朝幸垂体諒所深望也。

慶応四年戊辰九月 日

左近衛少将対馬守平朝臣義達²⁵⁾」

川本から渡された先問書契を見た安東暎と李周鉉は、その文書の違格に大いに驚いた。と言うのは、川本が提示した先問書契は、その形式が今までの書契とは格段の違いがあったばかりでなく、その内容も朝鮮側としては考えられない内容であったからである。

当然、安東暎らは、この書契の受理を拒否した。

続いて同年12月19日、大修大差使樋口鉄四郎が王政復古を通知する正式書契を携えて釜山に到着し安東暎と会見した。正式書契の内容は次の通りである。

「日本国左近衛少将対馬守平朝臣義達

奉書朝鮮国礼曹参判公閣下、維時季秋、密惟貴国協寧、仰祝曷極、我邦皇祚聯綿、一系相承、総攬大政二千有余歳矣、中世以降兵馬之権、挙委将家、外国交際并管之、至將軍源家康、開府於江戸亦歴十余世、而昇平之久、不能無流弊、事与時乖戾、爰我皇登極、更張綱紀、親齋万機、欲大修隣好、而貴国於我也、交誼已尚矣、宜益篤懇款、以帰万世不渝、是我皇上之誠意也、乃差正官平和節、都船主藤尚式、以尋旧榘、非薄土宜略効遠敬、惟希照亮、肅此不備。

慶応四年戊辰九月 日

左近衛少将対馬守平朝臣義達²⁶⁾」

大修大差使樋口は、安東暎に幹事官川本と同じく日本における国情の大変化とその内容を説明し、先例により書契の受理と使節に対する接待を要求した²⁷⁾。しかし、訓導は大修大差使が格外であり、書契の内容においても格式に合わないからその受理を拒否したのみでなく、樋口たちを使節として待遇することも拒絶し、即時退去することを主張した。

このように安東暎等の対日担当の官吏が、日本からの書契の受理を拒否し、日本使節の朝鮮からの退去を要求したのは、書契の内容に対する担当官の個人的な判断によるものではなく、朝鮮の基本法典である『経国大典』の「禮典編」に「書契が格式に合わない者は帰らせる²⁸⁾」という条項があったからである。

これがおおよそ8年間にわたる日朝両国の国書受理問題の発端である。

当時、朝鮮側が日本側の書契に関して問題視した点は、次のような項目であった。

- ①冒頭の差出人名が今までは「日本国対馬州大守拾遺平某」であったが、今度の書契には「日本国左近衛少将平朝臣義達」となっている。
- ②宛名を「三百年來大人」と称したのを「礼曹参判公」と改書している。
- ③文中に「我国皇朝聯綿」、「皇上之盛意」、「朝廷」、「奉勅」等の文字がある。
- ④印章を朝鮮より与えたものを用いず新印を捺している。

安東暎ら朝鮮側の即時退去主張に対して樋口らは、再三本国の国情の変化を説明して書契の受理を要求したが、訓導安東暎は、これを受け入れなかった。しかし、日朝交渉の成否は対馬藩の存亡に関わることであったので、樋口らはなおも交渉を続けようとした。

このような状況の中で、翌1869年2月上旬、対馬藩から大島友之允が釜山に派遣され、同2月16日、安東暎と会見して書契の受理を要請した。安東暎はやはり書契を受理できない理由を挙げながら、3月3日までに政府当局の意向を確かめた上、返事することを約束した。

同年2月28日、朝鮮政府からの返事が到着し、安東暎は、それを日本側に渡したが、その内容は、極めて非友好的な文章で日本の態度を非難、特に新印章の鑄造に不快感を表し、今後新印による書契の受理を一切拒否することを正式に通告するものであった。²⁹⁾

これに対して日本側は反駁書³⁰⁾をもって抗議し、再交渉を推進しようとしたが、朝鮮側は譲らず反駁に対する再反駁³¹⁾で応酬し、このような論争で1年を過ごした。

結局、朝鮮政府は、1869年12月13日東萊府使の鄭顕徳の狀啓(建議)に対する回訓の形で日本側に書契を改修して提出するよう通告³²⁾し、先問書契を日本側に返還した。

このように従来からの対馬藩を介した朝鮮交渉が停頓すると、対馬藩は今まで朝鮮に対して臣属関係のような地位に置かれていたので、対馬藩を通じては対等な日・朝交渉が不可である事を痛感した日本外務省は、朝鮮との外交事務を外務省が直接担当しようとした。それで外務省は、1869年9月25日、対朝鮮交渉業務を引き受けるための予備手段として外務省官吏の現地派遣を太政官に上申した。³³⁾ 其上申の中で、外務省は「最初ハ兵威ヲ示シテ、其侮慢ノ胆ヲ破リ、薬力暝眩ノ上ナラデハ旧習汚染一洗イタシガタカルベクト存候間、速ニ御軍艦一二艘ヲ用、使節其外役員トモ為乗組、彼国へ渡航為致、御一新ノ政体并交隣ノ大義ヲ述、厚ク盟約ヲ重候様トノ趣、至急御沙汰御座候様仕奉存候、尤御決議ノ上ハ、文書往復其他ノ体裁ハ条目ヲ立、追々可相何候³⁴⁾」と、武力による交渉打開を含んだ積極策を建議したのである。

この上申の中で、軍艦派遣のことは受入れなかったが、対馬藩の対朝鮮交渉事務の外務省への移管は承認され、版籍奉還を切っ掛けに1869年9月宗重正からその家役を回収し³⁵⁾、外務省が直接朝鮮との交渉に当ることにした。

外務省は、1869年12月、当面した対朝鮮交渉の打開と今後の対朝鮮政策を準備するため外務省出仕佐田白茅、同小録森山茂に朝鮮国情の調査と書契伝達の二つの任務を与え朝鮮に派遣した。

佐田たちが外務省から命じられた調査項目は次の通りであった。³⁶⁾

1. 慶長・元和以来朝鮮国から信使が派遣され藩属の礼を取った理由。
2. 対馬藩から朝鮮に派遣された使者に対する礼典及び朝鮮から対馬藩に派遣された使者に対する礼典について。
3. 朝鮮国からもらった印章が朝鮮国制度上に入貢を意味するものかの実否。
4. 朝鮮の清国に対する独立の程度。
5. 皇使派遣時軍艦を入れる首府近海の港の有無。
6. 朝鮮がロシアに依頼しているという説の実否。

7. 朝鮮国陸海軍の武備の虚実と器械の精粗さ。

8. 朝鮮の内政が乱れていると言う草梁倭館の報告の実否。

9. 貿易が開いた時物資の有無及び物価・貨幣の善悪。

10. 歳遣船存廃の利害。

11. 対馬藩の朝鮮との交際経費。

12. 日本人の草梁以外の内地旅行は禁止されているが、できれば宗氏の力を借りて首都まで往復して朝鮮の風俗・制度を詳しく調査すること。

13. 竹島・松島³⁷⁾が朝鮮に属することになった始末。

この調査項目で注目することは、第4項の清に対する宗主権問題、第6項のロシア勢力の朝鮮浸透に関する問題、第7項の朝鮮の武備調査、第12項の国内探偵企図である。これは、単に交渉のためのみでなく、場合によっては朝鮮への武力進出も考慮に入れたものであって、政策的征韓論が外務省レベルで模索されていたことを物語っている。

佐田と森山は、外務省小録齋藤栄及び医師である広津弘信をつれて1870年1月、対馬藩に着き、対馬藩と朝鮮との通交の由来と現状を調査した後、2月に朝鮮に渡り、同月28日に訓導の安東峻と会見し、書契の受理を要請すると同時に、それができない場合は東萊府使と釜山僉使との直接面談を要求した。

しかし、朝鮮側では依然と対馬藩を通じての旧例による書契の提出を要求するだけで東萊府使や釜山僉使との会談要請にも応じなかった。

佐田たちの朝鮮派遣は、行き詰まった対朝鮮外交を外務省が直接介入して局面を打開しようとした点にその目的があったが、朝鮮側の頑固な態度により何の成果も得ることができなかった。

佐田たちは、当分の間朝鮮に滞在しながら国情を調査して同年3月に帰国した。帰国の途中、四月佐田らは、政府に次のような内容の13項目の調査報告書を提出した。³⁸⁾

1. 日朝関係は、藩属の礼によるものではなく、秀吉の朝鮮侵略以来国内の形勢・地理を秘密にするためであって、朝鮮の対日本降臨外交(外交交渉などを首都の漢城ではなく釜山の倭館で行なっていること:筆者註)は敬遠の意から出発している。
2. 両国間の使節の派遣は、幕府の交替や宗家と朝鮮の吉凶の際行う。
3. 宗氏が朝鮮から受けた印章は、朝鮮の国王が府郡県に与える印章のようなもので、その印章を受けるといことは、朝鮮の制度上臣下に当る。

4. 内政はもちろん外国に関係ある事件も自主権を持って処理するが、北京に知らせた方がいい事件は、北京に報告して特命を受けている。しかし、日本に関する事件は北京に報告した例がないと聞いている。
5. 軍艦を釜山浦に派遣するのは意味がない。フランスが朝鮮と戦った(丙寅洋擾)時も首都近海の江華府に碇泊したこともあって、同所以外の近海にはこれよりよい港口はない。軍艦を派遣する時は内国の芋崎という場所がいいと思う。西洋測量地図一葉を提出する。
6. 朝鮮がロシアに心酔してその国に依頼しているとは聞いていない。まだ朝鮮とロシアとは国境を接していないが、将来畢竟平穩ではないだろうとの噂はある。
7. フランスとの戦争以来、水営・兵営共に訓練を強化している。郡府県令は農兵・僧兵を組織しているが、陸戦を主にしている。フランスとの戦争後、鉄砲の重要性を認識してその製造に務めているが、非常に粗雑なものに過ぎない。水営に具えている戦船は平時には漁船として利用し、日本船に比べものにならないものである。釜山の大湾には砲台が一つも見えないし、城堡も堅固ではない。戦術としては敵を関所で向かい合って接戦の策を取ると言う。
8. 国政は甚だ紊乱で、慶尚道での農民一揆は鎮圧されたと聞いているが、江原道での一揆はまだ鎮圧されていないと聞いている。
9. 日本の品物は近年益々騰貴している。朝鮮国内の三港(江華府・濟州・義州)を開港させ、日本の金銭を流通させば、朝鮮に在留する者の利益は勿論、将来貿易も盛大になると思う。朝鮮の金銀錢見本と釜山の物価および彼我に適合な品物は別冊の通りである。
10. 経済的な利益のため朝鮮から印章を受け、歳遣船を送ったのは藩臣の礼を取ったのと同じであるから、今度、貿易条約を締結する時はそれを廃止するのが正しいと思う。
11. 朝廷で両国交際貿易を直接取扱う事になれば、宗家の所得が喪失されるから宗家の支配地を増やし、九州の地から費用を補充すること。
12. 日本人の草梁以外の内地旅行は厳しく禁止されている。ただ7日間だけ墓参りのため古館というところまでの出入りを認めている。
13. 松島は竹島の隣島で松島についての文献は今まで存在しない。竹島は元禄後朝鮮から居留のため人が派遣されたが、今は居住していない。彼は同時に、個人的に具体的で強硬な征韓建白書を提出し、強く征韓を主

張した。すなわち、彼は建白書で、朝鮮は最近武官を重用して軍備を整頓していて、書契問題においても文官は修交を願っているが、武官が反対しているのみでなく、不遜な文句で日本を侮辱しているから、明治政府は実力を行使して朝鮮を問罪すべきであることを主張した。さらに、彼は朝鮮政府を「不戴天の寇」と見て、朝鮮を征伐しなければ皇威を立てる事ができないと言いながら、前後三路に侵攻する作戦に30個大隊の兵力を持って遠近が相応して進めば五旬(50日)内に全朝鮮を征服することができると言い、もし清国が朝鮮を援助すれば清大陸まで進撃すべきことを主張した。彼は、当時朝鮮の内政は大院君がフランス艦隊を撃退した以来意気揚々しているが、民衆は武備のための重税に苦しんでいて、この際に侵攻すれば朝鮮は一朝に崩壊するだろうと言った。³⁹⁾

さらに、佐田は、「フランス艦隊が一時退去しているが、必ず再侵攻するだろうし、北からもロシアがその状況を窺っていると同時にアメリカも進攻の意を持っているからこの際に日本が機会を逃したら唇亡齒寒の後悔を免れない…⁴⁰⁾」と朝鮮を巡って西洋列強が角逐することを取り上げ、西洋列強が朝鮮を進攻する前に征韓を実行することを唱えた。これは彼らの主張する征韓論の目的がどこにあるかをよく示している。

佐田以外に森山茂と斉藤栄も個別的に建白書を上申したが、その内容は佐田のそれとはほぼ同じものであった。⁴¹⁾

三人の報告書及び建白書を得た外務省では、今後の対朝鮮政策について朝鮮が清国に事大の礼を取っていることに着目し、日清修交の成立を先行させる方案を案出した。つまり、1870年4月、外務省は太政官弁官に提出した「対鮮政策三箇条伺ノ件」の中で朝鮮問題打開のための三つの案を提起し、決定を求めたのである。

三つの案の内容は、次のようである。

第一案は、日本の国力が充実するまで朝鮮との国交交渉を中止して邦人もいっさい引き揚げて待つ。

第二案は、軍艦の護衛のもとに参議木戸孝允を正使として朝鮮に派遣して朝鮮に通商を強要し、応じない場合は断然これを征討する。

第三案は、朝鮮との交渉に着手する前に清国と対等の条約を結び、清国皇帝に臣従する朝鮮王は、前者と比肩対等の日本天皇に隷従するべきであると要求する、朝鮮がこれを拒否した時は、和戦の論におよぶものであった。⁴²⁾

政府は第3案の意見を決定して清国との条約を結ぶ交渉を始め一方⁴³⁾、外務省は、対馬藩を経由しないで日本政府が直接交渉委員を派遣すれば朝鮮も国書を受理するかも知れないという柳原外務大丞の建議や対馬藩の草梁代官であった浦瀬裕の意見を受け入れ、宗重正の代わりに外務卿・大丞より直接朝鮮国禮曹判書・東萊府使・釜山僉使宛てに書簡を送ることを太政官に上申した。⁴⁴⁾

外務省のこの上申を受入れた日本政府は、今度は外務省の官吏で構成した正式の使節団を朝鮮に派遣することを決めた。そして1870年9月、政府は外務小丞の吉岡弘毅及び森山と広津の三外務吏員に朝鮮行きを命じた。

吉岡たちは、1870年10月、外務卿より朝鮮の禮曹参判への書及び外務大丞より東萊府使・釜山僉使への書を持って東京を出発した。

ここで注目すべきことは、同書には皇・勅等の文字を削除して書契を作成したことである。⁴⁵⁾ これは佐田たちの朝鮮国情報告書による変化であると思われるが、詳しいことは後述する。

しかし、吉岡たちの外務省官吏が釜山に着いた同年8月には、日本人が乗ったドイツ軍艦が釜山に来航した事件が発生、朝鮮側の態度が更に厳しくなっていたため訓導との会見さえできなかった。⁴⁶⁾ 吉岡は、1871年3月辛うじて訓導と面会ができたが、それも訓導個人の私的好意によるものであって会見の事実を東萊府使に報告することさえ拒まれた。

このような事情の中で吉岡一行は、草梁の倭館に1年あまりも滞在していたが、交渉は少しも進まなかった。

1871年7月の廃藩置県により対馬藩が廃藩されたが、政府は、朝鮮との交渉を考えて藩知事宗重正を外務大丞に、宗氏の旧臣相良正樹を外務省出仕に任命した。同12月には、相良・森山・広津を朝鮮に再び派遣し、廃藩置県・宗重正の家役罷免と任官事情及び国政一新を知らせようとした。⁴⁷⁾

森山は始めて蒸気船に乗って朝鮮に渡った。朝鮮側は、蒸気船を洋夷の風習である言って嫌っていたためこれまでの日本の使者は、対馬藩で和船に乗り替えて朝鮮に渡っていた。⁴⁸⁾

1872年1月草梁に着いた森山たちは、吉岡と協議して1868年以来在留していた樋口大差使たちを帰国させ、朝鮮側に対しては日清条約が調印されたこと等を伝え、書契の受理を再度要求した。

しかし、朝鮮側は、蒸気船来航を問題視し、中央政府の指令を仰ぐ必要があるという口実をもって時間の引き伸ばしを図った。これに対して吉岡たち

は、東萊府使との直接会談を求め、相良と深見六郎及び浦瀬の3人を東萊に赴かせたが、これが大問題となった(倭館欄出事件⁴⁹⁾)。と言うのは、日本外交官は、その行動範囲が草梁倭館に限られていて、朝鮮政府の許可なしには決して倭館の外に出てはいけなかった。彼らはこの規則を破ったからである。

この事件により朝鮮側は厳しく日本側を非難し、交渉の余地は殆んどなくなった。

これに対して日本側は、この事件の責任は、朝鮮の無誠意にあると非難して、「交隣之事、不可再議」という伝喝書を朝鮮側の差備官韓寅鎮に渡し、1872年6月15日、外務卿の命により館守深見・幹伝館浦瀬のみを残して吉岡を始め外務省関係者は、全員朝鮮から引き上げた。⁵⁰⁾

しかし、1872年8月10日、副島外務卿は、これまでの日朝交渉の行き詰まりを打開し懸案の解決のため格段の官員の特派を太政官に請い、8月18日許可された。⁵¹⁾

これによって外務大丞花房義質・森山茂・広津弘信及び海軍省七等出仕遠山秀行を朝鮮に派遣することが決定された。但しその使命は、宗氏の負債や草梁館員の整理・居留商人の措置などであって修交のためではなかった。⁵²⁾

花房は、軍艦春日・有功の二艦を率いて宗氏の負債を弁済する品を積んで1872年9月15日草梁に到着し、同23日までに無用の館員整理、その他の任務を果たして、11月16日に帰京復命した⁵³⁾。朝鮮側では、花房一行が乗ってきた蒸気船を問題にして宗氏の負債の払い渡しの交渉を拒むなど態度を変えなかったが、大きな衝突はなかった。

花房の整理により同年の末、草梁倭館は外務省管轄とされ、漂民取り扱いも長崎県に移管された。宗氏の特権であった歳遣船も廃され、密貿易が盛んになった。

しかし、これがまた新しい日朝摩擦の原因となった。つまり、1873年4月頃からは、貿易における宗氏の封建的束縛が事実上なくなり、早くも東京や大阪の商人が朝鮮に進出し始めたからである。これに対して朝鮮側は、にわかに潜商の取締りを開始し、5月からは兵士を動員し密貿易の取締を行なった。

さらに、5月末には東萊府使の潜商取締りの命令書を門前に貼ったが、その内容が、1872年2月から朝鮮勤務中であった広津弘信により本国政府に報告された。⁵⁴⁾ 「…彼雖受制於人不恥、其變形易俗、此則不可謂日本之人、

不可許来往我境⁵⁵⁾」と言う内容は、日本を侮辱したということで日本の政界に大きな波紋を引き起こした。

この問題は、7月末、まず西郷・板垣たちによって議論されたが、副島が清国から帰った後の7月26日には征韓の問題が正式に閣議に提出されて征韓論争として展開されることになった。

花房の帰国後、日朝交渉は停止され、ついに大院君執政下の日朝関係は行き詰まってしまった。

以上の書契の受理問題を巡って生じた日朝間の葛藤の原因については、研究者によって意見が分かれている。

韓国における大部分の研究者及び一部の日本人研究者⁵⁶⁾(在日韓国人、朝鮮人研究者も含む)たちは、この対立の原因を、日本が明治維新以後、朝鮮を臣隸化しようとする意図を持ってわざわざ違格の書契を送って朝鮮側を刺激したとする見解を持っている。

しかし、これに反対する研究者は、この対立の原因を日本の交渉の提案を一方的に排斥し続けた大院君の鎖国政策にあったとする見解を示している。ここで注目すべきことは、どちらの見解を取るかによって当時における日本の対朝鮮政策の性格に対する解釈が大きく異なってくるという点である。

すなわち、前者の見解を取ると、当時、日本は、既に朝鮮に対して侵略の意図を持って高圧的姿勢と強圧的方法で朝鮮への進出を試みたことになる。征韓論という観点から見ると日本の政策的征韓はすでに始まったということになる。

しかし、後者の見解を取れば、これを政策的征韓の始りと見ることはできない。以下これに対する私の見解を述べて見る。

まず、書契の受理問題で日本が朝鮮を故意に刺激したという意見には幾つかの問題点があると思われる。確かに日本から朝鮮に渡された先問書契及び本書契は、朝鮮としては日本の真意を疑うような衝撃的な内容であって違格のものであった。しかし、その書契は、日本側が朝鮮を刺激する意図を持ってわざわざそのように作成したとは思えない。というのは、日本では政変により政権が変わって天皇親政となり、制度も官職も改編された。従って、外交においても改編された制度や職制に基づいて行なうことは当然のことであって、新政府が打倒した旧体制の外交慣行をもって外交の交渉を行なう方が反って不自然なことである。このように考えると対馬藩主宗氏の官職命の変更は当然のことであった。さらに皇・勅の文字使用のことであるが、日本

は、朝鮮にだけそのような文字を使ったのではなく、西洋各国の公使に通報した文書にも同じく「天皇」や「朝廷」等という文字を使っていた。むしろ日本は、書契伝達の過程で朝鮮側の立場を配慮し、気を使った痕跡がある。すなわち、当時の日本政府が西洋諸国の公使に送付した文書は、全て日本語の文章であったが、朝鮮に対しては従来の通り漢文を使用した。⁵⁷⁾ これは大島が朝鮮側に説明したように朝鮮側を驚かせないための配慮からであった。また、日本は、使節を朝鮮に派遣する時、朝鮮側が蒸気船の使用を嫌うことを知って対馬藩までは蒸気船で行って、対馬藩からは和船に乗り替り朝鮮に渡っていた。⁵⁸⁾

日本は、1869年の佐田たちの調査により朝鮮側が「皇」・「勅」等の文字を問題にしているとの報告を受けて、1870年10月に送った書契にはその文字を削除して朝鮮側に譲歩を示した。しかし、そのほかの点では問題にされていた部分に対しても修正せずそのままにした。これは、対朝鮮強硬策というよりは、新しい職制による官職名を旧制の官職名に変えることができなかったからであると思われ、また、朝鮮から与えられた印章を使うことは主権国家としてあり得ないことであったからである。

しかし、このように日本は、朝鮮との交渉においてある程度の譲歩を示しながら交渉に臨んだが、だからと言って朝鮮に対して対等な関係での交渉を行なおうとしたわけでもない。

つまり、日本は、最初から朝鮮に対して優越意識を持って交渉に臨んだのである。こうした事実、1868年の5月、大島と外国官判事小松帯刀との会見の際、天皇に対する朝鮮国王の地位格下問題が討議され、それが書契の作成に反映されたことからわかる。⁵⁹⁾

さらに、1870年4月に策定された対朝鮮政策の三つの案を見ても、「我が国の充実まで待つ」、「断然これを征討する」、「清国と条約を結び朝鮮を日本の一級下位の国として扱う」など三つともあくまで日本の優越を前提としたものであった。

また、1869年、日本政府が佐田たちに命じた朝鮮についての国情調査においても、これは当面の日朝交渉の行き詰まりを打開するための調査ばかりでなく、朝鮮の軍備や地形についての調査など明らかに将来の武力衝突を想定した事前の準備という側面もあった。これは、明治政府の基本的な朝鮮政策の方向が和戦両方であったことをよく物語っている。

しかしながら、この段階(1868～1873年)において日本政府の首脳部は、既

に述べたような国内の政情の不安及びロシアとの樺太問題など対外関係の不調から朝鮮とは平穏な関係を保ちたかった。すなわち、当時における日本政府の首脳部としては、征韓を実行に移す意図はなかったと思われる。これは木戸たちの権略的征韓論や、外務省の第一線官吏たちの征韓建議がことごとく斥けられたことから分かる。つまり、この段階で明治政府の首脳部は、朝鮮との武力衝突を念に入れていながらも、武力よりは別の方法を以て朝鮮問題を解決しようとしていたといえよう。

以上のことから、日本が朝鮮に送った書契は、わざわざ朝鮮を刺激しえる文字を使い、これを切っ掛けに征韓を試みようとしたのではない。書契問題が起ったのは、明治政府の首脳部が、特殊な形で行なわれていた日朝間の外交慣行をよく理解していなかったことにも原因があるらしい。というのは、書契受理を巡る日朝間の交渉が停頓すると、外務省がその打開策を探すために佐田白茅たちを朝鮮に派遣して、朝鮮国情を調査させたことはすでに述べたが、その中で、外務省の指導部は、朝鮮が、慶長・元和以来日本に藩属の礼を取っていたと思っていたし、対馬藩と朝鮮との特殊な関係についても殆んど分かっていなかったような態度を取っていたからである。これは、日本の首脳部は、日朝の交流が朝鮮の必要に応じて日本が主導権を持ってリードしていたと思っていたことを物語る。

しかし、このような事情は、朝鮮の場合も同様であった。朝鮮は、朝鮮の国王から印章を受けた対馬島主が日朝交流関係を担当していたから、当然日本に対して優越感を持って対日外交に臨んだのであった。こうした両国の外交関係が、幕府と朝鮮との間で儀礼的な外交形態として行なっている間は特に問題が生じる余地がなかった。しかし、幕府に代って明治政府の登場により別の形態の外交関係が始まると、両国の曖昧な外交関係は両国の衝突を必然的なものにしたのである。

両国がお互いの外交関係を対等な関係として認識していたらば、朝鮮においては、国書の格式が変わったとしてそれを自国を侮辱する行為と見てそれを頑強に拒否する訳がないし、日本においても朝鮮が国書を受理しなかったとして直ちに討伐を主張することなどはあり得ないことである。

特に、この事件で、日本の態度が疑われるのは、日本が送った国書を受理するかしないかは、専ら朝鮮の判断によるもので、両国の間に至急に解決すべき懸案があるわけでもないのに、国書を受理を強要するのは、国際慣例上にも不自然なことであるからである。それに、日本では征韓論が沸騰して、

明治政府の首脳部は、清国を利用して朝鮮との関係を上下関係として公式化したうえで問題の解決を謀ったり、軍事的な対応も考慮に入れ、これに対応しようとしたことから、日本がわざわざ書契の形式を変えたのではなかろうかとの説が出てくるわけである。

しかし、この時期の書契の受理を巡って生じた日朝の葛藤は、すでに述べたように朝鮮政府と明治政府の日朝外交関係に対する誤解から生じたことであった。すなわち、これは、朝鮮政府の対日優越観と明治政府の対朝鮮蔑視観が衝突したところから生じたのである。

だから、日本が朝鮮を刺激するためわざわざ書契の形式を変えたという説も、両国の対立の原因が書契受理を拒否した朝鮮側にあるという説も説得力が乏しい。

註

- 1) 時野谷勝「明治初年の外交」『日本歴史』近代2, 岩波書店, 1962, 237頁。
日露関係については、細谷千博「日露・日ソ関係の史的展開」日本国際政治学会編「日露・日ソ関係の展開」(『国際政治』31号)有斐閣, 1966年。信夫清三郎「千島・樺太交換条約」日本国際政治学会編「日本外交史研究」(『国際政治』6号)有斐閣, 1957年。安岡昭男「幕末明治初期の日露領土問題と英国」日本国際政治学会編「日英関係の史的展開」(『国際政治』58号)有斐閣, 1978年。安部光蔵「幕末期日露関係」日本国際政治学会編「日本外交史研究」(『国際政治』14号)有斐閣, 1960年などを参照。
- 2) 北京条約は、英・仏連合軍の北京進入時、清国と連合軍との仲裁により清国を危機から救ったとの理由で、ロシアが沿海州地方の獲得を目的で清国と結んだ条約である。条約の主な内容は①黒竜江以北の沿海州地方をロシア領土にする。②国境での清・露両国民間の貿易の自由および関税免除の許可。③清国の伊犁・塔爾巴哈台・喀什噶爾の開港等である。
外交時報社編『支那滿洲関係条約及公文書』東京, 1922年, 424—431頁。
- 3) ロシアはこの沿海州地方の獲得により朝鮮と国境を接するようになった。
- 4) 時野谷勝, 前掲論文, 237頁。
- 5) 井上清, 前掲書「日本の軍国主義」56—57頁。
- 6) 『日本外交文書』第3巻, 149頁。
- 7) 信夫清三郎編『日本外交史Ⅰ』毎日新聞社, 1972年, 102頁
- 8) 『日本外交文書』第8巻, 127頁。
- 9) 『日本外交文書』第2巻 3冊, 70—73頁。
- 10) 『日本外交文書』第2巻 3冊, 194—245頁。
- 11) 時野谷勝, 前掲論文, 238—239頁。

- 12) 姜在彦「江華島事件前後」『三千里』3 三千里社, 1975年, 51頁。
朝鮮をめぐる日露関係については、安岡昭男「1880年代の朝鮮をめぐる日露関係」日本国際政治学会編, 前掲書(『国際政治』31号)。さらに安岡昭男「日清・日露戦争における対韓政策」日本国際政治学会編「日本外交史研究」(日清・日露戦争)有斐閣, 1962年などを参照。
- 13) 時野谷勝, 前掲論文, 239頁。
- 14) 例えば、任那日本府の存在について、韓国ではその存在自体を否定している。
- 15) 以下の日韓交流関係は、次の資料を参照して要約したものである。中村栄孝, 前掲書。金義煥「朝鮮近代対日関係史研究」ソウル景仁文化社, 1982年。中塚明「近代日本と朝鮮」三省堂, 1977年。白鐘基「近代韓日交渉史研究」ソウル, 正音社, 1977年。申国柱「韓国近代政治外交史」ソウル, 巨木, 1965年。裴成東「日本近代政治史」ソウル, 法文社, 1967年。渡辺学「朝鮮近代史」図書印刷株式会社, 1968年。姜在彦「近代朝鮮の思想」未来社, 1984年。旗田巍編「朝鮮の近代史と朝鮮」大和書房, 1987年。吉留路樹「日・韓併合の真相」世論時報社, 1988年。白鍾基「韓国近代史研究」ソウル, 博英社, 1981年。彭沢周「明治初期日韓清関係の研究」塙書房, 1969年。田保橋潔「近代日・支鮮関係の研究」原書房, 1979年。湯浅見「近代日朝系の一考察」『朝鮮学報』第二四輯。趙在謹「韓・日修交条約に関する国際政治史的考察」ソウル, 建国大学校「学術誌」第四輯, 1962年。
- 16) 民間人は政府の公認と保証を受け、政府の統制の下で貿易が行なわれた。
- 17) 後に、塩浦・斉浦を追加、四個所が開かれていた。
- 18) 己酉条約は、1609年に朝鮮と日本との間に結ばれた送使条約である。条約の主な内容は、①使臣の種類を国王使臣・対馬島主特送・受職人に分け、その待遇を定める、②歳遣船・歳賜米に関する規定、③受職人は年1回朝鮮に来朝すること、④対馬島主は、全ての歳遣船に朝鮮政府に代って、文引(渡港証明書)を発給する事であった。
- 19) 歳遣船20隻、特送船隻、歳賜米・大豆合わせて100石、港は釜山浦に限られた。
- 20) 通信使は、朝鮮時代に朝鮮から日本に派遣した外交使節である。徳川幕府成立以降1624年までは回答兼刷還使という名称で3回行なわれた。その嚆矢は、1607年、朝鮮の捕虜送還問題を協商するため使臣が派遣されたことで、1617年には徳川氏が豊臣氏を滅ぼして大阪城を平定したことを慶賀するための使節が京都伏見まで往った。また、徳川家斉の將軍職襲位を慶賀するため送られた1811年の場合は、使節が対馬府中まで往復したが、その他のすべての通信使節は、江戸まで往復しており、その一行は少ない時でも300人、多いときは500人前後で構成されていた。1624年、その後名称を回答兼刷還使から通信使と変えてから1811年までに9回の通信使が派遣された(1636年、1643年、1655年、1682年、1711年、1719年、1748年、1764年、1811年)。

通信史の派遣は、朝鮮王朝と徳川幕府との国家的外交儀礼であったが、その他に対馬藩と朝鮮の東萊府との間では、もっときめの細かい使節の往来と貿易を巡る交渉が行なわれた。すなわち、対馬藩は毎年の年例使として8回使節を派遣する他に、臨時送使として朝鮮国王にたいする慶弔・徳川及び宗氏の慶弔報告、通信使派遣の要請と送迎、その他重要な外交案件を解決するための使節を送っていた。

(李進熙・姜在彦「日朝交流史」有斐閣, 1995年, 129頁参照)

朝鮮時代、朝鮮政府が日本に派遣した通信使節の一覧表は次のようである。

回数	年代	正使	品階	副使	使命	総人員	備考
1次	1607	呂祐吉	正三品	慶暹	修好	467人	回答兼刷還使
2次	1617	吳允謙	正三品	朴梓	大阪平定祝賀	428人	同上伏見行礼
3次	1624	鄭昱	正三品	姜弘重	家光襲職	300人	回答兼刷還使
4次	1636	任統	正三品	金世慊	太平賀	475人	通信使
5次	1643	尹順之	正三品	趙綱	家綱誕生	461人	
6次	1655	趙珩	正三品	劉場	家綱襲職	488人	
7次	1682	尹趾完	正三品	李彦綱	綱吉襲職	475人	
8次	1711	趙泰億	正三品	任守幹	家宣襲職	500人	
9次	1719	洪致中	正三品	黄璿	吉宗襲職	479人	
10次	1748	洪啓祕	正三品	南泰耆	家重襲職	475人	
11次	1764	趙職	正三品	李仁培	家治襲職	472人	
12次	1811	金履喬	正三品	李勉求	家斉襲職	336人	対馬行礼

- 21) 当時、朝鮮政府が日本をあまり重視しなかったことは、朝鮮政府が日本に派遣した使節の品階(官等)や、日本から派遣される使節の資格などに関する朝鮮官吏の審査や派遣された使節に対する接待の内容からもよくわかる。すなわち、朝鮮政府は、清国に派遣する朝鮮使節の品階は正使の場合は、正一品(総理級)から従二品(次官級)、副使の場合は、正二品(大臣級)から正三品(局長級)であったのに比べて、日本に派遣した通信使節の品階は、正使の場合も正三品に過ぎなかった。対清使節の正使は普通正二品以上で、特に重要な事案の場合は、正一品の領議政や左・右議政、あるいは国王の宗親が任命された。さらに、清国に派遣される使節は、中国の事情がよく分かる現職の官吏が任命されたが、日本に派遣される通信使節は、その大部分が現職でない前職の者であった。

また、使節の接待においても、清国の使節(勅使)と日本の使節とには大きな差があった。すなわち、清国の使節が朝鮮に入国するときは、正二品以上の遠接使を清朝国境の義州に迎にやるほか、宣慰使を途中の五箇所に迎にやって歓迎会を開いた。勅使が首都漢陽に到着すれば国王が慕華館まで迎えに行って宴会を施した。しかし、通信使節の場合は、通訳と一緒に宣慰使を迎にやるが、その品階はやはり三品の朝官(中央官吏)であった。

使節の派遣においても、清国の場合は、その使節の出発日や一行の内容を朝鮮政府に通告(牌文)することで済んだが、日本の場合は、朝鮮の地方官吏が日本使節の入国資格を審査し(朝鮮の使節が清国に入国するときと同じ)、もし書契が格式に合わないときはその使節を日本に送らせた。

李鉉宗「朝鮮前期ソウルに來た倭・野人に対して」「郷土ソウル」第10号、17～52頁。

22) 田保橋潔、前掲書、149頁。

23) 朝鮮の中央政府より草葉に派遣されている日朝交渉事務官、東萊府使からも指揮を受けた。

24) 田保橋潔、前掲書、156頁。

25) 『日本外交文書』第1巻 2冊、690—691頁。

26) 同上、691—692頁。

27) 李瑄根、前掲書、314—329頁。

28) 歴史研究室 『訳註經国大典』韓国精神文化研究院、1990年、236頁。

29) 「蓋自貴弊兩國、交好以來、義同兄弟之孔懷、信如河山之帶砺、設置和館、專務相憐、固是大經也、大法也、伊后三百年之間、何嘗少忽於經法之上乎、此但上行而不效也、亦未必不由於兩國斡旋人之服膺經法、不渝前修、則為今日居其職掌其事者、捨此何求、而今自順付書契到館後、積月公幹、不帝屢遭、然敝一言、曰書契往復所重自別、除非違大格式、焉可遲滯不捧乎、貴船來往、例為伝達朝廷、則賚來書契、亦当上送南宮、故僕等先為取見、則外面上職銜之与前有異、雖知加級之稱、而至於姓字下朝臣二字、是何格例耶、從之回答之、亦倣此例、雖似無間、恐取嘲於各國聽聞、此猶第二件事也、且書契文字、亦多格外之語、甚至於以私害公之句、而至於我國鑄送圖書還納之說、又不覺口爭不合、舌爭不下也、厥初請鑄、不惟貴邦之願、為亦関我國之寵錫、而忽焉變改、要着新造之印者、此果率由旧章、益敦隣好之意乎、此皆不可捧出之大旨、故已即稟告于本府、釜山兩使道前、同為拳論於來船啓聞中矣、及伏見回下、非但退却可也之教、又有無難煩聞之責、僕等情地之惶隕待罪、顧不足恤、而雖以和館僉公言之、宜即援摠事情、通報貴州、無至遽著新印、轉生無限公幹、徒損事面之地、是所深望耳。」

田保橋潔、前掲書、159頁。

朝鮮政府では、書契中「朝臣」の二文字と宗氏の職名「左近衛少將」が恒例に反する事を指摘し、これの改修を要求しており、「奉勅」・「皇上」等の文字と新印等については言及しなかった。

田保橋潔、前掲書、180頁。

30) 「交隣之道在要誠信、言与真違、名与実反ス、何以誠信為言、朝廷前ニ我君上ノ官階ヲ進ム、即速以其実、朝鮮ニ告グ、隣誼当然、今訓導請フ所ニ從ヒ、主君既ニ去之旧官ヲ稱シ、苟甘一時穩当、内矯朝命、外欺隣邦、可失信於兩間乎、抑訓導見テ權宜トスル者ハ、在我理ノ不可為者ナリ、況ヤ既ニ戊戌ノ例瞭然タルアリ、若其陳不已トハ、公昇官ノ事情ヲ筆記シ、是ニ附シテ足ル、何ゾ論其他、又朝臣ノ二字ノ如キ、是我朝ノ古制、以分氏族

ノ尊卑、是故ニ一姓之内、朝臣アリ、真人アリ、其他数名差等有テ、与姓字連用ス、号葛八涅トス、先聖重氏族之意可謂厚、這回朝政復古シ温テ用古制、訓導朝臣ノ文字ヲ誤解シテ、朝廷ノ臣トス、起其疑少似有以ト雖、普天率土誰カ王臣ニ非ラン、既ニ上国号官衙ヲ掲ゲ、何ゾ更ニ朝廷ノ臣ナル文字ヲ以テ謂ハン、且往昔信聘ノ書式、幕府ノ執政以朝臣稱スルノ例アリ、我先君モ亦用之、訓導不明於古、而今及此、言猶有所疑如キハ、検査其旧籍、以テ事ノ虚ナラザルヲ証スベシ、況ヤ其事元ト係我國制、於朝鮮何干、訓導曰、書体大ニ格式ニ違フト、又云格外之語多ト、問其由則曰、書契中皇字不可用、又字行位置失其行、是何等之特論ナラン、不解事理何如此甚キ、実ニ不堪驚嘆ナリ、蓋シ書契ノ体裁、字行ノ位置、固有定規、文書中所陳ノ如キ、交隣ノ誼、從其実告其実、国諱ノ外、無不可書之字、無不可言之事、何言ヲ待、抑我天皇一姓終古不渝、君臨億兆、摠攬大政、至今二千有余年、其事実朝鮮固ヨリ聞知スル所ニシテ、渠ノ書籍中其概略ヲ書載スレバ、更ニ贅セズ方今本邦政体更革、天皇親裁万機、即具其実、朝鮮ニ告グ、道理應然、其皇字ヲ稱スルニ在テ、何有所嫌、況ヤ、往昔朝鮮贈我州之書ニ、西土ヲ稱シテ、天朝・皇朝トス、若然ラバ、果シテは何ト謂ハン、字行位置ノ如キ、前ニ幕府スラ猶定規アリ、其体裁不言シテ可知ナリ、又以私害公ノ言ニ至リ、訓導所言尤不当、今粗陳之シテ釈其惑、中古我邦兵乱ノ際ニ膺リ、政府ノ令四方ニ行ハレズ、本州ノ如キ又不待公命、私ニ信ヲ朝鮮ニ通ズ、圖書鑄贈ノ事、元是交際愀款ノ至ル所、今日卒然似不可革、而這回皇朝網紀ヲ一新シ、益敦隣交、為特命賜印記、以表其盛意、要之朝廷更ニ修隣好、特命賜印信、是則兩國ノ公義也、公交也、旧來受圖書、今不改革ハ本州ノ私交也、私情也、原公義断私情実、君臣大義之所存也、是所以不可有以私害公之理、而本州旧來隣誼ヲ重ジ、事理不得已之意ヲ表スルナリ、今不審其由、更費口吻、隣誼相孚ノ道ニ反スル事、彼ニ在テ可謂失事体。」

田保橋潔、前掲書、162頁。

- 31) 1. 日韓国交は、元來対馬の責任を以て其衝に当たるところである。故に朝鮮は多年馬島に許多の恩恵を施して來た。故に今日本より『新奇の雉事を作すとも、馬島に在て宜く当に防塞す可きことにして、豈因循して我國に持來て、我聰を煩す理あらんや』。殊に今回の事件は、寧ろ対馬が首動者として新政府を動かし、国交の变革を計画した形跡がある。甚だ不都合と云ふべく、朝鮮としては対馬より如何に強要せられるとも応ずべきでない。此際朝鮮の取るべき方針としては、言を左右に託して、百方書契受理を遷延し、一方公貿易による米穀・木綿の支供を渋滞せしめ、其屈伏を待つのは寧ろ当然の行動である。
2. 対馬の主張のよれば、今次日本の於ては関白を廃し、天皇交隣を親裁すと云ふとも、果して事実であるか疑はしい。元來交隣を関白に委任した當時でも、外国に関する事項は、関白より天皇に上奏し、その指揮を仰がざる理がない。若し関白を廃する必要があるれば、之に相当する大臣を任命し、之に交隣を掌らしめるのは、蓋し当然と云はなければならない。

3. 今次皇・勅等の文字を以て、日本より朝鮮に迫るのは、畢竟するに漸を追ひ、朝鮮を日本の臣隸とする野望を懷抱することを示すものである。対馬が一応王政復古を告知する裁判書契を受理せられたく、其承認と否とは朝鮮の随意であり、又場合によっては書契の改撰に努力すると云ふけれども、信ずることが出来ない。之がため日本と和を失するが如きは、朝鮮として好むところでないが、『我より親交を不好之言は堅く守て不可言、唯言を左右に寄せ、因循模稜を以、隣好を不好に非ざれども、率由旧章を以て、陳防の要領とし、余は曖昧朦朧、百段の術を以待之、一旦日本短慮を以て事を破るに至る時は、罪日本に在り、茲に至る時は国力を尽して相戦ふべきのみ』。

田保橋潔、前掲書、165-166頁。

- 32) 議政府啓言、即見東萊府使鄭顥德狀啓、則訓別手本以為、対馬島主平義達書契中、以左近衛少将書来者、雖或有此等可援之例、至於平字下朝臣二字、曾所未有、大違格例、令任訳等嚴加責諭、使之改修正呈納云矣、職名之与前有異、既非恒式恒例、則三百年約条本意、何嘗如此乎、另辞開論、使之改修書契之意、請分付、允之。

田保橋潔、前掲書、180頁。

- 33) 「朝鮮国交際ノ義、旧幕之節ハ宗家へ委任イタシ置、在苒二百年ヲ過ギ、ツイニ宗家私交ノ体ニ変ジ、交際ノ道分明ナラズ、相互ニ尊大特重ヲカマへ、両国ノ情態交通セズ、貿易筋ニ至リ候テハ、彼国固ヨリ物産寡少ノ趣ニ候得共、宗家ニテ壟断独占ノ体ニテ、私利ヲ納メ不体裁ノ儀不少、然処御一新ノ今日ニ当リ、隣国ノ義ニ付、別テ名義ヲ正シ、實際ヲ以交ヲ述度ト、種々取調候処、彼国ノ定論ハ、詰リ旧慣ニ依リ、宗家ニ対シ私交ヲ結、天朝ノ御政体ニ関涉不致力、後方所好ト相見へ、宗家ニ於テモ、一家ノ経済、朝鮮ニ供給ヲ取候事不少候ニ付、旧格ヲ守リ、其藩臣ニ命ジ、隣交御委任相願度所存ニ相見へ、是マデ度々申立候趣モ御座候得共、右ハ皇政御一新・百度御更張、別テ外国交際ハ至重ニ被思食候御慮ヲ不奉戴認、古例墨守因循ノ私論ヲ唱へ、双方トモ採用可致筋無之、斯ク全世界文明開化ノ時勢ニ至リ、条約ヲ不結、曖昧私交ヲ以テ、一藩ノ小吏共へ為取扱置候テハ、皇国ノ御声聞ニ拘リ候儀ハ勿論、万国公法ヲ以テ、西洋各国ヨリ詰問ヲ受候節、弁解可致辞柄無之、加之朝鮮国ノ義ハ、昔年御親征モ被為在、列聖御垂念ノ国柄ユエ、仮令皇朝ノ藩属ト不相成候トモ、永世其国脈保存為致置度、然ルニ日今魯西亜ヲ初、其他ノ強国頻リニ垂涎、組上ノ肉トナサントス、コノ時ニ当リ、公法ヲ以テ維持シ、匡救撫綏ノ任、皇朝ヲ除クノ外更ニ無之、一朝之ヲ度外ニ置、弥魯狼等強国ニ吞噬セラレ候テハ、其实皇国永世ノ大害、燃眉ノ急ニ可相成ト奉存候、依テハ速ニ右ノ大義ヲ述、皇使被差遣候様仕度、然ルニ彼国人情、井蛙管見、暗滞壅滞加之詐術小数ヲ挾居リ、倨傲自尊ノ様子ニテ、突然一封ノ書ヲ送候テモ、我情実ニ照応セズ、容易ニ其交誼ヲ受候場合ニ至ル間敷、其深情ニ反シ、恥辱ヲ仕向ケ候様ニ至リ候テハ、以ノ外ノ義ニ付、最初ハ兵威ヲ示シテ、其侮慢ノ胆ヲ破リ、薬力嘔眩ノ上ナラデハ旧習汚染一洗イタシガタカルベクト

存候間、速ニ御軍艦一二艘ヲ用、使節其外役員トモ為乗組、彼国へ渡航為致、御一新ノ政体并交隣ノ大義ヲ述、厚ク盟約ヲ重候様トノ趣、至急御沙汰御座候様仕奉存候、尤御決議ノ上ハ、文書往復其他ノ体裁ハ条日ヲ立、追々可相何候、但本文之通中上候得共、宗家之義、私交トハ中ナガラ、積年交通ユヘ自然親交ノ情実可有之、方今一概ニ其条規ヲ廃止候テハ物情鼎然、却テ抵抗力ヲ起シ、実效速挙ニ不至、不都合不少ト奉存候間、近日知藩事御暇ヲ賜、厳原へ帰藩ノ節、当省ヨリ人撰ノ上、官員12名対馬国へ差越、時宜ニヨリ朝鮮へモ渡海為致、従前対州朝鮮交誼往復ノ内、実地上ニテ篤ト觀察ノ上、私交ノ体裁委細ニ品評イタサセ置、御軍艦ヲ初、銘々ノ支度相整、彼国へ渡航ノ節ヲ待居、其用便ヲ為達候様仕度奉存候、就テハ此儀一兩日中御沙汰被下候様仕度、依之宗家ヨリ差出候近來朝鮮交通ノ概略書取差上申候。右之条々至急相伺候以上。」

田保橋潔、前掲書、187-188頁。

- 34) 田保橋潔、前掲書、188頁。

- 35) 対馬藩の抗議により当分間は外務省と対馬藩が共同に対朝鮮業務にあたることにした。対馬藩の対朝鮮外交権が完全に消滅したのは、1871年7月であった。

- 36) 『日本外交文書』第3巻、265—268頁。

- 37) 竹島は、朝鮮では鬱陵島を、松島は、独島を言う。この問題は現在においても論争中である。

- 38) 『日本外交文書』第3巻、138—143頁。

- 39) 『日本外交文書』第3巻、143—145頁。

- 40) 同上。

- 41) 『日本外交文書』第3巻、141—143頁。

- 42) 同上、144—145頁。

当時、日本において当面の課題はロシアの勢力をいかに牽制するかの事であったが、第一案の場合は、ロシアが朝鮮を併有しても、なんらの方策がないとの認識から出た案であって、第二案は、ロシアの侵略が樺太の次に朝鮮にむけられると判断し、そのうえで、兵力・経済力から維持できないと考えられる樺太を放棄して、そのかわり、朝鮮を戦争によってでも支配下において、そこからの収奪により富国強兵を実現しようとするものであった。日本政府は、1871年7月に「日清修交条規」を締結したが、これは要するに近代アジアにおける中国の国際的優越を打破し、日・中の比肩対等を実現することによって、朝鮮にたいする宗主権を獲得しようとするものであった。

藤村道生「征韓論における外因と内因」『日本外交の諸問題』Ⅲ、日本国際政治学会編、3—4頁。

- 43) 1871年4月27日、明治政府は、大蔵卿伊達宗城を全権大臣、柳原を随員として日清修好条約の締結に赴かせた。伊達一行は、同年6月7日天津に着き、7月29日同地で清国側の全権代表李鴻章と「修好条規并通商章程及び海関税則」に調印した。しかし、この修好条約で、日本は清国から欧米諸国と同

等の権利を獲得することは出来なかった。最惠国条款は含まれず、領事裁判権を相互に承認し、関税率をも協定方式で最低に定めた。言い換えれば、これは相互の主権を尊重するという対等条約であった。伊達が清国との条約を締結したのは、朝鮮問題の解決をはかる一つの手段であったと言えるが、1873年副島種臣大使と共に渡清するまでの柳原は、その外交交渉権がもっぱら日清条約締結交渉に限られ、清国と朝鮮との関係については、まったくふれなかった。というのは、もし清と朝鮮との従属問題を明らかにすれば、日本と対等な関係にある朝鮮が清国の従属国であることから、日清修好条約の締結や修改に対して、悪い影響を与える恐れがあるかも知れなかったからである。

彭沢周『明治初期日韓清関係の研究』 塙書房、1969年、30—31頁。

- 44) 「過日対州人浦瀬最助訓導ト応接ノ大意ヲ考候処、到底政府ト政府トノ交際ニ相成候ハバ、彼ノ希望スル処ト被存候間、其機ニ投ジ、前以テ内意中含置候兩人(森山・広津外務権大録森山茂・外務省十二等出仕広津弘信)ノ外、今壹人政府ニテ御人選ニ相成、対州ヨリ紹介イタシ、尤大差忤ト申ス名義ニ無之、外務省ヨリノ命ヲ以テ渡韓イタサセ、兩訳及ビ其他ノ者へ、親厚ノ交情懇切諭示ヲ加へ、疑團氷解ノ上、機ヲ計リ、東萊府使又ハ釜山僉使ニ面会結約イタシ候ヘバ、彼素ヨリ其心アル所ナレバ、必定熟議ニ至ルベク、先政府互ノ交際ニ致シ置時ハ、敢テ後日ノ害ト相成間敷ト考候間、急々政府ニテ御人選有之度存候、此假ニテ来春マデモ御打捨可被為在哉ノ御議論モ有之候ヘドモ、是ハ必竟後日ノ御目的難相立候故ノ議ニテ、一応御尤ノ御儀ニハ有之候ヘドモ、政府丈ケノ御交際ヲ講ジ候時ハ穩妥ニシテ且彼ノ心底既ニ含蓄ノ機ニ投ジ候事ユヘ、粗目的モ相立、結局交和ヲ破り候様ノ暴談ニハ決シテ至リ不申、左スレバ御懸念ノ廉モ有之マジク御儀ト存候間、何分急々御評決願上候事。」

田保橋潔、前掲書、240頁。

- 45) 「奉書朝鮮国禮曹判書某公閣下、嚮我朝廷命宗義達、謀与貴国尋旧交、迄今三年、未有所回奏、願貴国諸賢、或有未了本邦尋交之旨者、故特重陳以告、我国中世以降、兵馬之権、委之将門、而疆域之政亦管之、今也世運一變、我朝廷更張綱紀、革弊除害、政令維新、原夫与貴国隣誼之深、業既三百有余歳、宜更尋旧誼、令兩國之盟愈篤愈固、永遠不渝矣、加之海外諸邦、星羅碁布、修文講武、舟楫之便、輦轂之利、罔迤罔遐、靡所不至、当此時、凡有国土人民之責者、豈得不遠慮而深談乎哉、而貴国之東、即我之西、其相距僅一葦、有如唇齒相依、存亡相關者焉、是最所以要其隣誼之愈篤愈固也、閣下高明、其必有所見焉、誠信所在、言繇衷出、冀閣下鑒裁尋交之誠意、為兩國良図、明致覆音、不宣。明治三年 十月 日 外務卿沢宣嘉」

『日本外交文書』巻3、160—165頁。

- 46) 蔡中黙『韓国外交史』ソウル、蜚雪出版社、1986年、43頁。

- 47) 山辺健太郎『日本の韓国併合』太平出版社、1966年、23頁。

- 48) 井上清、前掲書、73頁。

- 49) この倭館欄出事件は、朝鮮政府にたいする抗議であった。彼らはこのような行動をとることによって、一応、二つの成果を収められたと見られる。これにより東萊府使鄭顕徳をはじめ訓導安東峻・別差高在健らが解任され、新府使以下の着任によって局面の好転を期待できた。この鄭顕徳・安東峻らの失職について、領議政金炳学が彼らの責任をきびしく追及した。

もう一つは、明治政府が、同年9月外務大丞花房義質に倭館を接收させ、さらに、翌年2月12日、外務省七等出仕広津弘信に朝鮮在勤を命じたことである。

彭沢周、前掲書、18—19頁。

- 50) 田保橋潔、前掲書、287—291頁。

- 51) 『日本外交文書』第5巻、341—342頁。

- 52) 井上清、前掲書、76頁。

- 53) 『日本外交文書』第5巻、355—357頁。

- 54) 『日本外交文書』第6巻、276—281頁。

- 55) 『日本外交文書』第6巻、282—283頁。

- 56) 井上清・山辺健太郎・姜在彦等。

- 57) 日本は、1873年、朝鮮の執権者の大院君の政界引退によって両国の関係が新しい局面に入ると日本式文章を用い始めた。

- 58) このような配慮は、1871年の末、森山が蒸気船に乗って朝鮮に渡ってからなくなった。

- 59) 『日本外交文書』第2巻 2冊、262頁。

第4節 江華島事件と政策的征韓

1. 江華島事件直前の日朝関係

1872年の末、花房たちの日本側交渉使節の引き揚げで破局になった日朝交渉は、日朝両国の国内政情の変化により新しい局面を迎えることになった。

すなわち、朝鮮では、1873年10月25日、これまで政府の実権を握っていた国王高宗の実父大院君が王后の閔妃との権力争いで敗れ、権力の座から排除された。また、日本では参議西郷隆盛を中心とした征韓派が岩倉・大久保一派との政争に敗れて下野したのである。これによって大久保政権は、より自由に対朝鮮政策を進めることができるようになった。

ここでは、まず、朝鮮の政情を中心にその経過を見てみることにする。

大院君は、1863年以来、幼い高宗の後見人として朝鮮の実質的支配者となってから数多くの改革を断行した人物であり、特に頑固な鎖国政策を堅持

してきた人物でもあった。大院君の引退により国王高宗の親政が始まったが、実質的な権力は外戚の閔氏一族(閔升鎬・閔奎鎬・閔台鎬)が握っていて、政権自体は非常に弱体であった。¹⁾

大院君を打倒した国王を始め外戚勢力は、大院君の排外政策、特に排日政策の修正を試みた。そして1874年には朴定陽を東萊府安撫使に任命し、日朝交渉の停滞の事情を調査させ、2月には朴齊寛を東萊府使に任命し、訓導安東叡及び前任の鄭顕徳など対日交渉担当者の罪状を調査させた。²⁾

さらに、政府は、8月に領議政(首相格)李裕元の建議で慶尚道地方に陪行御史³⁾を派遣し、日朝交渉に関係していた地方官の行状を調べさせ、慶尚道觀察使の金世鎬を罷免し、東萊府使の鄭顕徳を咸鏡道に配流した。また、対日交渉の第一線の担当者であった安東叡は斬首刑に処せられた。⁴⁾

このように朝鮮政府は、大院君執権下の対日交渉関係者をことごとく追放、あるいは処罰した後、東萊府使に朴齊寛、訓導に玄昔運、別差に玄濟舜を任命し、自ら日本に対して譲歩の意を示した。

同年9月には、朝鮮政界の大物であった禁衛大将兼武威都統使の趙寧夏が草梁倭館滞在中の森山を訪ね、従来の交渉の不成立は地方官の作為であったと言って遺憾の意を表し、最近における日本の革新を認め、新たな形式により日本との交隣関係を維持したいとの秘密書簡を渡して朝鮮政府の積極的な対日接近意思を示した。⁵⁾

これより先立って同年8月には、対日交渉関係者の罪状調査に派遣された陪行御史一行3人が森山と会見し、朝鮮側の対日柔軟姿勢をほのめかした。⁶⁾

このように朝鮮政府の対日姿勢が強硬姿勢から一変して柔軟になったり、あるいは低姿勢に変わり、対日交渉を急いだのは、国王政府の反大院君政策というのが大きな要因であった。

もう一つこれに影響を及ぼしたのは、1874年8月、最近の日本の動向を知らせた清国からの秘密書簡であった。つまり清国の総理衙門は、1874年8月4日、朝鮮政府に秘密書簡を送り「日本は長崎に5,000の兵力を保有して、台湾征伐が終われば朝鮮に出兵するとの噂があるが、朝鮮はアメリカやフランスとの衝突事件もまだ解決されていない状況であるから、今の兵船では日本に敵対することは足らない…⁷⁾」という情報を伝えた。

朝鮮ではこのような清国からの通報を半信半疑しながらも、辺境の警備を強化すると同時に、日本への接近を積極化したのである。

大院君の政界引退と朝鮮内部の混乱や対日交渉官吏の交替などに関する朝

鮮側の動向は、日朝交渉の決裂後公館長代理として草梁倭館に駐在していた外務少録奥義制により1874年3月14日と4月30日の2回に渡って外務省に報告された。⁸⁾

一方、これに先立って外務省では、森山が中心になって日朝国交交渉の再開を力説し、日本側の譲歩を前提に朝鮮との再交渉を準備していた。つまり、森山はできるだけ朝鮮側の要求に応じ、旧例に従って外務大丞宗重正を朝鮮に遣わし交渉の再開を図るべき事を外務卿に建議した。森山の建議内容は次の通りで⁹⁾、森山は、相当朝鮮側への譲歩を示している。

1. 宗外務大丞朝鮮渡航の際には、和船に乗船し汽船の使用を避けること。
2. なるべく「古風之体面」を存じ朝鮮人に危惧の念を懐かしめないこと。
3. 外務省職員を派遣せず単に「参謀官」一人を随行せしめる事。
4. 旧対州藩士族中、日・朝交渉に経験があり、朝鮮人と旧好あるもの一兩名を人選し、宗外務大丞属員に充て、所謂「以好誘之策」を用いること。

この建議は、大久保や三条太政大臣にも提出されており、太政大臣は、1874年4月、外務大丞宗重正の朝鮮派遣を命じた。¹⁰⁾

この間に草梁倭館から朝鮮情勢の一変の報告が到着した。日本政府は、宗外務大丞の朝鮮派遣を暫く見合わせ、正確な朝鮮国情を調査するため、森山の朝鮮派遣を決めた。¹¹⁾ 6月14日、草梁に到着した森山は、朝鮮の官吏と接触しながら情勢を判断して、6月21日、外務省に報告した。その報告には、朝鮮側の対日外交担当者たちの処罰の可能性と内紛の兆しが指摘されていると同時に、宗外務大丞の朝鮮派遣が建議された。¹²⁾ 森山は、新任訓導の赴任以前においても、東萊府の官吏たちを通じて朝鮮側と国交交渉の再開のため交渉を続けたが、朝鮮側の官吏たちの低姿勢に驚いた。9月4日には、朝鮮側の新任訓導玄昔運らが朝鮮官吏として公式に草梁倭館を訪問し、森山と会見して国交再交渉の件を協議した。

その場で森山は、朝鮮側に書契の提出方法として

一つは、1872年4月に交付された外務大丞宗重正の書契を受理し、直ちに回答を発すること。

二つは、新たに外務卿より禮曹判書へ、及び外務大丞より禮曹参判への書契を作成し、別に使員を命じ、書契を東萊府に携行し、同府使と接見の形式について議定すること。

三つは、朝鮮国から使節を東京に派遣し、外務省と協議する事。以上の三

案¹³⁾を提示し、その一つを朝鮮側が選択するよう提案した。

森山のこの提案に対して朝鮮側は、第二案(書契の改修)を受け入れ、森山は、50日以内に外務卿・同大丞の書契を朝鮮に提出する事を約束した。

森山は、以上のような交渉の結果を得る過程で接触した朝鮮官吏らの対日態度の変化に注目した。森山は、1874年8月16日に東萊府裨將南孝源と会談したが、その時の南の態度を「談笑ノ間、彼レ既往ヲ悔ヒ、來時ヲ団成セント欲スル情色切ニ充溢ス」と、南が国交再開のための会談を切望していたことを報告した。¹⁴⁾ 更に森山は、訓導の玄昔運との会談の様子を「恰モ敗將ノ降ヲ納ル如ク戦々兢々ノ有様、笑ニ憫然ノ至、其内例ノ曖昧朦朧ヲ相構ヘ¹⁵⁾」と表現し、森山との会談に臨む訓導の態度を詳しく報告した。また、これに先立って行なわれた朝鮮の中央政府から派遣された暗行御史との会見においても、彼らの態度は大院君下野以前の朝鮮側の官吏の態度とは格別の差があったし、なによりも朝鮮政界の大物である趙寧夏の森山訪問は、彼が携えた密書の内容とともに朝鮮の対日低姿勢を明確に示していた。

日本の対朝鮮交渉態度及び対朝鮮政策は、こうした朝鮮の対日姿勢の変化を受けて大きく転換することになった。日本は1874年の中葉までは、朝鮮に対する日本の譲歩を前提として日朝交渉に当ろうとした。そのため日本政府では、外務大丞宗重正を廢藩置縣以前の旧例を以て朝鮮に派遣する事を決め、その時期を待っていた。しかし、このような日本の対朝鮮政策は、1874年の中葉を境に以上の経緯を反映して柔軟策から強硬策に変わって行ったのである。

このような日本側の変化は、その後の森山の言行や外務卿・太政官の訓令に克明に現れる。

森山は、訓導玄昔運との最初の会談を終えて、1874年9月5日、外務省に送った報告の中で「曖昧操弄ノ術ニハ長シタルモノト被考候於茲時々火輪船等本地ヘ向出沒往來イタシ候ハ、余程ノ声援と相成可申」と軍艦の示威を建議して、砲艦外交の必要性を唱えた。¹⁶⁾ さらに森山は、同年9月21日付の外務省への報告で、宗外務大丞の朝鮮派遣を自分の帰国まで見合わせるよう要請した上、同年10月に帰国復命した。¹⁷⁾ 帰国した森山は、朝鮮情勢の変化を説明した上、宗外務大丞の朝鮮派遣の中止を建議した。

森山の報告や建議を受けた日本政府は、最初の方策を大きく修正し、既に宗外務大丞の朝鮮派遣に際して、その委任状及び太政大臣の訓令をも起草していたものを取り消し、宗外務大丞の朝鮮派遣を中止した。¹⁸⁾ 日本政府は

同年9月4日の森山と訓導との書契改修に関する協議(新たに外務卿より禮曹判書へ、及び外務大丞より禮曹参判への書契を作成し、別に使員を命じ、書契を東萊府に携行し、同府使と接見の形式を採ること)¹⁹⁾を承認し、その条件に基づき外務卿・同大丞の書契を発することを決定した。

日本政府は、宗重正の朝鮮派遣の代りに森山を外務少丞に昇進させ理事官として朝鮮派遣を命じ、広津を外務省六等出仕に進め副官として朝鮮派遣を命じた。²⁰⁾ この森山の朝鮮派遣は、台湾遠征の事後処理のため翌年の1875年2月によりやく実現された。太政大臣三条実美は、森山の朝鮮派遣に際して、彼に交渉における取るべき措置を指示しているが、その太政大臣の指示の内容は半年前に外務大丞宗重正の朝鮮派遣決定の時下った訓令の内容とは格段の差があり、朝鮮交渉における日本政府の一変した態度をよく示している。

訓令の内容は次の通りである。

1. 彼国若シ自ラ独立ト称シ両国ノ君主等対ニテ交通スヘキ旨ヲ挙論シ來ラハ其趣直ニ上申致シ指令ヲ待ツヘキ事。
1. 彼国若シ自ラ清国ノ属藩ト称シテ事物悉ク清ニ仰クノ旨ヲ主張セハ是亦其趣ヲ上申シ指令ヲ待ツヘキ事。
1. 彼国ノ独立ト称シ清属ト言ヲ論セス彼国王ト我太政大臣ト又ハ我外務卿ト禮曹判書トヲ適主ト為シ旧誼ヲ修メ度旨申出候ハ、其意ヲ領諾スルノ趣ヲ以テ相答ヘキ事。²¹⁾

この太政大臣の指示の中で注目すべき事は、朝鮮国王と日本の太政大臣とを適主、つまり、対等の関係にしようとしていた点である。これは、朝鮮を日本より一級下位の国家として扱おうとした先の大島や小松の意見と一致するものであった。

森山は、寺島宗則が朝鮮禮曹判書宛に出した書契²²⁾、及び外務大丞宗重正が禮曹参判宛に出した書契²³⁾を携帯して、1875年2月24日草梁倭館に着任した。森山は朝鮮への渡航時自ら使用不許を建議した蒸気船に乗って来朝した。

森山が着任した翌日、訓導玄昔運と別差玄済舜が草梁倭館に来館し、森山理事官及び広津副官と会見した。その時、森山は、書契を直接東萊府使に提出する事を主張したが実現できず、書契は3月3日になって朝鮮側に手渡した。ところが日本側の書契は、前の書契(1870年10月)とは比べ物にならない程強硬な内容であった。

その内容は次のようである。

つまり、「大日本国外務卿寺島宗則、書ヲ朝鮮国禮曹判書閣下ニ呈ス、我明治元年皇上極ニ登リ、万機ヲ親裁シ、紀綱ヲ更張シ、凡ク外交ヲ容ル、而シテ本邦ノ貴国ト隣誼旧アリ、疆土ヲ相連ナル、蓋シ是唇齒ノ国、宜ク更ニ懇款ヲ敦クシ、綏寧ヲ揆ルベシ、爰ニ勅ヲ奉シ、書契ヲ修シ、特ニ理事官森山茂・副官広津弘信ヲ波シ、明カニ本邦盛意ノ在ル所ヲ告グ、貴国ソレ之ヲ諒セヨ、万ツ使伴ノ口陳ニ委ス、不宣²⁴⁾」ということであった。この内容からわかるように、今回の書契は、前の書契では避けていた「皇」・「勅」の文字をそのまま入れて、「朝鮮国」に対して「日本国」を「大日本国」と言う用語を使っていたし、また、原本は漢字と仮名を混ぜた日本文で書かれていた。さらに、これより前の同年1月には、外務大丞宗重正から朝鮮の禮曹参判宛てに、従来朝鮮から対馬藩主の宗氏に与えていた印章3個を返還し、日本の新しい勘合票を使用することなどを知らせる書契を送ったのである。²⁵⁾

朝鮮では、この書契の受理の可否について国王をはじめ全大臣が出席する会議を開き議論を重ねたが、結論には至ることはできなかった。

そこで朝鮮政府では、国王の意思に基づいて一応日本使節の公式接待(宴会)を行い、その後、書契の違格を議論し改修を要求することを決め、これを日本側に伝えた。²⁶⁾

しかし、このような朝鮮側の妥協的態度に対し、森山は、1874年9月4日付の協議に違反であると強く朝鮮側を非難した。さらに、彼は旧式による宴会を拒否し、また、宴会への参加の時、西洋式の礼服を着用すること及び宴会場の大門通行²⁷⁾を要求して朝鮮側の反発をかった。結局、朝鮮側では書契の格式問題については譲歩の姿勢を見せながら宴会席での洋服着用を中止するよう要請したが、日本側はこれを拒否、交渉は再び行き詰まってしまった。

1872年の交渉の決裂は、日本側が低姿勢をとりつつも、そこに潜んでいた日本の対朝鮮優越意識に対する大院君政権の反発と頑固な鎖国政策が主な原因であった。しかし、1875年の交渉の決裂は、朝鮮政府の弱点につけこんだ日本政府の一変した高圧的態度と、これに対応しきれなかった朝鮮政府の混乱と無策がその原因であった。

このように1873年を境に両国の交渉会談に臨む姿勢は完全に逆転したからである。日本は、今までの守勢的立場から攻勢的立場に転換して朝鮮との交渉を進めて行ったが、朝鮮は、逆に、この時期から守勢的立場で日本との交

渉に応じるようになった。これは両国の交渉当時における国内の事情の相違²⁸⁾や国交樹立に対する基本的認識の相違からくる必然の結果であった。特に、国交樹立に対する両国政府の認識の相違は、交渉に当たる両国の態度の大きな違いをもたらした。つまり、朝鮮は最初から日本との国交再開を旧交の回復と言う認識のもとで応じようとしたため交渉の成・否が国益に影響を与えるとの判断はなかった。それゆえに朝鮮政府は、旧例の回復のみを願っており、新しい状況での対応については、決まった政策を持たずに無定見・無策のまま日本との交渉に受動的に対応していたのである。

ところが、日本の場合、朝鮮との国交開始が持つ意味は大きかったため、日本政府は積極的に交渉に臨んだ。と言うのは、日本にとって朝鮮との修交は、対内的には明治維新以来の征韓論争に対する政府の方針を明らかにすることであり、対外的にはロシアの南下政策を牽制して朝鮮半島における影響力を拡大する機会にもなるからであった。つまり、日本政府において朝鮮との国交の樹立の成・否は国益に直結する問題であり、新政府の大きな政治的課題でもあった。こうした理由から日本政府は、武力を含むあらゆる方法で朝鮮の開国を強いたのである。

2. 江華島事件と政策的征韓

日朝交渉が再び決裂状態に入ると、森山は、広津副官を帰国させ、朝鮮での武力示威を建議した。森山は、既に前年の9月に外務省に送った報告書²⁹⁾の中で、朝鮮での砲艦外交の必要性を唱えていたが、外務省はこれに注目していなかった。森山の「砲艦外交」の構想は、朝鮮側の弱点が露呈され、対日姿勢が変わった時から生まれ、その後も彼の構想は変わらなかった。そして、交渉が再び行き詰まって朝鮮の内訌を知ると、彼はこれを対朝鮮武力示威の好機であると判断した。この朝鮮内訌とは、王宮放火事件や外戚勢力の第1人者であった閔升鎬一家の爆死事件³⁰⁾を言う。そのうえ大院君の帰還による大院君派と外戚勢力との暗闘は、日本による武力示威の好機とされたのであった。

当時、森山と広津が提起した測量を口実とした武力示威の性格は、広津が外務省に提出した次の建議文からよく分かる。

彼が提出した建議文は、「軍艦ヲ発遣シ対州近海ヲ測量セシメ以テ朝鮮国ノ内訌ニ乗シ以テ我必接ノ声援ヲ為ン事ヲ請フノ議 朝鮮国使事森山茂及ヒ弘信二月二十五日ヨリ本月一日ニ至リ現ニ弁理スルノ状及彼 国内相訌レ昨

年九月我ト相約スル所ノ条件未タ速ニ履行スルニ至ラス彼訓導玄昔運カ上京往返間ノ日期ヲ延ルヲ告ル事及ヒ後來彼レ或ハ常ニ変ニ出ツヘキ遇案之ニ処スルノ指令ヲ仰ク等頃口数通ノ書ヲ献呈シ業已ニ清鑑ヲ經ニ高裁ヲ奉待ス爰ニ茂カ会テ上請スル所口声援ノ事今其好機会ニシテ間髪ヲ容レサルノ時ナルヲ以テ更ニ一議ヲ連テ其然ナサル可カラス事由ヲ具陳スル左ノ如シ

弘信今也彼国ノ景況ヲ探知スルニ彼民ノ宰相横死シ大院君入城シ兩党稍相軋ルノ勢アリテ一ハ漸ク再扇ヲ望ミ一ハ頗ル掣肘ノ累ラヒヲ生スルニ似タリト雖モ從來彼国人概ネ大院ノ荷暴ヲ怨ムルヲ以テ未タ俄ニ旧ニ復スル至ラス故ニ我ノ挙動能ク暗ニ開和ノ氣勢ヲ助ケ得ヘキナリ万一他日大院ノ党志ヲ得テ前約ヲ履マルサニ至ラハ我モ亦大ニ力ヲ用ヒサルヲ得サル可シ如カジ今彼ノ内訌シテ壤鎖党未タ其勢ヲ成サルノ際ニ乗シ力ヲ用ルノ輕ク而シテ事ヲ為スノ易カラニハ

即今我軍艦一二隻ヲ發遣シ対州ト彼国トノ間ニ往還隠見シテ海路ヲ測量シ彼ヲシテ我意ノ所在ヲ測リ得サラシメ又朝廷時ニ我理事ノ遷延ヲ督責スルノ狀ヲ示シ以テ彼ニ迫ルノ辞アラシメハ内外ノ声援ニ因テ理事ノ順成ヲ促カシ又結交上ニ於テモ幾分ノ權利ヲ進ルヲ得ヘキハ必然ノ勢ナリ況ヤ予メ彼海ヲ測量スルハ從來事アルト事ナキト問ハス我ニ必要ノ事ナルニ於テオヤ、我ノ力ヲ彼国ニ為ス只此時ヲ好機会トス而シテ今日一二隻ノ小發遣ハ他日或ハ大ニ發遣セサルヲ得サルノ憂ヒナカラニ願フノ意ニシテ敢テ輕々凶器ヲ隣国ニ弄舞センヲ欲スルニ非ルナリ謹テ此ニ上申ス速ニ英断ヲ賜ヘ切願ノ至ニ堪ヘス³¹⁾」という内容であった。

すなわち、広津は、朝鮮の国内の混乱を利用して軍事的脅威をもって朝鮮に日本との国交交渉に応じるよう強要しようとしたのである。

この建議文の内容を見る限りでは、ただちに朝鮮との戦争を主張したのではなく、武力示威により朝鮮政府の対日態度の変化を図ろうとしたと思われる。しかしながら、朝鮮海域の測量をいづれ日本に必要なことであろうとの文脈から見ると、将来起るかも知れない朝鮮との一戦を予想して行った建議であったと思われる。これは1869年外務省が佐田たちに命じて朝鮮の軍備と地形を調査させたのと同じ発想であった。

しかし、この建議文に接した寺島宗則外務卿は、「このような軍事行動がややもすれば出兵と誤認せられる、もし朝鮮がこの示威を恐れないときは如何にするか³²⁾」と慎重な態度をとった。特に1873年11月、征韓論分裂の際、内治の重要性を唱え、征韓無期延期を決定した明治政府としては軍艦派遣の

議は甚だ矛盾することであった。

釜山にいた森山理事官は、先に日本政府に上申した建議書に対する本国政府の訓令を待っていたが、広津からは帰朝以来2週間過ぎても何等の返信がなかったので、1874年7月16日一篇の意見書を書いて、寺島外務卿に直接送り、政府の決心を再び促した。³³⁾

そして寺島外務卿は、この森山の意見に基づいて、三条太政大臣・岩倉右大臣の承認を得て、海軍大輔川村純義(海軍卿欠員)と協議の上、軍艦春日・雲揚・第二丁卯の三隻を朝鮮近海に派遣することを決めた。とくにこの決定に際しては、軍事当局者の意見として、陸軍の長官たる参議兼陸軍卿山県有朋・海軍長官大輔川村純義らは強行論を主張した。さらに、副島種臣は、閣僚会議において、朝鮮をめぐる国際的問題にふれて、清国政府は朝鮮国の内治外交を全く自主自治に任せているから朝鮮の日本に対する無礼に責任を負わないことや、当時駐日ロシア公使ビュツオフは日朝の間に事ある際もロシアがこれに干渉あるいは妨害する意思のない事を伝えた旨を明言した。³⁴⁾この決定についてほとんどの閣僚は賛成したが、板垣退助参議は、軍艦出動後これを聞いて「示威運動を以て朝鮮を制圧すべきと言うのか。此れは可なり。然れども彼をして此虚喝に应ぜずむば此を如何せんとする。此の時は我より兵力を加えて此を征服するの外なかるべきに非ずや」とこれに反対し、政府の軍艦派遣が内治優先を唱えた政府の方針に矛盾すると非難した。³⁵⁾しかし、三条太政大臣は、軍艦の派遣は単に航海実習のためであり、もし反対の意見があれば軍艦をただちに呼び戻す³⁶⁾と言って耳を傾けなかった。

この決定により朝鮮近海に出動を命じられた軍艦雲揚号は、艦長井上良馨海軍少佐指揮のもとに1875年5月25日、釜山に入港した。³⁷⁾

当然、朝鮮側は予告もない突然の軍艦の入港に大いに驚き、その理由を質問した。これに対して森山は、交渉使節の使命が延滞しているために督促の意味を持って来航したものであると答えて、日本側の強硬な姿勢を明らかにした。

6月12日には軍艦第二丁卯も伊東祐亨海軍少佐の指揮のもとに釜山に入港した。6月14日には、軍艦来航に対する事情聴取をかねて抗議のため倭館を訪問した訓導の玄昔運ら一行の18人が軍艦の観覧を要請すると、日本側はこれを機会にして彼らを乗船させたまま艦砲を発射するなど演習を行ない、訓導一行及び官民を驚かせ、威嚇の目的を達した。³⁸⁾

そして軍艦雲揚号は、6月20日から朝鮮の東海岸を北上しながら測量と示

威を行って、7月1日長崎に帰航した。しかし、長崎に帰航した軍艦雲揚号は海軍省から「朝鮮東南西海岸より清国の牛莊辺までの航路を研究」を命じられ、今度は朝鮮の西海岸へ向って出航した。³⁹⁾

以上のような経過を経て江華島事件はおこった。すなわち、軍艦雲揚号は、朝鮮の西海岸を測量しながら9月20日には、アメリカ及びフランス艦隊の江華島侵攻事件以来、いかなる艦船も許可なくでは通行ができない朝鮮の重要要塞地帯である江華海峡に予告もなく入った。彼らが淡水の補給を口実に江華島の草之鎮に接近したところ、沿岸の砲台から砲撃が加えられ、雲揚号もこれに応戦し、接戦になった。ところが、朝鮮の砲台の備砲は有効距離700メートル内外にすぎない小口径砲で、艦を飛び越こした一発を除き、全て艦に達しなかった。これに対し雲揚号から発射した110ポンド砲・40ポンド砲は着々砲台に命中した。⁴⁰⁾ 午前中の戦闘では両方とも死傷者はなかったが、午後になって雲揚号艦長井上は、今度は済物浦対岸永宗鎮を砲撃した後、兵士を上陸させ、兵舎その他の建築物に放火して、砲台を破壊した。この戦闘で朝鮮側は35名の死者と多数の負傷者が出たが、日本側は1名の死者と1名の負傷者を出したに過ぎなかった。⁴¹⁾

永宗鎮を鎮圧した井上は、砲台に装備された大小砲38門をはじめ兵器・軍需品を没収し、20日深夜までに艦上に積み込んで28日長崎に帰港したのであった。⁴²⁾

これが、いわゆる江華島事件であり、この事件の経緯⁴³⁾は以上のとおりであったが、この事件を前後した日本側の動きを追跡しつつ、この事件に対する日本の真の意図を把握する事によって、この事件が持つ意義と政策的征韓との関係について述べてみる。

日本の書契形式の変更が故意かどうかの問題について研究者によって意見が分かれているように江華島事件についても日本政府の事前計画の有無及び対朝鮮戦争の意図があったかどうかの問題を巡って研究者によって見解が大きく二つに分れている。

一つの見解は、江華島事件は朝鮮に対する日本の計画的挑発であって、日本政府が武力を以て征韓を実行しようとした事件であったという見解である。⁴⁴⁾

もう一つの見解は、江華島事件は偶発的な事件であって、その事件自体が日本政府の政治的計略によって起こした事件ではなかったという見解である。この見解によれば、日本は当時武力による征韓を考慮していなかったこ

とになる。⁴⁵⁾

しかし、この問題は二者択一的論理をもっては解明できない問題であって、当時の使節団や海・陸軍の動きはもちろん、日本の国内問題や周辺国との関係等を考慮に入れて判断しなければならない。

以下、両説の主張とその主張の基礎を成している根拠等を挙げながら私の見解を述べて見る。

江華島事件が日本政府により計画された挑発であったことを立証できる根拠の一つは、軍艦雲揚号の艦長井上馨が朝鮮へ出発する前に見せた言動と、その後の行動である。

佐々木高行の日記によれば、「今般ノ事件モ必ズ吾レヨリ求メタリト思フナリ…艦長井上氏出帆ノ前、彼ヨリ万一発砲等スレバ幸ト、密ニ同志ニ口出シテ出デ行キタルコトハ、或士官ヨリ親シク聞ク処ナリ」⁴⁶⁾と書いて、この事件が日本側の仕掛けによる事件であったことを示している。そして井上は、西海岸の中でも首都の漢城に通じる漢江の河口付近、すなわち、首都の玄関で行動したわけだから、これは当然朝鮮側の抵抗を予想してとった行動であったという判断である。⁴⁷⁾

江華島は、朝鮮の首都に通じる唯一の海上通路である漢江の河口に位置している島で、朝鮮としては戦略的に非常に重要視する地点であった。フランスとの武力衝突(丙寅洋擾⁴⁸⁾)、米国との武力衝突(辛未洋擾⁴⁹⁾)は、いずれもここで起きたのである。井上はこれを狙っていたということになる。

江華島事件が、日本側の予定された挑発であったと見る第二の根拠は、陸軍卿山県有朋を中心に行なわれた対朝鮮戦争準備計画であった。山県は、1875年1月19日、「朝鮮国ト開戦ノ機ニ臨ミ即今行軍ノ編制ニ在ルー師団ヲ以テ征軍ニ備ヘ且ツ之カ需用ニ応ス可キ運送船ヲ供スノミナラス海上ノ護送ト彼地ニ於テ揚陸ス可キ地形ノ要害ヲ得ンカ為メ少ナクも戦艦四五隻ヲ要セサル可カラス、以上以テ出征第一師団ト定メ其海陸総軍ノ指揮ハ専ラ第一出征師団司令官ノ専任トナス可シ、此出征第一師団ノ開帆スルニ当リ馬関ニ海陸軍需用ノ物品ヲ蓄積シ吏員ヲ置テ其事ヲ司ラシメ漢地諸軍ノ需

第一 弾薬及ヒ攻戦ノ諸器械

第二 食料被服及ヒ他ノ諸雑品

第三 石炭

…

此第一出征師団ノ発程スルヤ直ニ第二出征師団ノ編制ニ着手ス可シ此第二

出征師団ハ実ニ国家不測ノ禍害ニ備フル者ナルカ故ニ出師ノ目的ハ必シモ韓地征軍の援軍トノミ着目セス故ニ之ヲシテ中西国ノ間ニ召集シテ臨機ノ運動ヲナスニ備ヘ置ク可キハ左ノ三件ニ限ル、

第二清国トノ関係ノ景況

第三内国ノ景況⁵⁰⁾」。

この作戦指示文は、江華島事件が発生する8ヶ月前のものであって、江華島事件と直接的にどのくらいの関わりを持っているかの疑問は残るが、江華島事件が日本政府により計画されたスケジュールによって行なわれたとすれば、その根拠として十分考えられることである。

第三の根拠として挙げられているのは、江華島事件が樺太・千島交換条約の批准が行なわれた8月22日から約1ヶ月後に起きたことで、これは偶然な事件ではなく、すでに計画された事件であったということである。すなわち、江華島事件は、1874年2月に立てられた政府の対外政策における日露間の国境問題が解決された後、使節を朝鮮に派遣するというスケジュールに完全に一致していると言わざるを得ない⁵¹⁾ということである。

さらに、日本は、1875年2月清国雲南地域で発生した英国人マーガリ(Margary)殺害事件により、清国と英国とが緊張状態に入った事を利用して朝鮮での軍事活動を開始したと見る見解もある。⁵²⁾

このような江華島事件が日本の計画された軍事的挑発であったという見解に対して、その事件は偶発的衝突であって、日本にとって朝鮮との戦争の意思はなかったと見る見解の論拠は、次のようである。

第一は、江華島事件当時軍艦雲揚号に命令された内容は、朝鮮の西海岸から清国牛莊までの海路の研究であって、雲揚号は、その任務の遂行中たまたま朝鮮の砲台から砲撃を受けそれに応戦したにすぎないということである。実際、軍艦雲揚号が政府の命令によって朝鮮を挑発した事を立証できる証拠はない。

第二は、日朝修好条規締結交渉における日本側の全権大臣黒田清隆に与えられた三条太政大臣の訓条の内容である。

1876年12月9日付の訓条には「我主意ノ注ク所ハ交ヲ続クニ在ルヲ以テ今全権タル者ハ和約ヲ結フ事ヲ主トシ彼能我カ和交ヲ修ノ貿易ヲ広ムルノ求ニ順フトキハ即此ヲ以テ雲揚艦の賠償ト看做シ承諾スル事使臣ノ委任ニアリ⁵³⁾」と太政大臣は、全権大臣の任務があくまで朝鮮との修交条約の締結にあることを訓令して、日本の意図は戦争ではなく平和的条約の締結にあった

ことを示している。

第三の根拠として上げられるのが、大久保の岩倉宛の書簡である。大久保は、江華島事件が起きた後、朝鮮へ全権使節を派遣することと関連して12月13日岩倉宛に次のような覚書を送った。この覚書の内容は、当時の日本政府首脳はこの事件に対する認識と対応方案をよく示しているので、重要部分を全部引用してみる。

- 「一 廟堂上之目的一途ニ帰着シ不拔之根軸ヲ確定シ、其浅深ヲ窺知ラシメサルノ注意肝要タル事。
- 一 処韓之順序十分廟算ヲ尽シ、方略ヲ一定シ、徐々ニ之ヲ謀リ、厚ク之ヲ鑒ミ、敢テ衆説ニ拘ハラズ、勢ニ動セス、成功ヲ遠大ニ期スル事。
- 一 陸海軍ノ方向ヲ一ニシ、士官以下兵士ニ至ルマテ、政府之命令ヲ尊奉セシメ、上ヲ浚キ衆ヲ動シ、疎暴ノ挙無之様、速ニ処分ノ事。
- 一 會計上ニ注意スルハ論ヲ待ス、政府非常節略ヲ施シ、無用ヲ省キ、冗員ヲ汰シ、軍国ノ政ヲ施布シ、断然不可奪ノ旨趣ヲ貫徹セシムル事。
- 一 御雇仏人ボワソナード氏へ公法上ヲ論窮シ、詳細取調置キ、且各国公使へ報告ノ順序ノ事。
- 一 朝鮮・支那派出等ノ順序。
- 一 各国在留公使へ報知ノ事。但、支那在留公使へ伝々ノ事。
- 一 地方官へ示諭ノ事。

外ニ

大目的 朝鮮ヲ開化ニ誘導スルノ旨趣。

朝鮮ヲ我有ニ属シ吞噬スルノ旨趣。

朝鮮ハ和好ヲ破リ交際ヲ絶チタルモノト見做スカ。

朝鮮ハ和好交際未接続スルモノト見做スカ。

使節ノ談判ヲ要シ、問罪ノ師ヲ差向ケラルルハ、此目的ヲ定ムルニ在リ。⁵⁴⁾」

これを見る限り、大久保を中心とする政府首脳は、黒田全権の派遣に当って、朝鮮側の出方によって和・戦の両策を構えながらも、政府の陸海軍への命令を徹底させ、軍部の勝手な行動を抑制して政府の意(平和的な解決)と別の方向へ事態が進展されることを警戒していることがわかる。

当時、日本政府は、江華島事件が日本に知られると再び征韓論が沸騰するので、政府はこうした世論に動かされることなく冷静に対処すべきことを願っていたが、これは、征韓論者からの反発を収めるためにも必要な措置で

あったということである。

第四は、日本政府が江華島会談の直前に黒田全権が要請した陸軍2個大隊の派兵を認可せず、初意を貫徹するよう指示したことである。黒田全権一行は、江華島に向う前に既に外務少丞広津から江華府一帯の防備の堅固さを聞いて、1876年1月18日下関より陸兵の増派を要請したが、政府は兵力の増派が戦争への危険性を高めるということ、そして寺島外務卿の駐日外交団に対しての約束⁵⁵⁾を理由に、できる限り平和的な方法により交渉を成功させるよう指示したのである。⁵⁶⁾

以上の証拠は、相反する両見解がそれぞれ自説の妥当性を立証するためのものであるが、両方ともそれなりの妥当性が認められるような根拠を持っている。これは、一方ではそれぞれの見解が自分の都合の良い資料を利用したことを意味すると同時に、どちらかの一つの見解を持てはいるこの事件における日本の意図を正しく把握できないことをも意味する。

江華島事件は、日本側と朝鮮側と言う図式を持ては説明できないと思う。つまり、日本側にしても三条・大久保・木戸・岩倉を中心とする政府首脳と思惑と外務省・陸海軍省の考え方や動きにずれがあったから、それぞれ思惑の違った集団を各々の行動の主体として、この問題を究明しなければならない。

こうしたアプローチから江華島事件を見ると、江華島事件は、和戦両意を持って挑発された事件であったと思う。しかし、これは、政府首脳部の計画や訓令によるものではなく、一部の海軍と陸軍及び外務省の第一線外交官が中心となって起した事件であったと思われる。

その論拠としては、既に述べた第一説による当時の状況及び佐々木日記の内容を挙げることができる。1875年4月、森山と広津から朝鮮への軍艦派遣の要請を受けた政府の首脳部では、ただ朝鮮海域に2・3隻の軍艦を派遣し、示威行動を行なうことによって両国の交渉における朝鮮側の態度を柔軟化させ、会談を日本側に有利に展開しようとしたのが主な目的であった。しかし、朝鮮に派遣された軍艦が事件を起し、それが日本側に有利な状況として働いたので、中央政府では、この機会を朝鮮開国の好機と見て全権使節の派遣など、積極的な対応に取り組んだのであった。

しかしながら、政府の首脳部は朝鮮との戦争はできるだけ避けようとした。これは、全権大臣黒田清隆に与えられた三条太政大臣の訓条の内容や大久保の岩倉宛の書簡、それから江華島会談の直前に黒田全権が要請した陸軍

2個大隊の派兵を政府が許可しなかったことなどから分かる。

さらに、当時の新聞が、武力により征韓に消極的な政府の態度をを非難した記事からもその一端を伺うことができる。すなわち、1875年10月8日の「東京曙」の記事によれば「…アア衆論ノ向フトコロハ政府ノ力ヲ以テストイヘドモ、得テコレヲ制遏スベカラズ。今天下ノ人心ハオオソネ朝鮮ノ挙動ニ憤々トシテ単身海ヲ渡ラントスルノ勢アリ。カクシテワガ政府ニオイテ、持重因循ノ処置ヲナシ、民心ト相反対セシムルハ、恐クハ殺気ノ日本全島ニ充滿シテ砲声刀光ノ遠ク朝鮮政府ヲ驚攪セシムルモノアラントス。⁵⁷⁾」と書かれている。これは、当時の世論が必ず征韓に向けられたものではなかったが、江華島事件を契機として日本で征韓論が再び沸騰したことは事実であった。しかし、この新聞の記事から分かるように明治政府は、こうした世論を無視して朝鮮との戦争を避けようとしたのである。

その他、当時日本が直面していた対内的・対外的状況から考えてみても、日本は対朝鮮戦争までは意図していなかったと思う。

まず、対内的に政府首脳部が戦争を避けようとしたのは、政府首脳の不和を挙げることができる。つまり、1875年8月の大阪会議により木戸・板垣たちが政権に復帰し、征韓論争後の明治政府首脳部の亀裂が一応収まったように見えたが、水面下では大久保・木戸・板垣たちの主導権争いが依然続いていたし、また、改革に対する指導部の意見の不一致は、対朝鮮政策においても同じであった。つまり、征韓論争当時、内治の優先を唱えた大久保らにとって朝鮮との戦争は、当時の征韓論者たちから反撃をうける恐れもあったので、彼らはできるだけ征韓を意味する朝鮮との戦争を避けようとした。実際に大久保らは示威のための軍艦派遣の事実さえも秘密にしたのであり、その後、この事実が知られると板垣らは太政官に抗議するなど強く反発した。

さらに、第一線の軍人や外交官は別として、軍の一部でも現実的に日本が朝鮮と戦争を交える用意ができていないと見ていた。

たとえば、三条が海軍大輔勝海舟に海軍力について質問すると、勝は「戦決して整わず、万一政府戦いを命ぜば職を辞するの外なし⁵⁸⁾」と答えたことは、こうした事情をよく物語っている。

もう一つは、財政問題であった。朝鮮への軍艦派遣など政府内の一部で征韓の声が聞こえるようになると、1875年7月頃大蔵省租税頭松方正義は、「正義伏テ天下ノ大勢ヲ惟ミルニ、現貨流出シテ而シテ外債亦多シ。加之去年台湾ノ挙アリ、清国其間ニ葛藤ヲ生シ、征師ノ軍備巨万ノ現貨ヲ費シ、若

シ和議ナラサレハ既ニ国債ヲ募ルノ内議廟決アリシタメ、国庫將ニ虚シカラントス。…然ルニ今復征韓ノ兵ヲ起サハ行軍、一日幾万ノ現貨ヲ費スヲ知ラス。遂ニ国ヲ挙テ現貨地ヲ掃ヒ、唯紙幣ノミ存スルノ日ニ至ラハ、金融頓ニ沮ミ国民墜産流凶塗炭ニ陥ラスシテ何ンヤ⁵⁹⁾」という意見書を太政官に出して、財政上の理由から征韓の不可を訴えた。

つまり、松方は、台湾出兵に続いて朝鮮との戦争が起ったら明治政府の財政は破綻すると言う趣旨を持って朝鮮との戦争に反対したのである。これは当時の日本の苦しい財政状況をよく示しているし、政府首脳部の戦争回避論を裏付ける事実でもあった。

対外的条件も日朝開戦に否定的であった。

イギリスは、日朝戦争の勃発に強い懸念を示して、駐日公使パークスを通じて常に日本政府に朝鮮の開国を促しながら、戦争は避けることを説いた。⁶⁰⁾

さらに、日本は、対朝鮮問題における清国の対応に気を使わなければならなかった。江華島事件が起ると、日本は「中国に江華島事件の責任をとらせ、もし中国がこれを認めない場合にはじめて日本は朝鮮の責を問うべきである⁶¹⁾」という木戸の建議を受け、森有礼を清国に派遣した。清国は、森との会談の中で日本が朝鮮に出兵する事態になれば、清国もこれを黙認することはできないとの態度を明らかにした。日本の上海駐在総領事は、イギリス人の情報を引用して朝鮮と戦争になると清国が介入するだろうと言う報告を政府に出していた。台湾出兵の時清国の弱体が露呈されたとは言っても、日本としては清国との一戦まで覚悟して朝鮮に出兵する意志はなかったと思われる。

ロシアとの関係においても、1875年樺太問題は一応解決されたが、ロシアの朝鮮に対する基本的な政策が変わったわけでもないし、日朝戦争が起るとロシアが何らかの形で朝鮮問題に介入することは十分予想できることであった。これこそ日本政府が最も憂慮することであった。

こうした対内・対外的状況を考慮した日本政府の首脳部は、結局、法律・外交顧問であったボワソナードの建議を受け入れ、若干の軍隊を随伴した外交使節の派遣を選んだのである。⁶²⁾

しかしながら、外務省の第一線外交官や一部の陸・海軍では、朝鮮との一戦を予想しての行動を取った。山県陸軍卿の対朝鮮戦争の準備はその良い例である。

これは、日清戦争を始めとする日本の近代における戦争が軍部の挑発、それから政府の追認と言うパターンによって行われたことを想起すれば、江華島事件における軍部の行動は、台湾遠征と共にその典型的なやり方であったと言えよう。ただ、江華島事件の時は、政府の首脳が事件自体を追認はしたものの、戦争への拡大までは許さなかったことが台湾遠征と異ったところであった。

以上のような状況から当時の日本政府の対朝鮮政策をみると、すでに例を挙げた大久保が岩倉に送った書簡の中で、「処韓之順序十分廟算ヲ尽シ、方略ヲ一定シ、徐タニ之ヲ謀リ、厚ク之ヲ鑒ミ、敢テ衆説ニ拘ハラズ、勢ニ動セス、成功ヲ速大ニ期スル事。」を言っていることや、山県有朋の朝鮮攻撃のための対朝鮮戦争準備計画などから分かるように、明治政府の首脳部は、長期的には征韓の必要性を認めながらも、武力による即時的征韓には消極的であった。そして日本政府は、江華島事件の処理過程でこの事件を切っ掛けに朝鮮への勢力拡張政策を決め、その手段としては武力よりは条約による漸進的進出を決めたのである。日本政府のこうした朝鮮政策が決定されるのは、1875年9月28日雲楊号艦長井上が江華島事件を政府に報告してから、同年12月27日朝鮮との交渉のため朝鮮派遣が命じられた黒田清隆特命全権弁理大臣に渡された訓令⁶³⁾が作られた期間であった。というのは、この訓令には日朝修好条規に規定されている政治（治外法権の要求）・経済（関税自主権の否認）・軍事（港の開港と沿岸測量）面での日本の朝鮮進出を可能にしうる内容が書かれていたからである。

私がここで使っている政策的征韓とは、日本政府が明確な政策目標と具体的な手段を持って朝鮮への勢力拡張（朝鮮への進出・侵略）に踏み切ったことをいう。こうした定義からみれば、江華島事件の以前段階においては、一部の第一線の外務省官吏や陸・海軍の一部により武力による征韓が主張されたが、それはあくまで個人レベルの認識や主張であって、日本政府の公式的な立場から出された政策的征韓ではなかった。政府レベルでの政策的征韓が始まるのは、江華島事件の処理過程で対朝鮮政策が決められ、日本の条約案が朝鮮政府に受け入れられ日朝修好条規が締結される時からである。

このように江華島事件は、ロシアや西洋の脅威に対応するための戦略として朝鮮への進出を試みていた一部の陸・海軍や第一線の外交官たちの仕掛けにより引き起こされた事件であり、また、この事件は、日朝の武力衝突を望まなかった日本政府首脳部の意見に沿って、日本側に有利な条約を押し付け

ることによって一応解決されたのである。1876年当時、朝鮮が日本との武力衝突なしに条約による開国に至ったのは、このような日本政府の対朝鮮政策の結果から生まれたものであった。

さらに、征韓論という視点から見れば、対朝鮮政策が決められ、政策的征韓が実行し始まるこの時期の日本の対朝鮮政策は、西洋、特にロシアの南下政策への対応という戦略の下で条約を以て実際に政治的・経済的・軍事的な進出を図った点で、観念的征韓論や権略的征韓論とはその内容を異にしているのである。

3. 日朝修好条規の締結経緯とその内容や性格

1) 日朝修好条規の締結経緯

江華島事件が勃発すると、井上艦長は、これを即日政府に報告した。この報告に接した日本政府は、9月29日、三条太政官大臣以下各参議を出席させ御前会議を開き、草梁公館及び居留民の保護のため軍艦派遣を決めた。この決定に従い政府は、30日、春日号を釜山に派遣し、つづいて10月13日には孟春・第3丁卯の両艦を釜山に派遣することを決め、17日中牟田倉之助を艦隊指揮官に命じた。

一方、この事件に際して、参議木戸孝允は、三条太政官大臣に次のような建議書を提出した。すなわち、彼は次のようにいう

「征韓の論起るに至りて、臣深く内治の未だ洽からざるを憂ひ、内を先にし外を後にするの論を主張せり、且朝鮮亦未明に征すべきの罪あらざるなり、今則暴撃を我が軍艦に加へ、明に我に敵せり、於是乎我が内治に於て未洽き能はずと雖も、亦徒に其内を顧み、其外を棄ること能はざるものあり、臣の思想も亦是に於て一変せざるを得ざるなり、然れども事に先後あり、順序あり、今朝鮮我が軍艦を砲撃し、我兵既に戦を開けり、然れども我が釜山浦に在るもの猶尚依然たるなり、未だ以て朝鮮我に絶せりとなし、直に兵を加ふ可からず。朝鮮の支那に於ける現に其正朔を奉ぜり、其交際の相新結する、其患難の相関切する、明知する能はずと雖も、其羈属する所あるや必せり、則我が朝鮮の顛末を挙て、一たび之を支那政府に問ひ、其中保代弁を求めざる可らず、支那政府其属邦の義を以て、我に代りて其罪を誚め、我が帝国に謝するに至当の処置を以てせしめば、我亦以て已む可し、若し支那政府中保代弁するを肯ぜずして、之を我が帝国の自ら処弁するに任せば、我乃ち始て其事由を朝鮮に詰責し、稔当の処分を要

すべし、彼若し終に肯せざれば、其罪を問わざるを得ず、然り而して用兵の道は、必ず之を彼我の情形に視ざる可らず、則我が会計の贏縮、攻戦の遅速、必ず其宜きを権り、以て万全の地に立たざる可らず、是れ其先後順序の間、固より卒の能く局を完ふすべき所に非ず、若し朝廷臣に委するに一切の機宜を以てし、始終其事に従はしめば、臣当に驚力を竭し、必ず我が帝国の光榮を損することなきを努めんとす、其機変の生ずる所、事政府の素略に於て、大なる関渉あるが如きは、固より之を朝議の決に仰くべし、請ふ臣が前後の論議を明にし、以て臣が請ふ所を納れよ、此れ臣の始終固に報ずる所以なり、臣恐懼謹陳⁶⁴⁾」。

彼はこの事件においては朝鮮の宗主国である清国政府に江華島事件の責任を取らせ、もし清国政府がこれを認めないとき始めて日本は朝鮮に責任を問うべきであることや、自分が朝鮮との交渉全権になって朝鮮におもむく事を上申した。

日本政府は、この木戸の意見を受け入れ、清国との関係を明らかにするために森有礼を駐清公使に任命して、彼に、清国政府に対して今後清国は朝鮮の政治に関与しないこと、日本は今度朝鮮に使節を送り一方で江華島事件の賠償を求め、他方で通商条約を結ぶべき趣旨を通告する覚書を持たせ清国の北京に赴かせた。⁶⁵⁾ これは清国が朝鮮を援助することを警戒して取った処置であったことは言うまでもない。

朝鮮差遣を自薦した木戸は、病気のため不可能になったので、日本政府は、参議兼開拓長官黒田清隆を特命全権弁理大使に任命し、井上馨を同副大使に、宮本小一・森山茂外務大丞らを随員に任命して朝鮮への派遣を準備した。

黒田使節一行の朝鮮来航を知らせるため12月1日、広津理事官が東京をたち、同月17日釜山に到着した。⁶⁶⁾

正副使節および文武随員合わせて30名よりなる全権一行は、近衛と大阪・熊本・広島の新三鎮台からなる800名の兵力を引率して軍艦6隻に分乗し、1月6日品川港を出発し、1月15日釜山に到着した。その後、黒田全権一行は、2月4日には江華島に寄港し、2月10日には兵員300余名を率いて、仁川の鎮海門から上陸して会談場所である江華府の副師營を訪ねたのである。⁶⁷⁾

これより先、日本政府は、黒田全権と井上副全権に朝鮮との交渉に当って提示すべき基本訓令および内訓を与えたが、その内容を要約すれば下記の通りであった。

すなわち、「江華島草芝鎮が日本の軍艦に発砲したのは日本国旗に対する侮辱であって、それが朝鮮政府の命令によるものであれ、地方官憲の独断によるものであれ、その責任は朝鮮にあること。日本政府は、朝鮮政府の謝罪と十分な報償を要求すること。朝鮮は長く日本と隣国として国交を維持してきたが、最近政治的理由を以て停頓状態にあるが、日本国政府は、朝鮮との国交を継続することを根本方針としている。従って江華島事件についても平和的な解決を希望し、朝鮮政府が日本政府の提案を受け入れ、修好条約を締結し、通商を拡大することを受諾すれば、これをもって江華島事件に対する報償と認め、別に代償を要求しないこと⁶⁸⁾」であった。

さらに、朝鮮側に要求すべき条約の内容⁶⁹⁾は次のようである。

- 一 我日本国ト朝鮮国ト永久ノ親睦ヲ盟約シ、彼我対当ノ禮ヲ以テ交接スシ。
- 一 両国臣民ハ兩政府ノ定メタル場所ニ於テ、貿易スルコトヲ得ベシ。
- 一 朝鮮国政府ハ釜山ニ於テ、彼我人民自由ニ商業ヲ営マシムベシ。
且江華府又ハ都附近傍ニ於テ、運輸便宜ノ場所ヲ選ミ、日本臣民居住貿易ノ地ト為スベシ。
- 一 都府ト釜山又ハ他ノ日本臣民貿易場トノ間ニ、日本人往来ノ自由ヲ許シ朝鮮政府相当ノ扶助ヲ加フベシ。
- 一 日本軍艦又ハ商売船ヲ以テ、朝鮮海何レノ所ニテモ航海測量スルコトヲ得ベシ。
- 一 彼我ノ漂民ヲ扶助護還スルノ方法ヲ設クベシ。
- 一 彼我ノ親睦ヲ保存スル為ニ、両国ノ都府ニ互ニ使臣ヲ在留セシメ、其使臣ハ禮曹判書ト対等ノ禮ヲ執ルベシ。
- 一 彼我人民ノ紛争ヲ防グ為ニ、貿易ノ地ニ領事官ヲ置キ、貿易ノ臣民ヲ管理ス。

以上諸款ノ内、時宜ニ応ジ、即今必要ナラザル省略スルコトヲ得ベシ。

さらに、太政官大臣は、黒田全権に内訓を以て、以上の要求項目のうち朝鮮国政府に必ず認めさせるべき条項として、江華島事件に対する朝鮮国政府の謝罪・朝鮮国領海の自由航海・江華府付近地点の開港という3点を強調した。

以上の訓令は、朝鮮政府が江華島事件に対する責任を認め、日本の要求に応ずる事を前提とした条件であったが、もし朝鮮が日本の要求を認めない場

合も予想して、太政官大臣は、日本全権に対して朝鮮側の出方により取るべき処置を次のように指示した。⁷⁰⁾

第1 使節に対して侮辱を加え、或いは日本使節を認めず、暴挙を加える場合。この場合は、適当に防衛し、一旦対馬に引き上げ、本国政府に請訓すべきこと。

第2 使節を接遇せず、暴行を加えないが、全権との交渉を一切拒否する場合。この場合は、我々の隣誼を重じ、和平を主とする好意を認めない罪を責め、我政府は別の処置するとの書を投じて速かにその内容を本国に報告して復命を待つこと。

第3 新約の締結には清国の命を受けると答え使節の要求に対する回答の遷延を図る場合。この場合は、両国の旧交は清国の仲介によるものではなかったので、直接朝鮮政府に対して江華島事件の弁償と将来の条約を要求すること。もし朝鮮政府が必ず清国に問い後に日本の要求に応じるとすれば、その(清国への使節)往復の間は京城(朝鮮の首都)に兵隊を駐屯させ、また江華島を占領して、公法による所謂強償の方法を行うとの難題を発すること。

他方、朝鮮政府では、こうした状況に直面して、和戦両様間の対策を樹立することもできず混乱していたが、清国からの開国勧告や政府内の開国派の主張を受け入れ日本との交渉に臨むことになった。そして、国王高宗は、「我国と日本は300年の間、信使修睦し、設館互市したので、最近数年間書契を以て対立していたが、継続修好を維持するところから通商を拒否する必要はない。従って、通商条約などの手続きを経て通商の事を確定し、両国の相互便宜を図ること⁷¹⁾」を命じた。これにより朝鮮政府は、申櫓を接見大臣に、尹滋承を副官に任命して日本との交渉に向かせたのであった。

日朝間の修好談判は、1876年2月11日、江華府内の鍊武台にて開始された。⁷²⁾

日朝の談判は、2月11日始まって、2月20日までにかけて4回行われた。両国は、護衛兵・会談場所・八戸順叔問題⁷³⁾・書契不受・雲揚号の発砲・旗号・責任者処罰・代表権などをめぐって最初から対立した。

第1回の会談では、両国代表との挨拶と代表の資格および権限問題が議論され、第2回の会談で、黒田全権は、訓令に基づいて作成した条約草案を提示した。

日本の条約草案を読んだ朝鮮の全権は、事態の深刻性を感じ、中央政府の訓令を待つという理由で即答を避けた。そこで黒田全権は「10日以上を過ぎ

ても貴答がなければ、即ち両国の交際は絶えるに至るべき⁷⁴⁾」と警告し、会談を終えた。

13日の第3回の会談で、黒田全権は、前日手交した条約案を受け入れ、条約に調印することを強く要求し、朝鮮がこれに応じない時は、日本兵を京江(漢江)下流・仁川・富平に上陸させるという通告を出し、両全権は対立した。日本文にして朝鮮側に提出された条約草案は呉慶錫ら通訳官によって漢文に訳され、同日、朝鮮政府に届いた。

この案の受諾可否をめぐる朝鮮政府では、賛・反両論に分けて混乱したが、国王高宗は、朝廷大臣(領中枢府事李裕元・領敦寧府事金炳学・判中枢府事洪淳穆・朴珪寿・閔奎鎬・領議政李最応・右議政金炳国)らと協議した結果、修好通商を決め、その全権を接見大臣に委任したのである。

こうして朝鮮政府は、日本との修好通商を決め、第4回の会談に於いてその旨を明記した照会案を日本側に渡したが、日本側は、照会案に江華島事件に対する謝罪の文句がないことや、今回の条約を旧交の回復と見なす事などをとりあげ、その受理を拒否した。

これによって会談は再び決裂し、黒田全権は朝鮮側を非難する絶交書⁷⁵⁾を手交して江華府から軍艦を引き揚げた。これに屈した朝鮮側は、2月26日、日本側の要求をそのまま受け入れたので、27日に江華府の鍊武台において、いわゆる「日朝修好条規」が結ばれ、両国の全権によって調印されたのである。

2) 日朝修好条規の内容と性格

日本側が2月12日の会談で提案した13条項の内容を要約すれば、朝鮮の自主平等権、使節の駐留、往復公文の用語、釜山草梁の開放、2個港の追加開放、船舶の海難救助、日本国航海者の朝鮮海岸自由測量、日本の領事官派遣、通商章程、最恵国條款、調印規定などであった。

これに対して、朝鮮側は、条約序文の「皇帝」と「国王」の記入を反対し、国号のみの記入を主張したが、自主独立・治外法権は承認して、使節の駐留と通商章程、泳興府の開港には反対した。さらに、常平錢(朝鮮の貨幣の一種)の使用不許容、米穀交易禁止、他国人の混来雑処禁止、物物交換の交易、外上(掛け売り)・先買い・散債(起債)・阿片・天主教の禁止、亡命政治人の回送などを提議して協議した結果、次のような内容をもつ「日朝修好条規」が締結された。

この条約の全文の内容は、次の通りである。⁷⁶⁾

明治9年2月27日 江華府ニ於テ調印

同年3月22日批准

同年同年同日太政官布告

修好条規

大日本国

大朝鮮国ト素ヨリ友誼ニ敦ク年所ヲ歴有セリ今両国ノ情意未タ洽子カラサルヲ視ニ因テ重テ旧好ヲ修メ親睦ヲ固フセント欲ス是ヲ以テ日本政府ハ特命全権弁理大臣陸軍中將兼参議開拓長官黒田清隆特命全権弁理大臣議官井上馨ヲ簡ミ朝鮮国江華府ニ詣リ朝鮮国政政ハ判中枢府事中樞都摠府副摠官尹滋承ヲ簡ミ各奉スル所ノ諭旨ニ遵ヒ議立セル條款ヲ左ニ開列ス

第一款

朝鮮国ハ自主ノ邦ニシテ日本国ト平等ノ権ヲ保有セリ嗣後両国和親ノ実を表セント欲スルニハ彼此互ニ同等ノ礼儀ヲ以テ相接待シ毫モ侵越猜嫌スル事アルヘカラス先ツ従前交情阻塞ノ患ヲ為セシ諸例規ヲ悉ク革除シ務メテ寛裕弘通ノ法ヲ開拓シ以テ双方トモ安寧ヲ永遠ニ期スヘシ

第二款

日本国政府ハ今ヨリ15個月ノ後時ニ随ヒ使臣ヲ派出シ朝鮮国京成ニ至リ禮曹判書ニ親接シ交際ノ事務ヲ商議スルヲ得ヘシ該使臣或ハ留滞シ或ハ直ニ帰国スルモ其ニ其時宜ニ任スヘシ朝鮮国政府ハ何時ニテモ使臣ヲ派出シ日本国東京ニ至リ外務卿ニ親接シ交際事務ヲ商議スルヲ得ヘシ該使臣或ハ留滞シ或ハ直ニ帰国スルモ亦其時宜ニ任スヘシ

第三款

嗣後両国相往復スル公用文ハ日本ハ其国文ヲ用ヒ今ヨリ十年間ハ添フルニ訳漢文ヲ以テシ朝鮮ハ真文ヲ用コヘシ

第四款

朝鮮国釜山ノ草梁港ニハ日本公館アリテ年来両国人ノ地タリ今ヨリ従前ノ慣例及歳遣船等ノ事ヲ改革シ今般新立セル條款ヲ憑準トナシ貿易事務ヲ措弁スヘシ且又朝鮮国政府ハ第五款ニ載スル所ノ二日ヲ開キ日本人民ノ往来通商スルヲ准聴スヘシ右ノ場所ニ就キ地面ヲ賃借シ家屋ヲ造営シ又ハ所在朝鮮人民ノ屋宅ヲ賃借スルモ各其随意ニ任スヘシ

第五款

嗣後日本国隻朝鮮国沿海ニアリテ或ハ台風ニ遭ヒ又ハ薪粮ニ窮竭シ指定シタル港口ニ達スル能ハサル時ハ何レの港湾ニテモ船隻ヲ寄泊シ風波ノ陰ヲ避ケ要用品ヲ買入レ船具ヲ修繕シ柴炭類ヲ買求ムルヲ得ヘシ無論其供給費用ハ総テ船主ヨリ賠償スヘシト雖モ是等ノ事ニ就テハ地方官人民トモニ其困難ヲ体察シ眞実ニ憐恤ヲ加ヘ救援至ナサルナク補給政テ吝惜スル無ルヘシ又両国ノ船隻大洋中ニテ破壊シ乗組員何レノ地方ニテモ漂着スル時ハ其地ノ人民ヨリ即時救助ノ手續ヲ施シ各人ノ生命ヲ保全セシメ地方官ニ届出該官ヨリ各其本国ヘ護送スルカ又ハ其近傍ニ在留セル本国官員ヘ引渡スヘシ

第七款

朝鮮国ノ沿海島嶼暗礁従前審検ヲ經サレハ極メテ危険トナスニ困リ日本国ノ航海者自由ニ海岸ヲ測量スルヲ准シ其位置浅深ヲ審ニシ図誌ヲ編製シ両国船客ヲシテ危険ヲ避ケ安穩ニ航通スルヲ得セシムヘシ

第八款

嗣後日本国政府ヨリ朝鮮国指定各港ヘ適宜ニ随ヒ日本商民ヲ管理スルノ官ヲ設ケ置クヘシ若シ両国ニ交渉スル事件アル時ハ該官ヨリ其所ノ地方長官ニ会商シテ弁理セシ

第九款

両国既ニ通好ヲ經タリ彼此ノ人民各自己ノ意見ニ任セ貿易セシムヘシ両国官吏毫モ之レニ關係スル事ナシ又貿易ノ限制ヲ立テ或ハ禁沮スルヲ得ス両国ノ商民欺罔銜売又ハ貸償償ハサル事アル時ハ両国ノ官吏嚴重ニ該商民ヲ取締シ責欠ヲ追弁セシムヘシ但シ両国ノ政府ハ之ヲ代償スルノ理ナシ

第10款

日本国人民朝鮮国指定ノ各口ニ在留中若シ罪科ヲ犯シ朝鮮国人民ニ交渉スル事件ハ総テ日本国官員審断ニ歸スヘシ若シ朝鮮国人民罪科ヲ犯シ日本国人民ニ交渉スル事件ハ均シク朝鮮国官員の査弁ニ歸スヘシ尤双方トモ各其国律ニヨリ裁判シ毫モ回護袒庇スル事ナク務メテ公平允裁判ヲ示スヘシ

第11款

両国既ニ通好ヲ經タレハ通商章程ヲ設立シ両国商民ノ便利ヲ与フヘシ且現今議立セル各款中変更ニ細目ヲ補添シテ以遵照ニ便ニスヘキ条件共自今6個月ヲ過スシテ両国ニ委員ヲ命シ朝鮮国京成又ハ江華府ニ会シテ商議定立セン

第12款

右議定セル11款ノ条約此日ヨリ両国信守遵行ノ始トス両国政府復之レヲ变革スルヲ得ス以テ永遠ニ及ホシ両国ノ和親ヲ固フスヘシ此レカ為ニ此約書二本ヲ作り両国委任ノ大臣各鈴印シ相互交付シ以テ憑信ヲ昭ニスルモノナリ。

大日本国紀元2536年明治9年2月26日

大日本国特命全權弁理大臣

陸軍中将兼参議開拓長官 黒田清隆

大日本国特命全權弁理大臣議官 井上馨

大朝鮮国 開国485年丙子2月初2日

大朝鮮国判中枢府事 中樞

大朝鮮国都摠府副摠官 尹滋承

上記「日朝修好条規」の注目すべき条項の内容を分析して、征韓論との関連を見てみよう。

まず、修好条規の第1款に、朝鮮は「自主独立」の国であると明記されているが、これは、清国に対する朝鮮の従属的な地位を否定する事によって日本の朝鮮進出を容易にするためのことで、日本と朝鮮との真の平等な関係を設定するとの意味ではなかった。すなわち、日本は、これによって朝鮮半島に対する清国の政治的影響力を排除しようとしたのである。

しかしながら、清国と朝鮮の関係は、条約による政治的な関係ではなかったためこの条約が清国と朝鮮との旧例の関係を変更させることはなかった。つまり、清国は、前から朝鮮を自主国と認めていながら、同時に朝鮮の宗主国としての地位を保っていた。そのためこの条約の締結以後にも、朝鮮は、清国に従属国としての礼を取ったのであり、清国も日清戦争まで朝鮮を属国視したのであった。

第4、5款には、釜山を含む三港を自由貿易港として開くことが規定されている。日本は、釜山以外に東海の元山、西海の仁川を開港をするよう主張して、朝鮮の反対を押さえ、これを貫徹した。釜山は、南海の重要な港であり、元山(泳興)は、ロシア軍艦がたびたび来航し、その開港を要求した港であり、仁川は、フランス・アメリカの商船・軍艦が来航して朝鮮と衝突事件

を起こした江華島付近の港である。従って、この三港は、経済的・軍事的な面でいずれも朝鮮の要衝地であった。こうした朝鮮を包囲するような形の南・東・西海岸の三港の開港要求は、日本の対朝鮮政策に於いて将来の軍事的進出のための軍事的拠点の確保という目的も念に入れた要求であった。

このことは、条約締結後の日本政府の対朝鮮外交の内容が証明している。つまり、ロシアが武力干渉を実行できない間に朝鮮に出兵し、日本の大陸進出の立脚点を確保しておくことを寺島外務卿に具申した駐露公使榎本は、江華島事件後の1876年2月には、軍事的に重要な釜山の埠頭を占領することと、そのための対朝鮮外交の担当者を、1872年に渡鮮した経験があり、ロシアに駐留してロシアの冷酷な外交政策を観察した花房義質をあてるべきだと上申した。⁷⁷⁾ この意見書は同年4月に到着し、寺島外務卿は、榎本の献策を入れて花房書記官の帰国を命じられ、花房は、10月末に朝鮮差遣の辞令を受けた。このことは、朝鮮外交について、榎本公使の主張が採用されたことを示している。⁷⁸⁾

第7款には、朝鮮沿岸の測量と海図作成などが記されている。これは、朝鮮での外国船舶、主に日本船舶の航海の安全を保つという意味もあるが、榎本公使の主張が政府により受け入れたことから分かるように軍事的な側面での朝鮮進出を容易にするための目的もあったと思われる。

第9款は、貿易が両国官憲の干渉なく行われ、これを制限し、禁止しないことを規定し、朝鮮政府は、日本商人はもちろん自国商人の貿易関係も統制することができなくなった。

第10款には、朝鮮における日本人の治外法権を認めている。これは朝鮮での日本の一方的な領事裁判権を認めたことで、この条約の不平等性をよく物語っている条項である。

日朝修好条規の締結によって日本は、朝鮮での政治的・経済的・軍事的な勢力拡大のための足場を築いて、政策的征韓を実行し始めたのである。

同年8月24日には、日朝修好条規第11款の規定に基づいて修好条規付録と日朝間の貿易規則である日朝通商章程規則を結んだが、これは、日本が朝鮮に経済的進出をするための具体策を記したものであった。

日本側の宮本小一と朝鮮側の趙寅熙との間に締結された修好条規付録と日朝間の貿易規則である日朝通商章程規則全文の内容は以下の通りである。

「日朝修好条規附録

明治9年8月24日漢城(京城)

ニ於テ調印(日、漢文)

同年 10月 14日 太政官布

日本国政府ニ特命全権弁理大臣陸軍中将兼参議開拓長官黒田清隆特命副全権弁理大臣議官井上馨ヲシテ朝鮮国江華府ニ詣ラシメ同国政府ハ大官判中枢府事中樞副官都摠府副摠官尹滋承ニ委任シ日本曆明治九年二月二六日朝鮮曆丙子年二月初二日双方互ニ調印シタル修好条規第11款ノ旨趣ニ從ヒ日本国政府ハ理事官外務大丞宮本小一ニ委任シ朝鮮国京城ニ詣リ朝鮮国政府ハ講修官議政府堂上趙寅熙ニ委任シ相会同シテ議立スル條款左ニ開列ス

第 1 款

嗣後各港口駐留日本国人民管理官朝鮮国沿海地方ニ於テ日本国ノ諸船困難ニ遭ヒ緊急ナリト聞クトキハ地方官ニ告ケ該地ニ到ル道路ヲ經過スルヲ得ヘシ

第 2 款

嗣後使臣及管理官ヨリ各所へ通スル送文ハ自費ヲ以テ郵送スルモ或ハ該国人民ヲ雇ヒ専差スルモ各其更ニ從フヘシ

第 3 款

議定シタル朝鮮国通商各港ニ存リテ日本国人民地基ヲ租賃シ住居スルハ各其地主ト相議シテ価ヲ定ムヘシ朝鮮国政府ニ屬スル地ハ朝鮮国人民ヨリ官ニ納ルト同一ノ租額ヲ出シテ住居スヘシ釜山草梁項日本公館ニハ従前同国政府ヨリ守門設門ヲ設ケシカ今後之ヲ廃撤シーニ新定ノ程限ニ依リ標ヲ界上ニ立ツヘシ他ノ二港モ亦此例ヲ照ス

第 4 款

嗣後釜山港ニ於テ日本国人民行歩ヲ得ヘキ道路ノ里程ハ波戸場ヨリ起算シテ東西南北各直径十里朝鮮里法ニ依ル凡(日本里法一里ニ当ル)ト定ム東萊府中ニ至テハ里程外ニ在リト雖モ特ニ往來ヲ為ス此里程内ニ於テ日本国人民随意行歩シ其他ノ物産及日本国物産ヲ売買スルヲ得ヘシ

第 5 款

議定シタル朝鮮国各港ニ於テ日本国人民ハ朝鮮国人民ヲ賃雇スルヲ得ヘシ朝鮮国人民其政府ノ許可ヲ得ハ日本国ニ来ルモ妨無シ

第 6 款

議定シタル朝鮮各港ニ於テ日本国人民若シ死去シタル時ハ適宜の地処ヲ選ミ埋葬スルヲ得ヘシ但他ノ二港ノ埋葬地ハ釜山埋葬地ノ遠近ノ例ニ依ル

第 7 款

日本国人民日本国ノ諸貨幣ヲ以テ朝鮮国人民ノ所有物ト交換シ得ヘシ又朝鮮国人民ハ交換シ買得タル日本国ノ諸貨幣ヲ以テ日本国ノ諸貨物ヲ買入ル為メ朝鮮国指定ノ諸港ニテハ人民相互ニ通用スルヲ得ヘシ日本国人民ハ朝鮮国銅貨幣ヲ使用運輸スルヲ得ヘシ両国人民私ニ錢貨ヲ鑄造スル者アルハ各其国ノ法律ニ照シテ処断スヘシ

第 8 款

朝鮮人民日本国人民ヨリ買得タル貨物或ハ贈与受タル諸物品ハ随意使用シテ妨無シ

第 9 款

修好条規第 7 款ニ載スル旨趣ニ從ヒ日本国測量船小船ヲ放チ朝鮮国沿海ヲ測量スル時或ハ風雨ニ逢ヒ或ハ干潮ノ為メ本船ニ帰ル能ハサル時ハ該処理正ヨリ其近傍ノ人家ニ安着セシムヘシ若シ需用ノ物品アラハ官ヨリ辦給シ後日其入費ヲ完清スヘシ

第 10 款

朝鮮国ハ未タ海諸国ト通信セス日本国ハ年来諸国ト締盟友誼アル故ヲ以テ今後朝鮮国ノ沿海ヘ諸国ノ船舶風波ノ為メ困難シ漂着スルアラハ朝鮮国人民理ニ於テ之ヲ愛恤セサル無シ該漂民本国ニ送還セラレンヲ望マハ朝鮮国政府ヨリ各港口駐留ノ日本国管理官ニ逋付シ本国ニ送還セシム該官員之ヲ領諾セサル無シ

第 11 款

右十款ノ章程及之ニ添ヘタル通商規則其修好条規ト同一ノ權ヲ有ス両国政府遵行シテ違フ莫カル可シ然レトモ此各款中若シ両国人民交際貿易上実地ノ障碍ヲ生シ改革セサル可カラサル事柄ヲ認ムル時ハ両国政府其議案ヲ作リ一箇年前報知シテ協議決定スヘシ

大日本紀元2536年明治9年8月24日

理事官外務大丞 宮本小一(印)

大朝鮮開国485年丙子7月初6日

講修官議政府堂上 趙寅熙(印79)」

「修好条規附録ニ附属スル通商章程

第 1 則

日本国商船(日本国政府所管の軍艦及専ラ通信ニ用フル諸船ヲ除ク)朝鮮国ニテ許可セシ諸港ニ入津ノ時船主或ハ船長日本国人民管理官ヨリ渡シタル証書ヲ三日ノ内ニ朝鮮国官庁ヘ差出スヘシ

所謂証書ナル者ハ船主所持ノ日本国船籍航海公証ノ類ヲ入港ノ日ヨリ出港ノ日マテ管理官ニ差出シ置キ管理官ヨリ此証書類ヲ預リタル証票ヲ与フ是ヲ日本国現時施行ノ商船成規ト為ス船主本港頑泊中此証票ヲ朝鮮国官庁ヘ差出シ日本国ノ商船タルヲ証明ス

此時船主又其記録簿ヲ差出スヘシ

所謂記録ナル者ハ船名並ニ本船ヲ発スルノ地名積荷ノ噸数石数(共ニノ容積ヲ算船舶定スルノ名)船長ノ姓名乗組水夫ノ人員船客ノ姓名ヲ詳記シテ船主調印シタル者ナリ

此時船主又本船積荷ノ報單並船内所用雜物ノ簿記ヲ差出スヘシ

所謂報單ナル者ハ荷物ノ名或ハ其物質ノ実名並荷主ノ姓名記号番号ヲ詳記シテ(記号番号ナキ荷物ハ此例ニ存ラス)報知スルナリ此報單及其他書類モ何レモ日本国文ヲ用ヒテ漢訳文ヲ副ルヲ無シ

第 2 則

日本国商船進港ノ積荷ヲ陸揚ケセント欲スル時ハ船主或ハ荷主ヨリ更ニ積荷ノ物名並元価斤量個数ヲ書記シ朝鮮国官庁ニ届出ヘシ官庁届書ヲ得ハ速ニ荷御シ免狀ヲ渡スヘシ

第 3 則

船主或ハ第 2 則ノ免狀ヲ得タルノ後其荷物ヲ陸揚ケスヘシ朝鮮国官吏若シ之ヲ驗査セント要スレハ荷主敢テ之ヲ拒ム事無シ官吏亦注意驗査シテ之カ為メ毀損ヲ致スフ無カレ

第 4 則

出港セントスル荷物ハ荷主第 2 則入港積荷量届書ノ式ニ照シ船名並荷物ノ品書個数ヲ書記シ朝鮮国官庁ニ届出ヘシ官庁ハ速ニ之ヲ許可シ出港荷物免狀ヲ渡スヘシ荷主免狀ヲ得ハ本船ニ積込ムヲ得ヘシ官庁若シ其荷物ヲ驗査セント要スレハ荷主敢テ拒ムヲ無シ

第 5 則

日本国商船出港ヲ要スル時ハ前日正午前ニ朝鮮国官庁ヘ報知スヘシ官庁報ヲ得ハ管テ預リ置キタル証書ヲ還付シ出港免狀ヲ渡スヘシ
日本国郵便船ハ成規の時限ニ拘ラスシテ出港スルトモ必ス官庁ニ報知スヘシ

第6則

嗣後朝鮮国諸港口ニ於テ糧米及雜穀トモ輸出入スルヲ得ヘシ

第7則

港税

連桅スノ商船及蒸気商船税金五円単桅檣ノ商船税金貳円(荷物五百石以下積)

単桅檣ノ商船税金壹円五十錢(荷物五百石以下積)

俱ニ附属脚艇ヲ除ク

日本国政府ニ属スル諸船舶ハ港税ヲ納レス

第8則

朝鮮国政府或ハ人民諸物品ヲ不開港場の口岸ニ運輸セント欲スル時ハ日本国商船ヲ雇入ルルヲ得ヘシ雇主若シ人民ナレハ朝鮮国政府ノ免状ニ照シテ雇役スヘシ

第9則

日本国船隻若シ座商ヲ許ササル朝鮮国ノ港口ニ到リ私ニ売買ヲ為スヲ該地方官見届タル時ハ最寄管理官ニ引渡スヘシ管理官ハ其所得ノ錢物一切ヲ取上ケテ朝鮮国官庁ニ交付スヘシ

第10則

鴉片烟販売ヲ嚴禁ス

第11則

両国現ニ定ムル規則ハ今後両国商民貿易形況ニ依リ各委員時ニ随テ事情ヲ酌量シ商議改正スルヲ得ヘシ此カ為メ両国委員各調印シテ即日ヨリ遵行セシム

大日本国紀元2536年 明治9年8月24日

理事官外務大丞 宮本小一[㊦]

大朝鮮国開国485年丙子7月初6日

講修官議政府堂上 趙寅熙^{㊦80)}

修好条規付録の内容は、日本人管理官の朝鮮内地旅行権、開港場での日本租界設置権、開港場での日本人の通商範囲を十里にする権利、開港場での朝鮮労働者の雇用権と開港場での日本貨幣の自由通用権と朝鮮貨幣の日本本国への搬出権、朝鮮人の日本商品自由使用権、日本人の釜山・東萊間の自由往

来権、日本人の墓地権、領海内日本測量船の遭難時の救済権などの獲得を規定して、日本商人の朝鮮での有利な商行為を保障した。

また日朝通商章程規則では通商上の手続きの細目などを詳しく規定しているが、ここで注目すべき事は、この日朝通商章程規則とは別に、宮本小一と趙寅熙との間に覚書形式の公文⁸¹⁾を交換して、当分間、両国相互間に若干の船税以外の商品の関税を免ずることを約定したことである。すなわち、日本政府は、朝鮮に輸出される日本商品と日本に輸入される朝鮮商品とに、関税を課さないということと、同時に日本政府は、朝鮮政府が同様の特惠条件を与えるよう要求した。この要求を入れて朝鮮政府は、日本から運ばれる全ての商品の関税を免除し、また同じく日本人のために港湾税を廃止した。

このような不平等条約の締結により、朝鮮は名目的には自主・独立国の地位を得て清国や日本との平等な関係を認められたが、これは実際に於いては関税自主権の否定と領事裁判権の承認により、朝鮮の自主権を大いに制限する結果になったのである。さらに、朝鮮に対する清国の宗主権の否定は、清国の朝鮮に対する干渉を最小化させ、日本をして朝鮮への進出・侵略を本格化せしめたのである。

それでは、これら条約の性格と意義、それからこのように一方的に朝鮮側に不利な内容の条約が結ばれるようになった要因などについて検討して見よう。

まず、日朝修好条規は、朝鮮側としては、朝鮮が東洋的交隣外交の枠を脱して西洋的条約外交により締結された最初の条約であり、日本側としては、日本が外国に対して優越的な立場から締結した最初の条約であった。これにより朝鮮は、西洋の資本主義通商圏に編入されることになったが、この条約は朝鮮側に非常に不利な不平等条約であったため、朝鮮より先に西洋の資本主義通商圏に編入された日本により植民地化される端緒になったのである。

では、朝鮮はなぜ一方的に朝鮮に不利な条約に調印したのか。これは、まず両国のこの条約に関する根本的な認識の相違があったからである。すなわち、朝鮮の場合はこの条約を伝統的な東洋外交の事大・交隣外交における旧交の回復として認識したのである。こうした事情をよく物語っているのが、朝鮮側交渉代表の発言である。すなわち、江華島での第2回会談で、日本側が提示した条約締結案に対して、朝鮮側の代表中樞は、条約というのは何物であるかと問った。これに対して、日本側の代表黒田は、条約とは港を開き、両国民が貿易を行うことを意味すると説明したところ、中樞は、日朝間

は既に300年間通商を続けているのに、今さら何の条約が必要であるのかと反問して、今までの通りに倭館で交易を行うことを主張したのである。⁸²⁾

これを見ても分かるように、当時の朝鮮では、西洋的条約概念や国際公法に関する知識は全くなかったのである。したがって、朝鮮の主権を決定的に侵害する治外法権や無関税条項を何の異議も提起せずに受け入れたのである。すなわち、東洋的事大・交隣外交には、こうした概念がないから、当然朝鮮の交渉担当者たちは勿論、政府当局者にもこうした条項を理解できた者はなかったのである。⁸³⁾

これに対して、日本側はこの条約を旧交の事大・交隣外交を近代的な国際公法に基づく新たな外交関係への編入という認識をもって推進したのである。これには、既に20年前に、日本がアメリカを始め西欧諸国に強制されて結んだ不平等条約の内容が大いに参考になったのであった。

このように、朝鮮は、開国に対する明確なビジョンや準備を持たないまま西洋的な資本主義通商体制に編入されることになり、新しい体制に対する自覚的な対応は不可能であった。

こうしたことから、日本の政府レベルでの対朝鮮進出・侵略政策、すなわちここで言う政策的征韓は、江華島事件の処理過程を通して形成され、日朝修好条規の締結により本格的に開始されたことがわかる。

註

- 1) 李瑄根 「韓国史」 最近世編, ソウル, 乙酉文化社, 1961年, 154頁。
- 2) 田保橋潔, 前掲書, 332—333頁。
- 3) 朝鮮時代、国王の特命により地方に派遣され、地方官吏の横暴や民情を探るために密かに潜行して廻る勅使。
- 4) 田保橋潔 前掲書, 334—335頁。
- 5) 「森山桐陰 足下 即惟孟秋、起居清勉、弊邦与貴国、交隣修好、今三百年、信書謁来、禮数無愆、天下万国、咸知其誼契之篤矣、粵自戊辰辛未、書契格式、有違前規、年例米布不為領受、輒擬疑眩、莫究故由、朝廷擬欲差官渡海、布此誠懇、查勘源委、而為此先遣按廉、採察萊釜、販得訓導与通事輩壅蔽之狀、方行拿戮際、接按廉帶官大凡谷等回報、則以為面奉雅教、書契新式、務從便宜、蒙示官偽乱職表等各件冊子、始知貴国善隣之誼、宣出惻悞、誠兩國之福、以疑阻之余、事貴審慎、變通之初、約宜妥当、朝廷方將差官委送、茲先回發帶官、端致封函、幸垂收照、將此情款轉告貴朝廷、

修旧講新之方、深望指日亟函劃賜覆音、肅此不備。 朝鮮 趙寧夏 畫押」
田保橋潔、前掲書、347頁。

- 6) 「日本外交文書」 第7巻, 387—393頁。
- 7) 「…日本尚有五千兵於長崎、台灣退役後、將從事於高麗、法美与高麗前隙未解、必以兵船助之、高麗不足以敵国、若中国能令高麗与法美立約通商、則日本勢孤、不敢動兵、高麗之民得保全…」
「承政院日記」 高宗11年 6月24日条。
- 8) 「一 東米府使3月下旬交代可相成説ニ御座候但五七以前館外ニ散歩韓人ニ接シ筆談ノ内ニモ彼ヨリ交代米月初十日(我三月廿七日当ル)云々ト答書致候姓名并旧職等相尋候得トモ未タ不相分趣ニ候
一 東米府使其他此辺ノ諸鎮使等交代相成候訳先便一号賞狀ニ中遺シ通国王尊權ニ相成候ニ付是迄全權ヲ握り候大院君腹心ノ者ハ自然擯斥ヲ受候勢ニテ諸官共ニ進退有之趣ニ承り候
一 二月十五日發韓ノ一号狀ニ委細申進候館商二十名ヘ在守ヨリ式万貫文貸附ノ儀差停メ候末豐武七阿比留福治三井善右衛門等四五名ニテ木棉五千五百疋大豆八百俵余煎海鼠三十五俵十二月ヨリ追々取入候右ハ式万貫借入変名入送物品ノ内トモ中唱候此儀ニ付テハ館商等一方ハ潤沢一方ハ旱魃由ニテ内心紛擾ノ体ニ在之候但式万貫借入万差停候後極密ニテ更ニ借入ノ証書差出歟ノ説モ在之候全ク右ノ姦曲致候ニ於テハ他ハ姑ク差置第一公館ノ命ヲ遵奉不致者トモニテ此後如何ノ事ヲ仕出モ難計不取締ニ付専ラ探偵中ニ御座候
一 姦商等中合セ輸出入物品或ハ抜荷可取計旨密議致候情実当月八日仕丁川村万次郎ヨリ別紙ノ通り中出候当地悪弊ノ甚シキ為念差進中候但出入船検査ハ是迄注意致来候ヘトモ夕刻及夜分入船ノ分ハ翌日相改候得トモ当月ヨリ臨機ヲ以テ入船即刻検査取計置候過ル九日入港ノ八幡丸積荷ノ内抜荷有之取揚ケ候ニ付兼テ打合規則ノ通り長崎県支庁ヘ差送候筈ニ在之候且本条ノ訳ニ付對韓往船検査一層注意在之様致度心得マテニ中入候趣ニテ同庁出張員に宛義制ヨリ別封差出置候事
一 此度大院君退候テ執政相替り是迄彼国過半通用致来候清国鑄錢相廢候由承り候随テ韓錢大ニ払底館商互市ニ差支候程ニテ御用所小払等ニ殆ト当惑致候」
「日本外交文書」 第7巻, 349—350頁。
- 9) 田保橋潔, 前掲書, 337頁。
- 10) 同上。
- 11) 「日本外交文書」 第7巻, 360—361頁。
- 12) 「益御清安奉欣喜候小生儀本月十四日輕舸ニテ渡韓其国論一變前後ノ變常ニ留意探偵候所右ハ探聞書ニ記上候通りノ次第ニテ彼ノ我漂民遭害云々ノ事ハ毫モ疑フ可キナク全ク無根ノ説ト存候且内外往来ノ親疎接遇ノ厚薄等ハ旧ニ変ル事ナク就テハ尚將來御着手ノ如何ヲも熟察候所兼テ御内議ノ運ニ相成候ハ必ラス何分カ其目的ヲ達シ其端緒ヲ得ヘキ時ト奉存候間即別紙見込書拜呈仕

候可然御評議ノ上宗大丞ニハ速ニ下向相成候様企望致シ候小生儀ハ少時滯韓
仕候間即随行尾間啓治上京為致候実地見聞ノ事トモハ親シク御質問被下候様
仕度候此段上中候也

七年六月廿一日

森山茂

寺島外務卿殿

(朝鮮事務書)

(付属書1)

小生謹テ命ヲ奉シ朝鮮国ニ航シ草梁館ニ入り其国論一変ノ原由内外往来ノ親疎
特ニ我漂民遭害ノ事等静心探索ヲ経候処漂民云々ハ毫モ疑フ可キ無ク其国論一
変ノ事原由確知スルニ由ナシト雖トモ凡韓人ノ言語ニ慎戒ヲ加フルハ苟クモ我
邦怪蜚ノ類ニ非ス然ルニ客冬來専ラ韓人ヨリ伝延セシ該説ヨリ方今ノ形象等ヲ
探索スルニ必ラス別紙探聞書ノ他ニ出サルモノト存候且暗行御史(我監察使に類
シ威権最大ナリ)ノ普ク搜偵スル所ハ両間阻隔ノ本末及ヒ旧東萊府使訓導等ノ奸
跡ヲ探及シ曾テ旧府使ハ免斥訓導ノ浮沈モ亦且タニ迫リ其他奸細ノ輩狼狽途ヲ
失スルノ形状等最モ我ニトリテノ一好事ナルハ論及ヲ竣タサルナリ特ニ久來棄
テ顧リミサルカ如キ旧交ヲ再脩センコトヲ示シ暗ニハ送使ノ渡來ヲ求ムル等抑
モ我ヲ喚促スルモノニ均シ然リ而シテ其内紛ノ基ヒスル所口即チ邊情(邊情トハ
兩國交際ノ事ニシテ乃チ彼カ通語ナリ)ノ一端ニ係ル是レ蓋シ我カ約ヲ納ル、ノ
隔ト謂フ可キナリ於茲乎序次就例諄々我カ誠意ヲ表スルニ至ラハ恐ラクハ三聞
投杼感アラシム可シ而シテ尋盟ノ端緒ヲ得一面目ヲ更ムルノ地位ヲ占ムルニ於
テハ敢テ駿功速成ヲ欲セス舒々其法ヲ講明シ懇々其道ニ勧誘スルハ必ラス難キ
ニ非ス今也現地ノ形状ニ於ル一疑フ可キ無ク一怪シム可キ無ク其理勢ノ帰スル
所兼テ外務大丞宗重正渡韓可被仰付御内議ニ的当ノ好機会ト奉存候即十五等出
仕尾間啓治ヲ以此段上中仕候実地見聞ノ事ハ同人エ御下問被下速ニ御評決ノ程
跂望仕候小生儀ハ尚将来ノ動靜ヲモ窺ヒ後図ノ一考ニ充シメ度暫ク滯館臨機對
馬ニ退キ何分ノ御指令可奉待候敬白 明治七年六月

『日本外交文書』 第7巻, 362—369頁。

13) 『日本外交文書』 第7巻, 399頁。

14) 『日本外交文書』 第7巻, 382—383頁。

15) 報告書の前の部分は「是ハ肯既往不咎過日伺上候略見込書ノ趣ニ随ヒ反復丁寧
講明候処彼壬申ノ春写シヲ以差渡し置候書契ハ本書捧出不致事故此假難受キ旨
主張イタシ其本意ハ今一応変通ノ線口ヲ得ハ夫ヨリ天子等ノ文字ヲ除去セシメ
ントノ點策ト窺察候ニ付從是ハ決テ難相成旨中切厳敷挫問候処頗ル困却ノ勢ニ
迫リ候得トモ尚トカク曖昧更ニ結局不相見候間其勢ニ乘シ從是ハ三件ノ問題ヲ
以決答ヲ促シ候処彼レ事理ニ屈伏終ニ右三件ヲ以廟議ヲ伺ヒ二十余日ヲ期シテ
回酬可致旨返答申聞候ニ付右約書為相認先一段落ヲイタシ候」となっている。

『日本外交文書』 第7巻, 396頁。

朝鮮官吏の対日態度の変化の要因は、①確固たる対日政策の不在 ②前職対日
外交担当者の処罰 ③日本に対する正確な情報の不足 ④朝鮮の国内情勢の不安
であった。

16) 『日本外交文書』 第7巻, 396頁。

17) 『日本外交文書』 第7巻, 400—401頁。

18) 『日本外交文書』 第7巻, 402—404頁。

19) 『日本外交文書』 第7巻, 399—400頁。

20) 『日本外交文書』 第8巻, 45頁。

21) 『日本外交文書』 第8巻, 53頁。

22) 『日本外交文書』 第8巻, 52頁。

23) 『日本外交文書』 第8巻, 49頁。

24) 『日本外交文書』 第8巻, 52頁。

25) 「大日本国外務大丞宗重正書ヲ

朝鮮国禮曹参判 閣下ニ呈ス

曩ニ我

皇上親政幕府ヲ廢シ

太政官ヲ復シ封建ヲ革メ郡県ト為ス又

外務省ヲ置テ外交ヲ管シ世襲ノ官皆之ヲ罷ム重正モ亦

對馬守及ヒ左近衛少將ノ任並ニ

本邦ト

貴国ト交際將命ノ職ヲ解キ更ニ現官ニ任スル等ノ事已ニ

屢次家人ヲ差シ之ヲ報スルヲ經タリ

本省又官員某等ヲシテ往キテ東萊釜山兩使ニ晤シ

本邦盛意ノ存ル所ヲ告ケシム而シテ

貴国峻拒納レス

隣誼ニ反シ旧好ニ背クモノ此ニ七年重正不佞乏シキヲ

現官ニ承ケ外

勅意ヲ奉揚スル能ハス内士民ノ激怒ヲ致シ恐慙恐愧深ク

貴国ノ為ニ之ヲ慨キ之ヲ怪ム將ニ

上請シ躬親カラ渡航シ蟠錯ノ情ヲ究明シ

善隣ノ道ヲ請求セントス会タマ本省官員森山茂

貴国官弁ト接晤シ

貴国始メテ茲通ノ徒ノ中間ニ在ルアツテ之ヲ壅蔽セシヲ

嚴知シ方ニ捕縛ヲ行フコトヲ審カニスルヲ得タリ是ニ

於テ從前ノ窒碍頓ニ開ケ旧來ノ懇款乃チ復ス茂婦

京事由ヲ中

奏シ

朝廷深ク之ヲ嘉ス不佞果シテ嚮ノ峻拒ハ

貴国廟議ニ出テ然ル非ルヲ信ス欣抃曷ソ已シテ其

縛ニ就クモノモ亦皆刑ニ処シ法ニ抵ルヤ否ヤ事

両国ノ信義ニ関カル怨ミヲ匿シテ相友トスルハ古今ノ恥

ル所是ヲ以テ問ヲ為スモノハ將ニ以テ

両国交驩ノ地ヲ成ントス敢テ務メテ此詰難不詳ノ辞ヲ為

スニ非ス

貴国以テ如何トス姦ヲ黜ケ譎ヲ罰スルハ

貴国自ラ法典ノ存ルアルヘシ若シ夫レー時ノ誼ヲ濟シテ

人心ニ慍ラサルトキハ永遠ヲ保ツノ道ニ非ス

貴国モ亦豈此ノ如キヲ望ンヤ委曲ヲ垂示センコトヲ請フ

茲ニ我

外務卿書ヲ

禮曹判書ニ修メ理事官森山茂副官広津弘信ヲシテ東萊

府ニ往キ之ヲ使道ニ致シ伝達シテ以テ尋交ヲ商量セシム

貴国宜ク之ヲ

款接シ速ニ

伝使ヲ派来シ以テ万世不渝ノ盟ヒヲ訂スヘシ冀望ノ至ニ堪エス更ニ陳ス

貴国会テ

鑄送スル所ノ図書三類併テ茲ニ返進ス

照納ヲ是祈ル肅此不宜

明治八年一月 日

外務大丞 宗 重 正印

『日本外交文書』 第8巻, 50頁。

26) 田保橋潔, 前掲書, 365頁。

27) 朝鮮の官庁の正門は大・小の二つがあつて、大門は国王や決められた高官でなければその出入りが禁止されていた。

28) 朝鮮の場合は、強力な指導力を行使していた大院君が政権から退けられ、国王高宗の親政が始まったが、青年国王には実権がなく、外戚勢力が国政を担当したが、外戚勢力もやはり国政運営の経験がなく、大院君勢力の牽制と内部分裂のため政権の主体が存在しない状況であった。

29) 『日本外交文書』 第7巻, 395—400頁。

30) 1874年11月28日、閔升鎬一家(母・子・孫の三代)が、誰かが仕掛けた爆弾により爆死した事件で、結局その犯人は明らかにされず未決の事件となった。ただ推測では大院君派の犯行と看做されていたが、閔氏戚族内部の所行であったとの説もある。

李瑄根, 前掲書, 359頁。

31) 『日本外交文書』 第8巻, 72頁。

32) 田保橋潔, 前掲書, 395頁。

33) 「…今や我嚇怒ヲ起シ実授ヲ張り投足奮迅其勢破和ニ出ントスルヲ見ハ彼レ或ハ訓導周旋の杜撰ニ托シ、或ハ一二大臣之私裁ニ付シテ面ヲ革メル来ル事モアランカ。雖然、我無為空滞、和顔柔容、其自悔ノ心ヲ起サシメント計ル如キハ則チ所謂屈身而行道者也。豈可得乎。…若シ一日空滞セバ、一日ノ国体ヲ貶シ、十日徒留セバ、十日ノ国辱ヲ加ウ、故ニ茂婦京即時斧鉞ノ責ニ任ズルモ、一日ノ空滞ヲ欲セズ斧鉞ノ責、一身ニ止リ、空滞ノ辱國家ニ関ス。公私軽重、自ラ判然、若シ含垢空留、荏苒以テ機ヲ失スルニ至テハ、何ノ時カ背約反信ノ事証ヲ挙テ之ヲ結論センヤ…」
『日本外交文書』第8巻, 102頁。

34) 菊田貞雄『征韓論の真相と其の影響』151頁, 中国柱「韓国の開国」『日本外交史研究(幕末・維新時代)』日本国際政治学会篇, 1960年, 129頁から再引用。

35) 「聞くが如くんば、政府は近日軍艦を朝鮮に派して、之を威圧せんとするものの如し、如し果して事実なりとせば、政府の行動は矛盾せりと謂はざる可らず、抑も明治六年予の朝を退くや、政府は内政を整理して、然る後ちに外国の事に及ぼすの方針なるを聞けり、然るに今や軍艦を派し、示威運動を為して、以て我が要求を達せんとす、若し韓廷にして、我の要求を聴かずんば、我は戦はざる可らず、思ふに政府にして韓国と戦ふの意あらば可なり、然れども戦意無くして、此の兇戯の事を為す、恐らくは累を國家に及ぼさん、予を以て之を見るに、薩人は一意事を海外に起さんと欲す、曩に台湾に兵を用ゐたる一事に徴するも、薩人が武を外に試みんと欲するの事情は、之を知るに難からず、故に今ま軍艦を韓国に派し、之が練習を為さしむれば、勢ひ江華湾に闖入し、其遂に戦に至るべきは、火を睹るよりも瞭かなり、閣下よく之を慮る所あれ」

田保橋潔, 前掲書, 395—396頁。

36) 中国柱, 前掲書, 129頁。

37) 同上, 396—397頁。

38) 同上, 397頁。

39) 同上, 398頁。

40) 同上, 398頁。

41) 当時の戦闘状況を報告した『日本外交文書』第8巻 127—128頁の「江華島事件の経過に関する件」によれば「…間ヲ窺フテ端船ヲ卸シ、三十余人ノ兵士ヲ乗セ、此島ノ隣島トヲ接スル橋(万世橋)ノ傍ニ上陸セリ。門ノ内外ニ於テ暫時打合ヘリ。二人牆壁ヲ踰ヘ内ニ入り、内ヨリ城門ヲ開キ味方ノ人々ヲ迎ヒ入ル。コレヨリ先、水夫四、五名別ノ端船ニ乗シ、他方ヨリ上陸セントスルニ登ル事ヲ得ス。壁外人家(五、六軒)アルヲ以テコレニ火ヲ放チテ焼ク。コレニヨッテ城中動揺、兵ヲ棄テ走ル。然ルニ其通路万世橋ニハ我兵ヲ引テコレヲ守ル。遁ル、ニ路ナク、他方常ニ水浅キ処ヲ覓メテ徒歩シテ逃レント、各衣ヲ脱シ、水

ニ投スルモノ幾許ナルヲ知ラス。我兵追テコレヲ狙撃セリ。死者溺子甚多シ、其数ヲ知ラス。卒兵十二名ヲ擒ニス。城中疵傷ヲ蒙ツテ死スル者、凡二十七、八名。我全勝ヲ得テ後、彼囚人ヲ使役シテ旌旗、金鼓及ヒ大小銃砲三十七門ホトヲ分捕シテ本艦ニ帰り、生擒ヲ放チ去ラシム。時ステニ夜十二時ナリシト云フ」と当時の戦闘場面について記述されている。

- 42) 田保橋, 前掲書, 400頁。
- 43) 江華島事件の経緯については、以下を参照。 田保橋潔, 前掲書 393—409頁。山辺健太郎『日韓併合小史』岩波書店, 1985年(初版1966年)15—42頁。金義煥『朝鮮近代対日関係史研究』ソウル, 景仁文化社, 1962年, 394—483頁。
- 44) このような見解を持っている学者は、大部分の韓国の学者と日本の学者の中では山辺健太郎、井上清氏等がいる。
- 45) 韓国では、大体前者の見解が通説になっている。日本においても、事件自体は日本の計画的な挑発によるものと見ているが、この事件が中央政府のレベルでの朝鮮侵略の始まりかどうかについては見解が一致していない。
- 46) 東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐々木高行日記』6, 東京大学出版会, 1975年, 301頁。
- 47) 石井孝, 前掲書, 315頁。
- 48) 1860年代に入って朝鮮が一番警戒した国はロシアであった。ロシアは、1860年、北京条約を結んで朝鮮と国境を接する事になり、朝鮮はロシアの進出に対応するための政策に悩んでいた。こうした状況に気付いた朝鮮内のキリスト教徒は、これをキリスト教を公認されるチャンスと見て、大院君に‘防俄策略書’と言うものを提出して、西欧のキリスト神父の力を借りて、朝鮮・英国・フランスとの三国同盟を締結してロシアに敵対することを提案した。この提案は、一応大院君の関心を引いたが、北京から帰国した使節からロシアの脅威が消滅したことやキリスト教が西欧侵略の先導的な役割をしているとの報告を受けて、7名のフランス神父をはじめ数多くの朝鮮のキリスト教徒が弾圧を受け、殺害された(丙寅邪獄)。この事件がフランスに知られ、1866年フランス海軍のローズ提督は、これに抗議して軍艦と兵力を以て、2回に渡り江華島やその付近の小島を攻撃し、朝鮮との戦闘を交わった。 結局フランス艦隊は、朝鮮の根強い抵抗により撃退されたが、この事件により朝鮮はキリスト教や西欧人に対する敵対感が高まり、鎖国政策を強めることになった。
- 49) 辛未洋擾は 第4章 第3節参照。
- 50) 山辺健太郎, 前掲書, 31頁。
- 51) 石井孝, 前掲書, 317頁。
- 52) Morse H. B., *The international relations of the chinese empire*, 1834—1911, Shanghai, Kelly and Walse, 1918, Vol.11, pp. 287—288.

53) 『日本外交文書』 第8巻, 317頁。

54) 立教大学日本史研究室編 『大久保利通文書』第8巻, 吉川弘文館, 1965年, 52頁。

55) 寺島外務卿は、1876年1月朝鮮への全権使節の派遣に際して使節の派遣の規模に対する駐日外交団の質問に対し、全権大使が陸兵を引率しないことを明らかにした。

石井孝, 前掲書, 348頁。

56) 田保橋潔, 前掲書, 437頁。

57) 杵淵信雄『日韓交渉史』彩流社, 1992年, 32頁から再引用。

58) 山田昭次『日本と朝鮮』東京書籍, 1991年, 22頁。

59) 『松方正義文書』56冊(坂野潤治「明治初期の対外観」日本政治学会編『日本外交の思想』<『国際政治』71> 有斐閣, 1982年, 17頁)。

60) これについては第4章で論じる。

61) 田保橋潔, 前掲書, 413—416頁。

62) 英修道『外交史論集』慶応大学通信, 1969年, 162—163頁。

63) 83頁を参照すること。

64) 田保橋, 前掲書, 415—416頁。

65) 『日本外交文書』第8巻, 139—143頁。

森有礼は李鴻章との会談で、清国が朝鮮で宗主権を持つのは、名目的なものであると宣言し、1871年の日清条約のうちの相互不可侵の条項は、朝鮮には無関係であると声明した。これは朝鮮問題を武力を以て解決しようとした日本の意志を明らかにしたことであったが、清国政府はこの日本の脅迫に譲歩して、朝鮮に日本との条約を結ぶよう勧告した。詳しいことは第4章1節で論じる。

66) 『日本外交文書』第9巻, 23頁。

67) 『日本外交文書』第9巻, 7—8頁, 24頁, 44頁。

68) 「一 我ガ政府ハ専ラ朝鮮国ト旧交ヲ続ギ、和親ヲ敦クセンコトヲ望ヲ以テ主旨トセルガ為ニ、朝鮮ノ我ガ書ヲ斥ケ、我理事官ヲ接セザルニ関ラズ、仍ホ平和ヲ以テ良好ナル結局ヲ得ンコトヲ期シタルニ、何ゾ料ラン、俄カニ雲揚艦砲撃ノ事アルニ逢ヘリ、右ノ暴害ハ当時相当ナル防戦ヲ為シタルト云ヘドモ、然レドモ我ガ国旗ノ受ケタル汚辱ハ応ニ相当ナル賠償ヲ求ムベシ。

一 然レドモ朝鮮政府ハ未ダ顕ハニ相絶ツノ言ヲ吐カズ、而シテ我ガ人民ノ釜山ニ至ル者ヲ待遇スルコト、旧時ニ異ナルコトナシ、又其砲撃ハ果シテ彼ノ政府ノ命若クハ意ニ出タル歟、或ハ地方官弁ノ擅興ニ出タル歟モ未ダ知ルベカラザルヲ以テ、我ガ政府ハ敢テ親交全ク絶ヘタリト見做サズ。

一 故ニ我主意ノ注グ所ハ、交ヲ続クニ在ルヲ以テ、今全権使節タル者ハ、和約ヲ結ブコトヲ主トシ、彼能我ガ和交ヲ修メ、貿易ヲ広ムルノ求ニ従フトキハ、

即此ヲ以テ雲揚艦ノ賠償ト看做シ、承諾スルコト、使臣ノ委任ニ在リ。

一 右兩個ノ成功ハ必ズ相連貫シテ結局スベシ、而シテ鈴印ハ兩案同時ニ於テスト云トモ、和約條款ノ文案ヲ求メテ、叶議ニ至ルコトハ、必ズ雲揚艦ノ事、結案承諾ノ前ニ在ルベシ。

一 雲揚艦ノ砲撃ハ果シテ朝鮮政府ノ意、若クハ命ニ出タル歟、我要求ハ尤モ大ニシテ且急ナルベシ、或ハ其地方官弁ノ擅與ニ出タル歟、朝鮮政府亦其責ニ任ゼザルコトヲ得ザルベシ。

一 雲揚艦ノ事ニ付、若シ朝鮮政府其責ニ任ジ、我ト旧交ヲ続クノ誠意ヲ表セズ、却テ再ビ暴挙ヲ行ヒ、我政府ノ榮威ヲ汚サントスルニ至テハ、臨機ノ処分ニ出ルコト、使臣ノ委任ニアリ、要スルニ朝鮮人慣用スル所ノ依違遷延ノ手段ノ為ニ悞ラルルコト勿レ。

一 和交果シテ成ルニ至テハ、徳川氏ノ旧例ニ拘ルコトナク、更ニ一歩ヲ進メ、左ノ条件ヲ完結スベシ。

『日本外交文書』第8卷，144—147頁。

69) 同上。

70) 同上。

71) 「命日本通商条約等節 爛加商確

議政府啓言 即見副官胆報 則日本使臣修好通商事 胆上条規冊子 而令廟堂稟處矣 三白年信使修睦 設館互市 而年来雖以書契事相持 然今在統好之地 不必牢拒 其通商条約等節 不容不爛加商確 兩相便宜此意 請知委於大官 允之」

『高宗実録』高宗13年丙子正月24日。

72) 第1回の会談に参席した兩國のメンバーは、日本側は、全權黒田参議・副全權井上議官・随員宮本外務大丞・森山外務権大丞・小牧開拓幹事・通訳浦瀬四等書記官であって、韓国側は、申櫨全權大臣・副官尹滋承・従事官洪大重・伴徇姜璋・軍官徐贊輔・訓導玄昔運であった。

田保橋，前掲書，455—456頁。

73) 1866年12月、中国広東で発行されていた中外新聞に、日本人八戸順淑の話引用した記事が載せられたが、その内容は、日本が西洋の軍備學術を習い、80隻の火輪兵船を持っていること、最近上海で火輪船を製造して日本に持ち帰ったこと、268人の日本の諸侯が江戸に集まって朝鮮を攻撃する計画を立てていることなどであった。この記事の内容が清国政府により朝鮮に伝えられ、これが朝鮮をして日本との修交を反対した重要な背景になったのである。

74) 田保橋，前掲書，465頁。

75) 『日本外交文書』第9卷，111—112頁。

76) 『日本外交文書』第9卷，114—119頁。

77) 『日本外交文書』第9卷，79—80頁。

78) 信夫清三郎編，前掲書，101頁。

79) 『日本外交文書』第9卷，275—279頁。

80) 『日本外交文書』第9卷，279—283頁。

81) 「奉勅者 貴示兩冊子 其一新立通商規制 務歸寬容 官吏之營私討索 商賈之專利權酷 一切革除 及人民売買 不要毎回照數 貨物出入 特許數年免除也 其一兩國漂民救恤 經費會計追償 及漂民留連雇賃力役 控除心償 而其所剩余保護還業等項也 各件一一照領 益歟貴意務在交便兩國人民人纖悉具備 惟当依此施行 永遵章程 茲肅回覆 敬冀照亮

丙子七月初六日

講修官議政府堂上

趙寅熙

大日本国理事官外務大丞 宮本小一 閣下]

「修好兼貿易書類」 金義煥 「朝鮮近代韓日關係史研究」京仁文化社、1982、460—461頁から再引用。

82) 田保橋，前掲書，464頁。

83) 朝鮮政府はこうした不利な不平等条約を締結した後、他国の関税制度を理解してから、極めて慌てて、1878年から一定の貨物通関税を朝鮮人から徴収して、日本側から抗議を受けた。朝鮮側は、関税を朝鮮人に限って徴収するので日本はこれに干渉する立場でないと主張した。

「旧韓末条約彙纂」董徳模『韓国の開国と国際関係』ソウル大学出版部，24頁から再引用。